

福岡空港回転翼機能移設事業に係る
環境影響評価書

平成30年3月

国土交通省大阪航空局
国土交通省九州地方整備局

はじめに

本図書は、福岡市環境影響評価条例(平成10年3月30日福岡市条例第18号)第20条の規定に基づき作成した「福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価書(以下、「評価書」という。)」である。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図及び2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平29情複、 第195号)

本書に掲載した空中写真は、国土地理院長の承認を得て、同院撮影の空中写真を複製したものである。(承認番号 平29情複、 第195号)

また、本書に掲載した地図及び空中写真をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

— 目 次 —

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1.1-1
1.1 事業者の名称	1.1-1
1.2 代表者の氏名	1.1-1
1.3 主たる事務所の所在地	1.1-1
第2章 対象事業の目的及び内容	2.1-1
2.1 対象事業の目的	2.1-1
2.2 対象事業の内容	2.2-1
2.2.1 事業の名称	2.2-1
2.2.2 事業の種類	2.2-1
2.2.3 対象事業実施区域	2.2-1
2.2.4 対象事業の概要	2.2-5
2.2.5 その他の対象事業に関する事項	2.2-7
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3.1-1
3.1 自然的状況	3.1-4
3.1.1 大気環境の状況	3.1-4
3.1.2 水環境の状況	3.1-26
3.1.3 地形・地質等の状況	3.1-40
3.1.4 動物、植物、生態系の状況	3.1-45
3.1.5 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3.1-77
3.2 社会的状況	3.2-1
3.2.1 人口・産業の状況	3.2-1
3.2.2 資源利用の状況	3.2-9
3.2.3 社会資本整備等の状況	3.2-15
3.2.4 環境保全上の指定・規制の状況	3.2-29
3.3 その他の必要な事項	3.3-1
第4章 計画段階環境配慮書に関する内容	4.1-1
4.1 対象事業実施区域の選定経緯	4.1-1
4.2 複数案の検討	4.2-1
4.3 騒音	4.3-1
4.3.1 調査	4.3-1
4.3.2 予測	4.3-1
4.3.3 評価	4.3-3

4.4 人と自然との触れ合いの活動の場	4.4-1
4.4.1 調査	4.4-1
4.4.2 予測	4.4-2
4.4.3 評価	4.4-2
第5章 配慮書に対する意見及び配慮書に対する意見についての事業者の見解	5.1-1
5.1 配慮書に対する意見及び配慮書に対する意見についての事業者の見解	5.1-1
5.2 配慮書市長意見及び配慮書市長意見についての事業者の見解	5.2-1
第6章 方法書に対する意見及び意見についての事業者の見解	6.1-1
6.1 方法書に対する意見及び方法書に対する意見についての事業者の見解	6.1-1
6.2 方法書市長意見及び方法書市長意見についての事業者の見解	6.2-1
第7章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	7.1-1
7.1 環境影響評価の項目の選定	7.1-1
7.1.1 環境影響評価の項目	7.1-1
7.1.2 選定の理由	7.1-3
7.2 調査及び予測の手法	7.2-1
7.2.1 大気質	7.2-2
7.2.2 騒音	7.2-24
7.2.3 超低周波音	7.2-33
7.2.4 振動	7.2-35
7.2.5 動物	7.2-39
7.2.6 植物	7.2-45
7.2.7 生態系	7.2-47
7.2.8 景観	7.2-48
7.2.9 人と自然との触れ合いの活動の場	7.2-50
7.2.10 廃棄物等	7.2-52
7.2.11 温室効果ガス等	7.2-53
7.3 評価の手法	7.3-1
7.3.1 環境影響の回避、低減に係る評価	7.3-1
7.3.2 福岡市、福岡県又は国が実施する環境の保全に関する施策との整合性	7.3-3
7.4 専門家による技術的助言	7.4-1
7.4.1 専門家による技術的助言	7.4-1
第8章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	8.1-1
8.1 予測の前提	8.1-1

8.5 振動	8.5-1
8.5.1 調査	8.5-1
8.5.2 予測及び評価	8.5-7
8.5.2.1 建設工事の実施に伴う振動（工事の実施）	8.5-7
8.5.2.2 資材等運搬車両の走行に伴う振動（工事の実施）	8.5-18
8.6 動物	8.6-1
8.6.1 調査	8.6-1
8.6.2 予測及び評価	8.6-56
8.6.2.1 飛行場の存在及びヘリコプターの運航に伴う 動物への影響（存在・供用）	8.6-56
8.7 植物	8.7-1
8.7.1 調査	8.7-1
8.7.2 予測及び評価	8.7-15
8.7.2.1 飛行場の存在に伴う植物への影響（存在・供用）	8.7-15
8.8 生態系	8.8-1
8.8.1 調査	8.8-1
8.8.2 予測及び評価	8.8-13
8.8.2.1 飛行場の存在に伴う生態系への影響（存在・供用）	8.8-13
8.9 景観	8.9-1
8.9.1 調査	8.9-1
8.9.2 予測及び評価	8.9-14
8.9.2.1 飛行場の存在に伴う景観への影響（存在・供用）	8.9-14
8.10 人と自然との触れ合いの活動の場	8.10-1
8.10.1 調査	8.10-1
8.10.2 予測及び評価	8.10-10
8.10.2.1 飛行場の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場 への影響（存在・供用）	8.10-10
8.11 廃棄物等	8.11-1
8.11.1 調査	8.11-1
8.11.2 予測及び評価	8.11-4
8.11.2.1 建設工事の実施に伴う廃棄物等（工事の実施）	8.11-4

8.12 温室効果ガス等	8.12-1
8.12.1 調査	8.12-1
8.12.2 予測及び評価	8.12-2
8.12.2.1 ヘリコプターの運航及び飛行場の施設の供用に伴う 温室効果ガス等（存在・供用）	8.12-2
第9章 環境保全措置	9-1
9.1 環境保全措置	9-1
9.1.1 環境保全措置の検討方法	9-1
9.1.2 環境保全措置の内容	9-1
第10章 事後調査	10-1
10.1 事後調査を実施する項目	10-2
10.2 事後調査計画の作成	10-3
10.2.1 事後調査を実施することとした理由	10-3
10.2.2 事後調査手法、事後調査の評価方法	10-3
10.3 事後調査実施後の検討	10-13
10.4 事後調査終了の判断	10-13
10.5 事後調査報告書の作成等	10-13
第11章 総合評価	11-1
第12章 準備書に対する意見及び意見についての事業者の見解	12.1-1
12.1 準備書に対する意見及び準備書に対する意見についての事業者の見解	12.1-1
12.2 準備書市長意見及び準備書市長意見についての事業者の見解	12.2-1
第13章 その他規則で定める事項	13-1
第14章 受託者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	14-1
14.1 受託者の名称及び代表者の氏名	14-1
14.2 受託者の主たる事務所の所在地	14-1

参考資料

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1 事業者の名称

国土交通省 大阪航空局

国土交通省 九州地方整備局

1.2 代表者の氏名

国土交通省 大阪航空局長 千山 善幸

国土交通省 九州地方整備局長 増田 博行

1.3 主たる事務所の所在地

大阪航空局：大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

九州地方整備局：福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

現在、福岡空港では、福岡圏域住民の安全・安心の確保、情報発信のための機能等、重要な役割を果たすため、一刻一秒を争う緊急出動（消防、捜索・救助、救急医療、報道）に備え、福岡市消防局や福岡県警察等のヘリコプターが常駐待機している（自衛隊機、他空港への移転機（海上保安庁等）は含まない23機）。

表 2.1-1 使用目的別ヘリコプター離着陸回数（福岡空港）

種別	使用目的	離着陸回数（回/年） ^{※1)}
福岡市消防	消防等業務	8百回程度
福岡県警察	捜索・救助等業務	1千回程度
報道事業者	報道取材	3千回程度
その他	救急患者搬送、外来 ^{※2)} 等	2千回程度
	合計	7千回程度

※1) 現在の福岡空港におけるヘリコプターの離着陸回数は年間7千回程度

※2) 外来とは、常駐機以外の利用で、使用頻度はごくわずかである

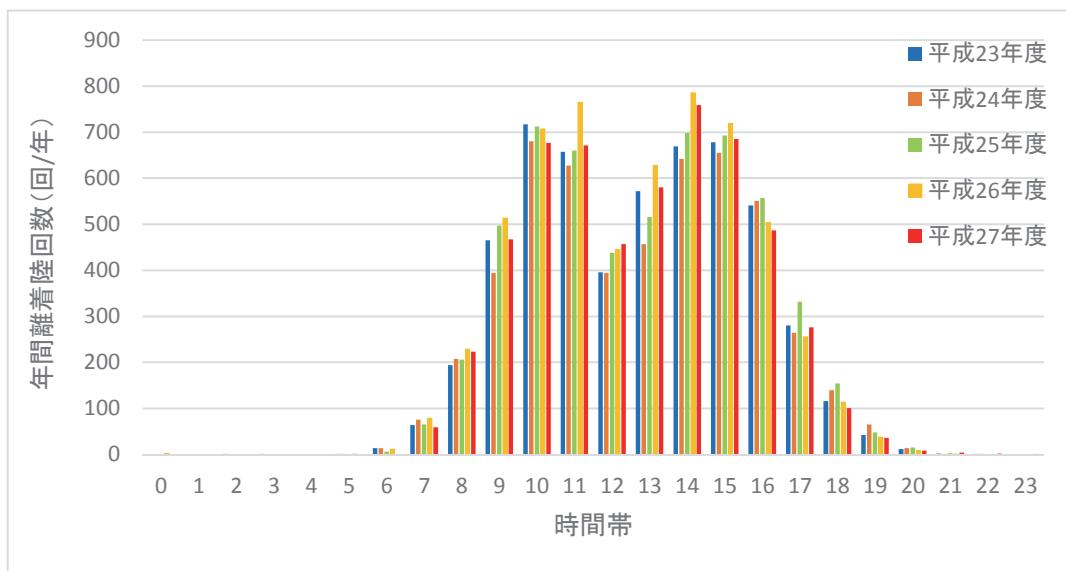


図 2.1-1 時間帯別ヘリコプター離着陸回数（福岡空港）

※1) 福岡空港の利用時間外（22時台～6時台）の平成23年度から平成27年度の5か年平均離着陸回数は、全体の0.2%程度であり、救命・救難などの人道的活動を実施。

福岡県における日の入り・日の出の年間平均時刻（平成27年）を参考とした18時台～6時台で集計した平成23年度から平成27年度の5か年平均離着陸回数は、全体の3.5%程度。

※2) 自衛隊機、他空港への移転機（海上保安庁等）は含まない。

一方、福岡空港は、アジア諸国との交流拡大、格安航空会社（LCC）の参入等により航空機離着陸回数が増加しており、ヘリコプターの運航と民航機（固定翼機）の運航が競合することが多く、双方の運航に影響を与えている。



図 2.1-2 福岡空港の現状

福岡空港における航空需要は、アジアに近いという地理的優位性も相俟って国際線を中心にはさらなる増加が見込まれている。

ヘリコプターと民航機（固定翼機）の混在がこのまま続ければ、ヘリコプターの運航に与える影響は、さらに厳しくなるものと考えられる。

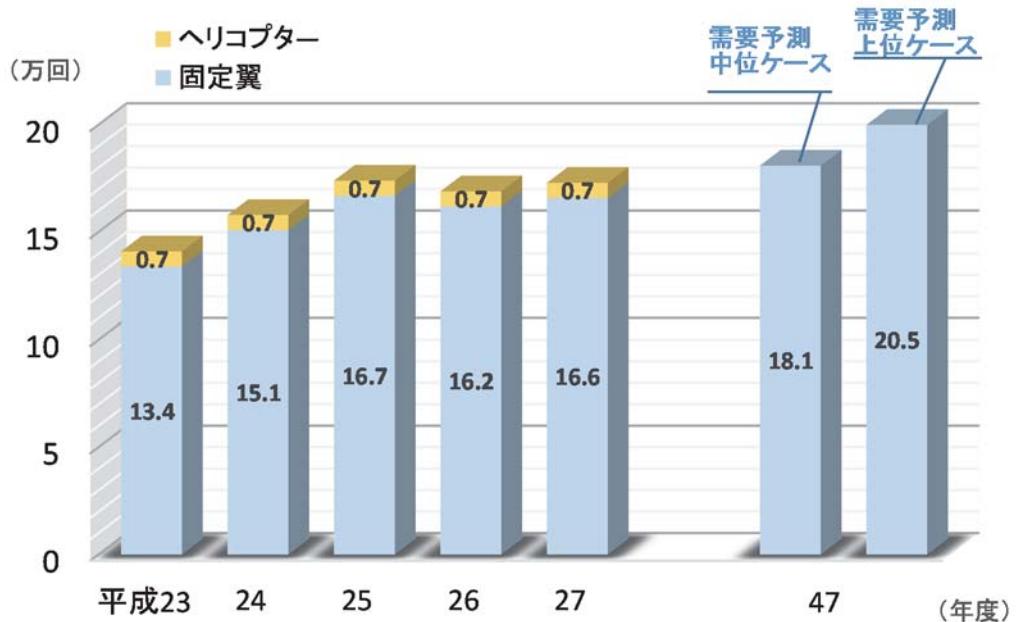


図 2.1-3 福岡空港の離着陸回数(需要予測)



図 2.1-4 福岡空港の現状（ピーク時間帯）

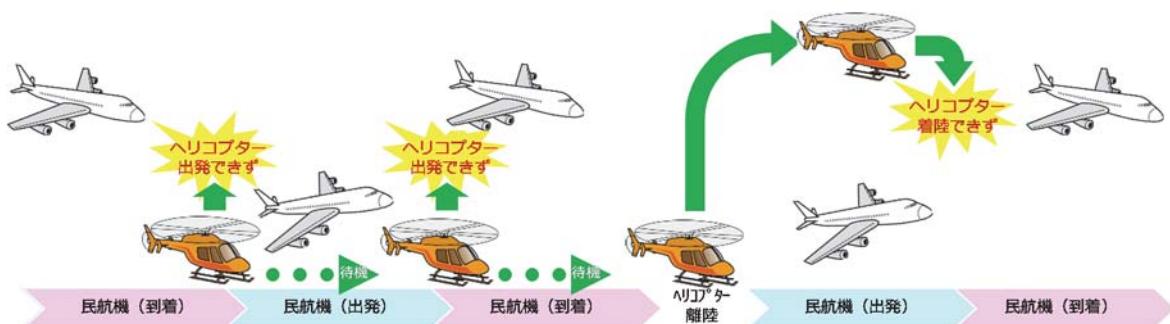


図 2.1-5 将来の福岡空港におけるピーク時間帯の離着陸イメージ

本事業は、ヘリコプター専用の運用施設を現空港場外に新たに設置することで、緊急出動等の活動において、ヘリコプターのより迅速な運航を可能とし、福岡圏域住民の安全・安心の確保、情報発信のための機能等、重要な役割を最大限に発揮させるものである。

なお、福岡空港においては、本事業によりヘリコプターと民航機（固定翼機）の混在が改善され、運航効率の向上等が図られることとなる。

表 2.1-2 ヘリコプターの常駐機数

	東京圏	大阪圏	福岡圏
拠点空港	7機 (東京国際空港)	8機 (大阪国際空港)	23機 (福岡空港)
ヘリコプター の拠点	73機 (東京ヘリポート)	52機 (八尾空港)	—

注1) 東京圏・大阪圏では、ヘリコプターの拠点が別途設置されているが、福岡圏にはない。

注2) 福岡空港のヘリコプター常駐機数は現在23機（自衛隊機、他空港への移転機(海上保安庁等)は含まない）であり、他空港に比べると突出して多い。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 事業の名称

福岡空港回転翼機能移設事業

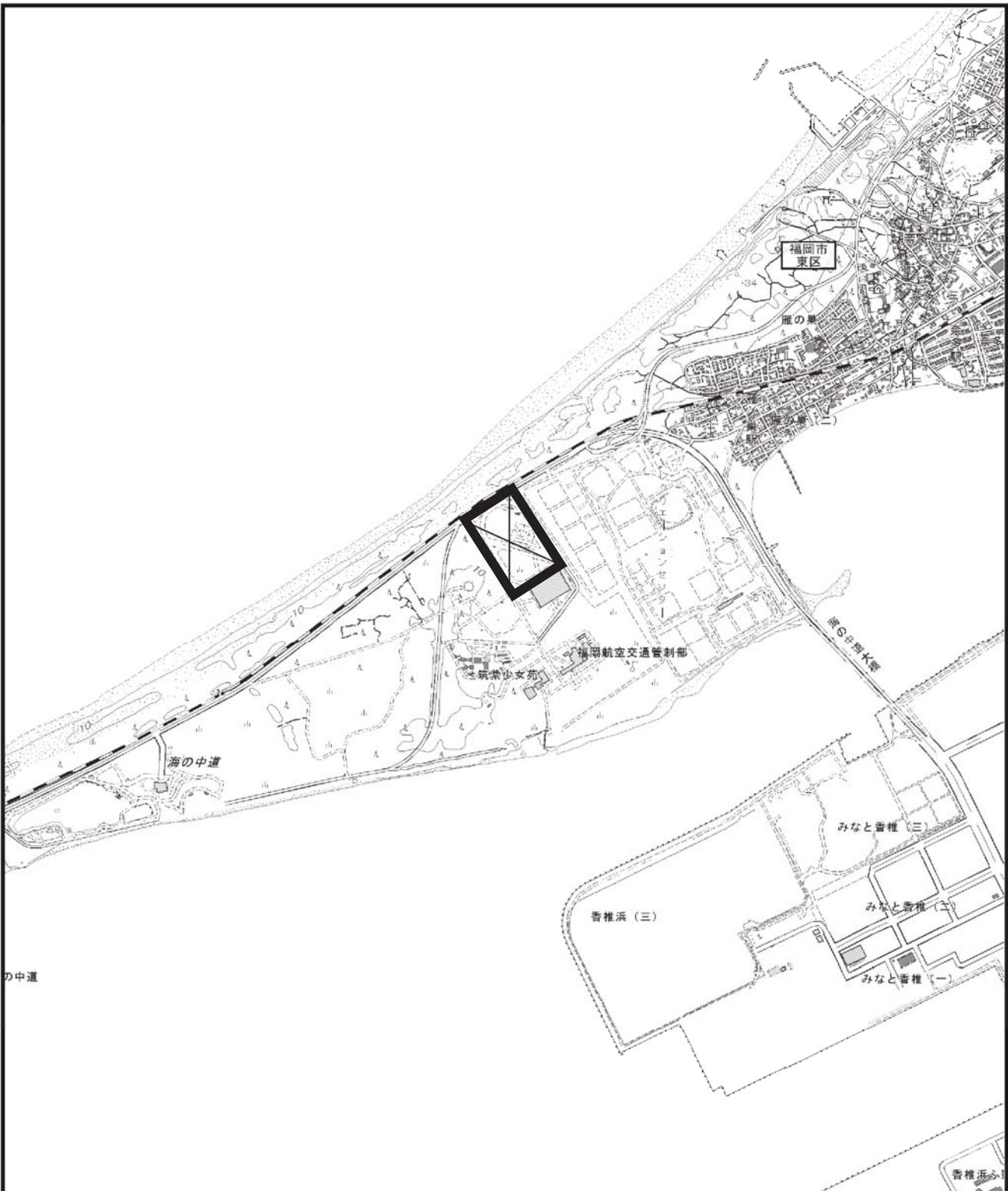
2.2.2 事業の種類

飛行場及びその施設の設置の事業

2.2.3 対象事業実施区域

福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜

対象事業が実施されるべき区域の位置及び周辺の状況は、図 2.2-1～図 2.2-3に示すとおりである。

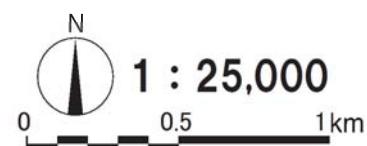


凡例



: 対象事業実施区域

図 2.2-1 対象事業実施区域位置図





凡 例



: 対象事業実施区域

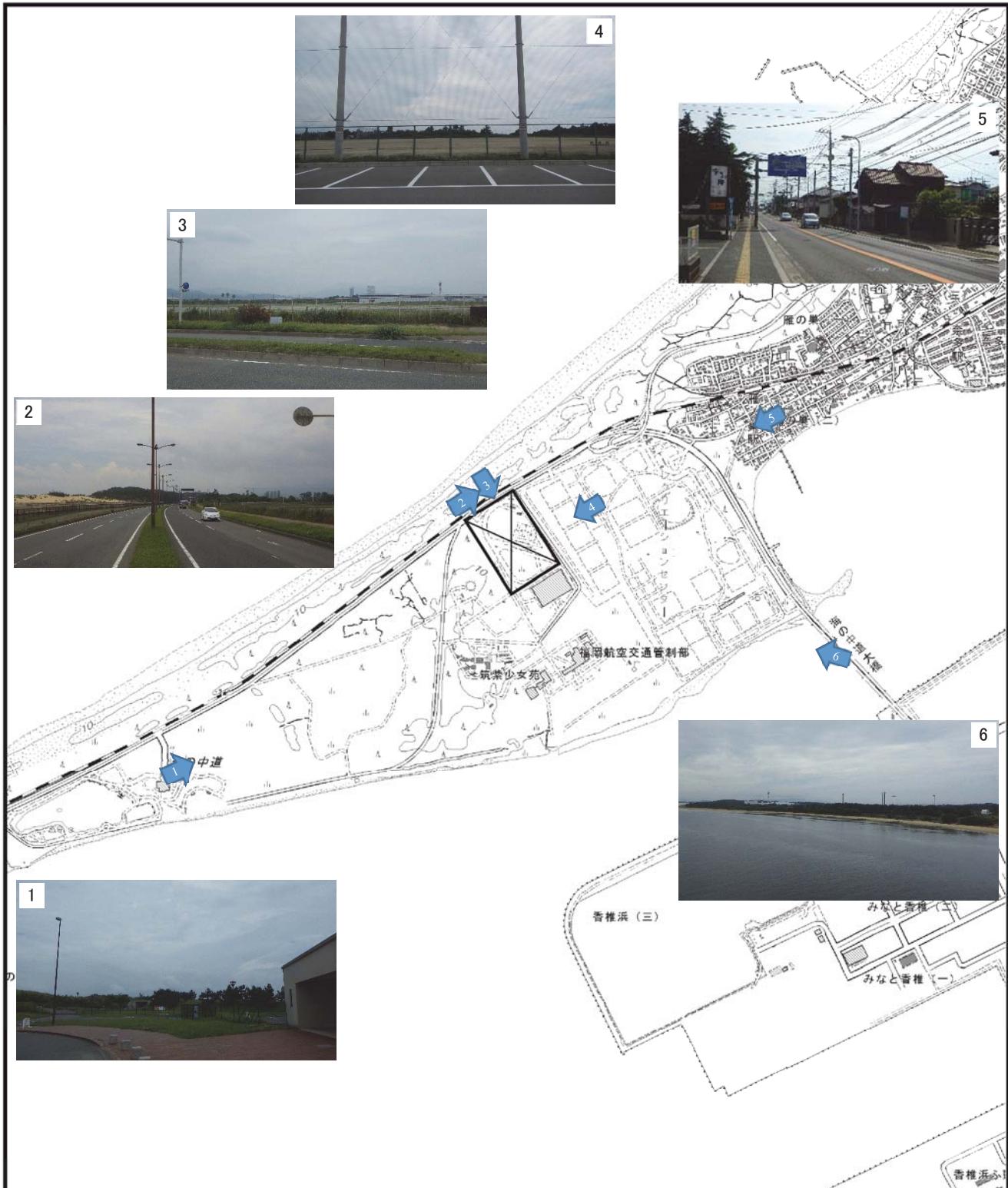
図 2.2-2 対象事業実施区域位置図（航空写真）



0

100

500m

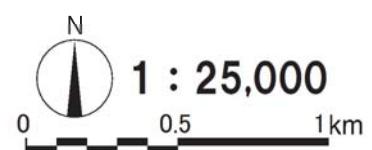


凡 例



: 対象事業実施区域

図 2.2-3 対象事業実施区域周辺の状況



2.2.4 対象事業の概要

(1) 対象事業、施設配置等に関する事項

ヘリポート及びその施設の設置の事業の規模 : 面積 86,600m²

対象事業の計画概要は、表 2.2-1に示すとおりである。

表 2.2-1 施設等の概要

回転翼機能施設		面積 86,600m ²
基 本 施 設	滑 走 路	長さ35m×幅30m
	誘 導 路	長さ171m×幅9.1m
	エ プ ロ ン	面積 22,000m ²
タ ー ミ ナ ル 施 設	格 納 庫 事 務 所 等 建 屋 管 理 庁 舍 給 油 施 設 等 道 路 ・ 駐 車 場	面積 19,200m ²

※1) 回転翼機能施設の面積86,600m²は、基本施設及びターミナル施設の他に緑地部等の面積が含まれる。

※2) 対象事業実施区域に隣接した福岡航空交通管制部及び筑紫少女苑が使用しているアクセス道路の一部を回転翼機能施設として含める。なお、航空法第38条に基づく告示面積は約90,800m²である。

※3) 供用後の排水処理については、水質を保全するため、施設内から排出された下水は公共用水域に流れないよう、すべて下水道に接続し、敷地内に降った雨水は地下浸透させる計画である。エプロン上の排水については、油水分離槽を設けることにより、地下に油類が浸透しない構造とする。

対象事業の施設配置計画の概念図は、図 2.2-4に示すとおりである。

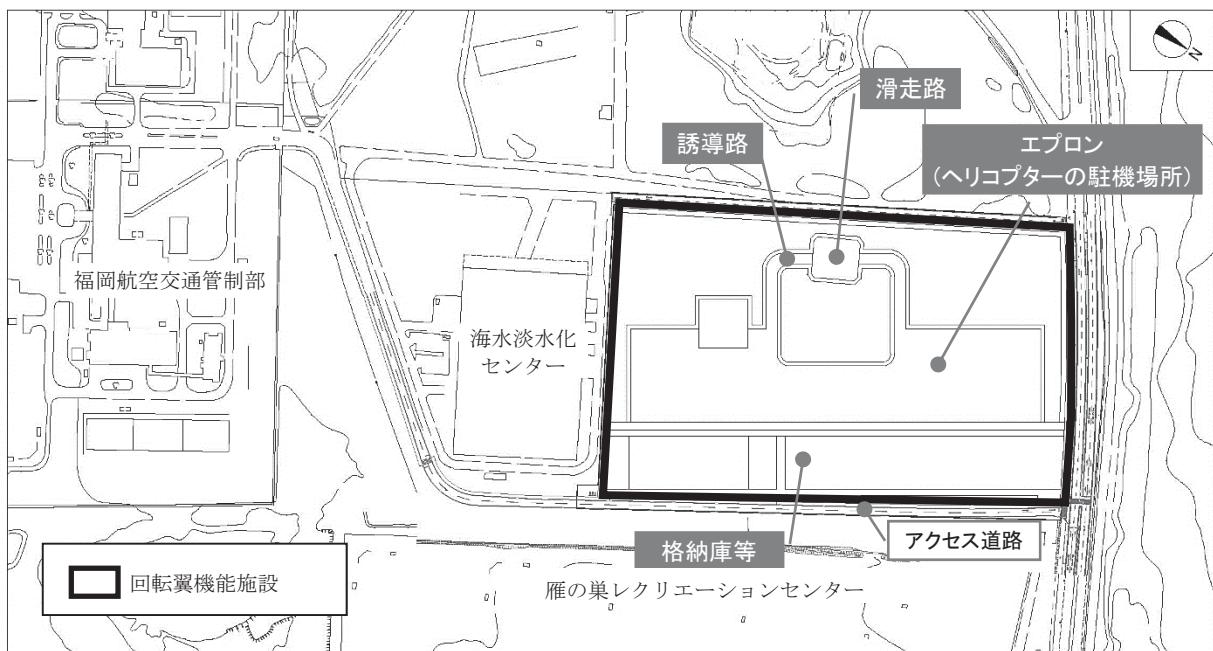


図 2.2-4 施設配置計画概念図

(2) 工事計画の概要

対象事業において想定している工事工程は、表 2.2-2に示すとおりである。

主要な工事は、工種別には、土木工事、建築工事、照明工事等であり、工区別では付替え道路整備工区、浸透池整備工区、一般部工区、地盤改良部工区、ターミナル地区工区を予定しており、約1年半の工事期間を見込む。

なお、詳細な工事工程や使用する建設機械及び資材等運搬車両の計画については、「第8章 8.1 予測の前提」に示す。

表 2.2-2 主要工事工程

	工種・項目	1年目												2年目				
		1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目	8ヶ月目	9ヶ月目	10ヶ月目	11ヶ月目	12ヶ月目	13ヶ月目	14ヶ月目	15ヶ月目	16ヶ月目	17ヶ月目
工種別 工程	付帯施設工事			■														
	土木工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■					
	建築工事				■	■	■	■	■	■	■	■	■					
	照明工事等	■			■				■	■	■	■	■					
工区別 工程	【付替え道路整備】																	
	土工	■																
	舗装工		■	■														
	排水工		■															
	【浸透池整備】																	
	土工																	
	【一般部】																	
	土工		■		■	■												
	撤去工			■														
	舗装工(本体)													■	■			
	舗装工(ショルダー)													■	■			
	舗装工(点検道路)																	
	排水工				■	■												
	付帯施設													■	■			■
【地盤改良部】	土工	■			■													
	地盤改良工				■	■	■	■	■	■	■	■	■					
	舗装工(本体)													■	■			
	舗装工(ショルダー)													■	■			
	舗装工(点検道路)													■				
	排水工													■	■			
	付帯施設													■	■			■
	【ターミナル地区】																	
	土工	■			■													
	撤去工				■													
	舗装工(構内道路)																	
	排水工																	
	付帯施設													■	■			
	格納庫等建築物					■	■	■	■	■	■	■	■					

※) 対象事業実施区域は、整地された造成地であり、本事業では大規模な造成工事は予定していないものの、土工部の速やかな転圧・舗装復旧の実施等により、裸地状態の短期化・縮小化を図る。また、工事中に生じる雨水や地下水等は場内の浸透池にて地下浸透させ、濁水の発生を極力抑える計画である。

2.2.5 その他の対象事業に関連する事項

(1) 運航計画の概要

- ・ 本事業に係る運航計画は、現在の福岡空港における回転翼機能を移設するものであり、その移設対象は、消防、捜索・救助、救急医療、報道等に関するものである。
- ・ 当該施設は現在の福岡空港と同様の機能を確保するため、24時間運用となることを想定しているが、福岡空港における平成23年度から平成27年度の5か年平均の離着陸回数の実績では、利用時間外（22時台～6時台）の離着陸回数は、全体の0.2%程度であり、救命・救難などの人道的活動を実施している。
- ・ 常駐機数は、現在の福岡空港と同規模の23機程度（自衛隊機、他空港への移転機（海上保安庁等）は含まない）。将来的に数機程度増加する可能性はあるが、敷地の制約から大幅な増加は想定していない。
- ・ ヘリコプターの離着陸回数は、近年の福岡空港でのヘリコプターの運航実績から年間6～7千回程度と想定される。

(2) 飛行ルート及び高度

- ・運航方法に関し、出発・到着時の飛行ルートは、原則、住居上空は飛行しない（緊急状態や悪天回避等飛行せざるを得ない場合及び飛行の目的地が住居上空の場合を除く。）。
- ・ヘリコプターの運航は、北側及び南側に進入表面を設け、北側は玄界灘海域上空、南側は博多湾海岸付近上空で旋回し、北東方向、南西方向、西方向への飛行ルートを有する。
- ・対象事業実施区域及びその周辺は、福岡空港離着陸の民航機（固定翼機）の経路が上空にあるため、これらの空域とヘリコプターが飛行する高度（水平飛行の最高高度は700フィート（約213m）程度を想定）を分けて安全を確保する。

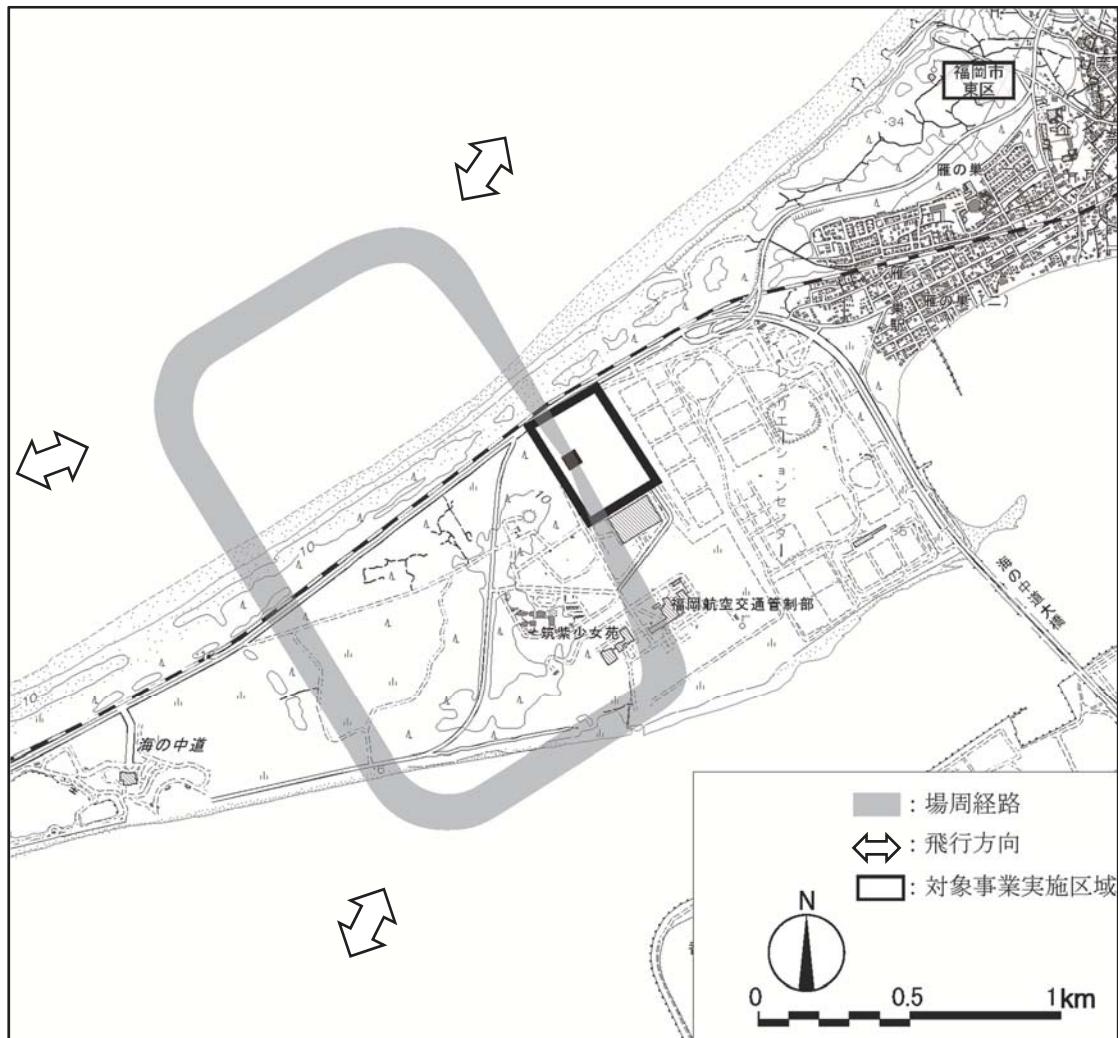


図 2.2-5 飛行ルート図

※) 場周経路：離着陸する航空機の流れを整えるために、滑走路周辺に設定された飛行経路

(3) アクセス交通量と走行経路

アクセス道路は、対象事業実施区域北側の主要地方道59号（志賀島和白線）を利用する。

車両台数は、従業員の通勤車両（全ての従業員等が車で毎日行き来するものと仮定した場合）等の合計で1日あたり330台程度^(※1)である。

増加する交通量が現況交通量12,333台/12 h^(※2)に占める割合は3%程度であり、また、この断面における交通容量の32,000台/12 hに対する混雑度^(※3)は、0.39程度である。

なお、当該地域において過去の実績では年間のうち一日のみ対象事業実施区域を超えて渋滞が発生する日があった。^(※4)

※1：事業者ヒアリング集計

※2：平成27年度福岡市交通量調査集計（平日）

※3：混雑度＝交通量（台/12 h）／交通容量（台/12 h）。通常1.0以下であれば、昼間12時間を通して道路が混雑することなく円滑に走行可能で、渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどないとされる指標である。

※4：平成27年度の実績では、海の中道海浜公園が無料開放した5月の一日のみ、西戸崎方面からアイランドシティまで渋滞した。

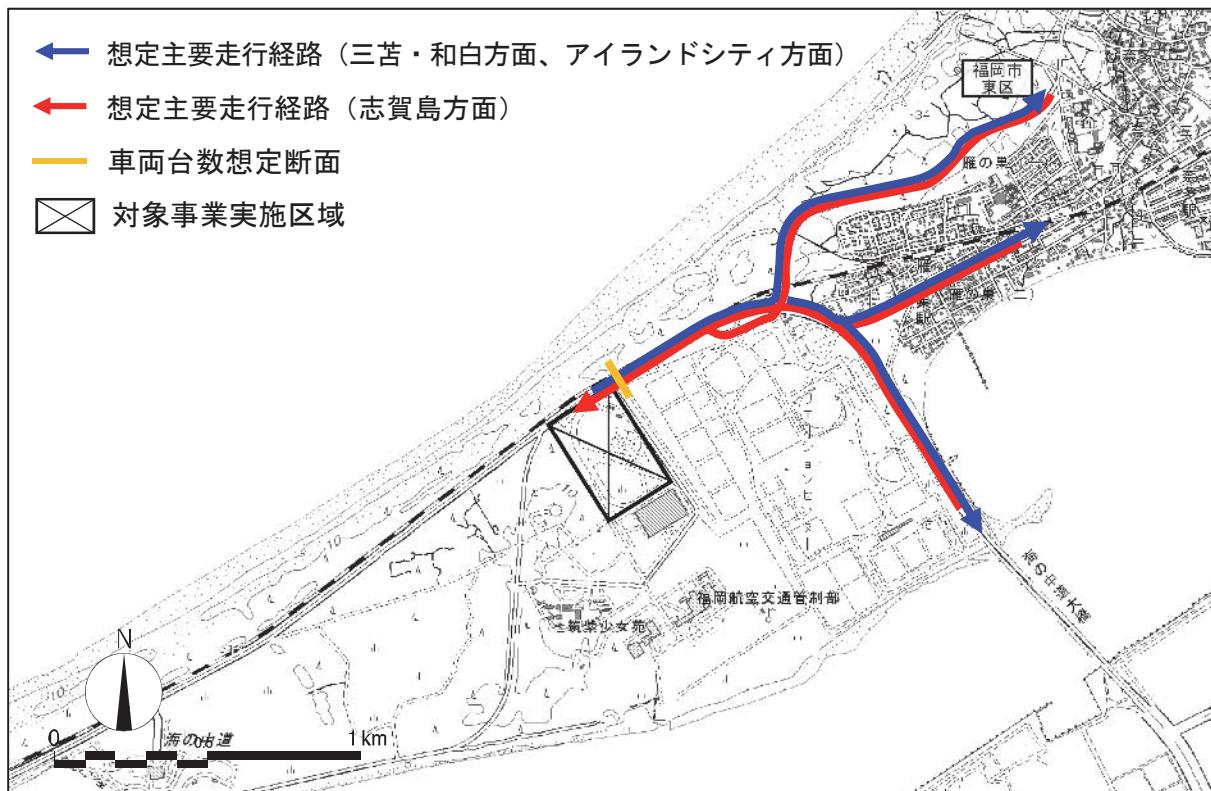


図 2.2-6 想定主要走行経路

(4) 環境保全の方針

対象事業に係る環境影響評価において、福岡市、福岡県又は国が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的とする。

予測の結果、対象事業の実施による「環境影響がないと判断される場合」及び「環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合」を除き、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避又は低減するための環境保全措置を検討する。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲（以下、「対象事業実施区域周囲」という。）の概況については、福岡市東区のうち図3-1に示す範囲を対象とし、既存資料を基に情報を収集・整理した。

ただし、以下については、範囲を変更している。

大気環境については、主として図3-2に示す福岡市の範囲を対象とし、統計資料については、対象事業実施区域が位置する福岡市東区並びに博多区及び中央区を対象とした。

航空機騒音、水質（地下水）については、主として図3-2に示す福岡市東区の範囲を対象とし、統計資料については、対象事業実施区域が位置する福岡市東区を対象とした。

道路交通振動については、図3-1に示す範囲内に調査地点がないため、2km程度南東に範囲を広げて表示した。あわせて、道路交通騒音についても同様の範囲とした。

漁場位置については、周辺の漁場範囲の全体を示すため、1:110,000の図を用いた。

埋蔵文化財包蔵地の分布位置については、分布位置と対象事業実施区域の関係を示すため、1:10,000の図を用いた。



凡 例

図 3-1 対象事業実施区域周囲の範囲

□ : 対象事業実施区域

----- : 市町村界





凡 例

■ : 対象事業実施区域

----- : 市町村界

---- : 区界

図 3-2 対象事業実施区域周囲（大気環境）



3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象

気象観測地点は図 3.1.1-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域周囲については、福岡航空測候所と福岡管区気象台の 2 地点がある。また、風向・風速データの測定は、気象観測所のほか、一般環境大気測定期局（4 地点）で行われており、事業実施区域に最も近い測定地点は、一般環境大気測定期局の「香椎」（福岡市東区香住ヶ丘 3 丁目 10）である。

福岡管区気象台における気象状況の平年値（昭和 56～平成 22 年の平均値）は表 3.1.1-1 に示すとおりである。対象事業実施区域周囲は、対馬海流の支流が流れる玄界灘に面するため、年間を通じた気候要素を見ると暖帶的要素は強いが、日本海側に位置することから冬季に曇りや雨の天気が多く、季節風の影響により風の強い日が多いといった、日本海型気候区の特徴を示す。なお、降水量の最大値は冬季ではなく夏季であることから、太平洋型気候区への漸移帶であると考えられている。年の平年値としては、平均気温は 17.0℃、相対湿度は 68%、降水量は 1612.3mm となっている。

表 3.1.1-1 福岡管区気象台における気象状況の平年値^{※)}

区分 月	現地気圧 (hPa)	平均気温 (°C)	相対湿度 (%)	平均風速 (m/s)	最多風向	降水量 (mm)	日照時間 (時間)	降雪の深さ (cm)
1 月	1,020.1	6.6	63	3.6	南東	68.0	102.1	2
2 月	1,018.8	7.4	63	3.0	南東	71.5	121.0	1
3 月	1,016.5	10.4	65	3.4	北	112.5	149.8	1
4 月	1,013.4	15.1	65	3.2	北	116.6	181.6	-
5 月	1,010.0	19.4	68	2.9	北	142.5	194.6	-
6 月	1,006.5	23.0	74	2.7	北	254.8	149.4	-
7 月	1,006.2	27.2	75	3.1	北	277.9	173.5	-
8 月	1,006.7	28.1	72	3.1	北	172.0	202.1	-
9 月	1,010.3	24.4	73	3.2	北	178.4	162.8	-
10 月	1,015.5	19.2	67	3.2	北	73.7	177.1	-
11 月	1,019.0	13.8	67	2.9	南東	84.8	136.3	-
12 月	1,020.5	8.9	64	3.2	南東	59.8	116.7	0
年	1,013.6	17.0	68	3.1	南東	1,612.3	1,867.0	4

※) 平年値とは、昭和56～平成22年の30年間の観測値の平均をもとに算出している。なお、最多風向のみ平成2～平成22年の21年間の観測値をもとに算出している。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ、
<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>）



凡 例

□ : 対象事業実施区域

----- : 市町村界

---- : 区界

■ : 気象観測所（2 地点）

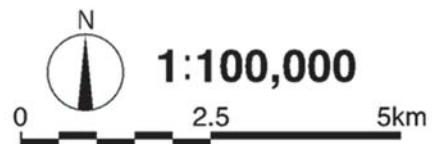
● : 一般環境大気測定局（4 地点）

◎ : 自動車排出ガス測定局（3 地点）

◇ : 降下ばいじん測定局（1 地点）

図 3.1.1-1 気象・大気質測定地点位置図

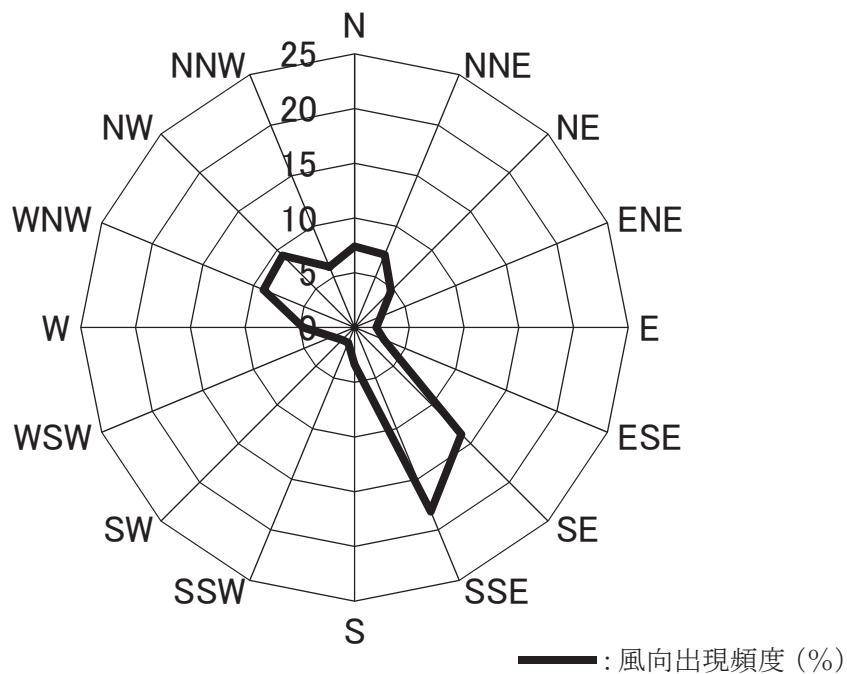
出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ）



一般環境大気測定局の「香椎」における平成 27 年度の風向・風速観測結果は、図 3.1.1-2 及び表 3.1.1-2 に示すとおりである。

年間最多風向としては、南南東（18.2%）、次いで、南東（13.8%）、北西（9.3%）の順で発生頻度が高くなっている。なお、風速 0.4m/s 以下の状態が出現する頻度を指す、静穏出現率は 3.5% である。

月間の最多風向は、南南東の風となる月数が多く、年間で 10 ヶ月を占めている。それ以外の風は 8 月の南東の風、9 月の北北東の風となっている。また平均風速は、2.4m/s（5 月、6 月、8 月）～3.3m/s（1 月）の範囲にある。



出典：「福岡市環境局環境監理部環境保全課資料」を基に作成

図 3.1.1-2 一般環境大気測定局の「香椎」における風配図

表 3.1.1-2 風向・風速観測結果（香椎）

項目	平成 27 年										平成 28 年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
最多風向	南南東	南南東	南南東	南南東	南東	北北東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東
平均風速 (m/s)	3.0	2.4	2.4	2.6	2.4	2.8	2.6	2.5	2.8	3.3	3.2	2.8	
1 時間値の風速最高値 (m/s)	9.3	8.4	7.9	12.0	12.8	9.1	7.7	10.4	11.2	11.3	10.1	10.5	

出典：「福岡市環境局環境監理部環境保全課資料」を基に作成

福岡管区気象台における平成 27 年度の全天日射量と雲量観測結果は表 3.1.1-3 に示すとおりであり、全天日射量の最大は 5 月の 19.7 MJ/m^2 であり、最小は 1 月の 5.1 MJ/m^2 である。また、雲量の最大は 6 月の 8.8、最小は 10 月の 3.9 である。

表 3.1.1-3 全天日射量と雲量観測結果（福岡管区気象台）

項目	平成 27 年									平成 28 年		
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
全天日射量 (MJ/m^2)	15.3	19.7	14.6	15.5	17.9	14.5	15.2	8.1	6.0	5.1	9.5	13.7
雲量	7.6	6.5	8.8	7.7	6.4	7.4	3.9	8.1	7.6	8.4	7.7	6.4

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ、
<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>）

(2) 大気質

対象事業実施区域周囲には図 3.1.1-1 に示すとおり、一般環境大気測定局が 4 局、自動車排出ガス測定局が 3 局ある。また、吉塚小学校では降下ばいじんの測定が行われている。これらの測定局の測定項目は表 3.1.1-4 に示すとおりである。

表 3.1.1-4 大気汚染測定地点及び測定物質

測定局名		測定物質										降下ばいじん	
		環境基準物質											
		二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	微小粒子状物質	ダイオキシン類	
一般環境大気	香椎	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	東	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
	吉塚	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
	市役所	○	—	○	○	○	—	—	—	—	○	○	—
自動車排出ガス	比恵	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	千鳥橋	—	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	—
	天神	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
吉塚小学校		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

「平成27年度版 ふくおかの環境」（平成27年12月 福岡市環境局）

「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、

http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozan/life/kankyohozan/prtrdeta_2_3.html）

1) 二酸化いおう

二酸化いおうの測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-5、表 3.1.1-6 及び図 3.1.1-3 に示すとおりである。平成 27 年度の測定結果では、全ての測定局において環境基準を満足しており、経年変化については横ばい傾向にある。

表 3.1.1-5 二酸化いおう測定結果（平成 27 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上連 続したことの有無	環境基準	環境基準 との比較
	(ppm)	(ppm)			
吉塚	0.002	0.006	無	1 時間値の 1 日平均 値が 0.04ppm 以下 であり、かつ、1 時 間値が 0.1ppm 以下 であること。	○
市役所	0.002	0.006	無		○
天神	0.002	0.005	無		○

注) 環境基準との比較では、日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと（長期的評価）を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-6 二酸化いおう（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (ppm)				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
吉塚	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002
市役所	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
天神	0.005	0.003	0.002	0.003	0.002

出典:「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

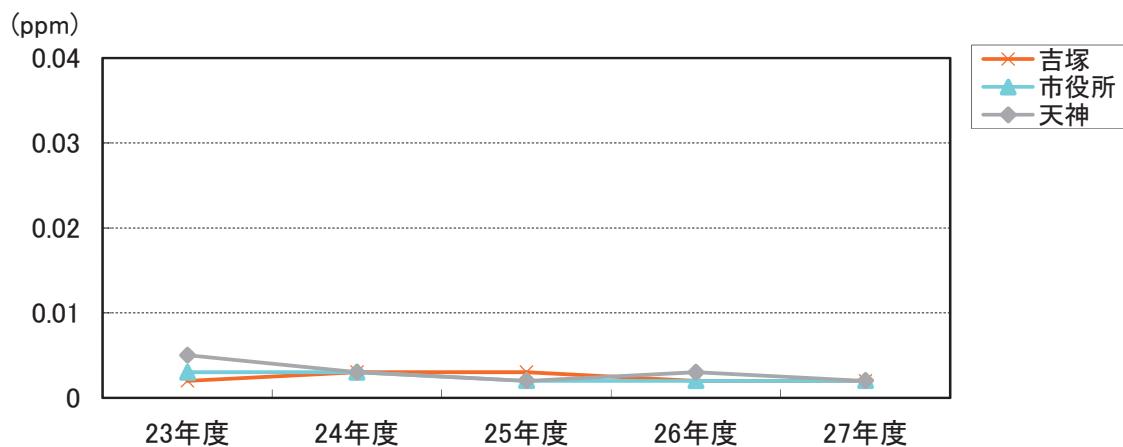


図 3.1.1-3 二酸化いおう（年平均値）の経年変化

2) 一酸化炭素

一酸化炭素の測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-7、表 3.1.1-8 及び図 3.1.1-4 に示すとおりである。平成 27 年度の測定結果では、天神測定局において環境基準を満足しており、経年変化については横ばい傾向にある。

表 3.1.1-7 一酸化炭素測定結果（平成 27 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の年間 2%除外値	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準	環境基準との比較
	(ppm)	(ppm)			
天神	0.5	0.8	無	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	○

注) 環境基準との比較では、日平均値の年間2%除外値が10ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと（長期的評価）を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-8 一酸化炭素（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (ppm)				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
天神	1.0	1.0	1.1	1.1	0.5

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

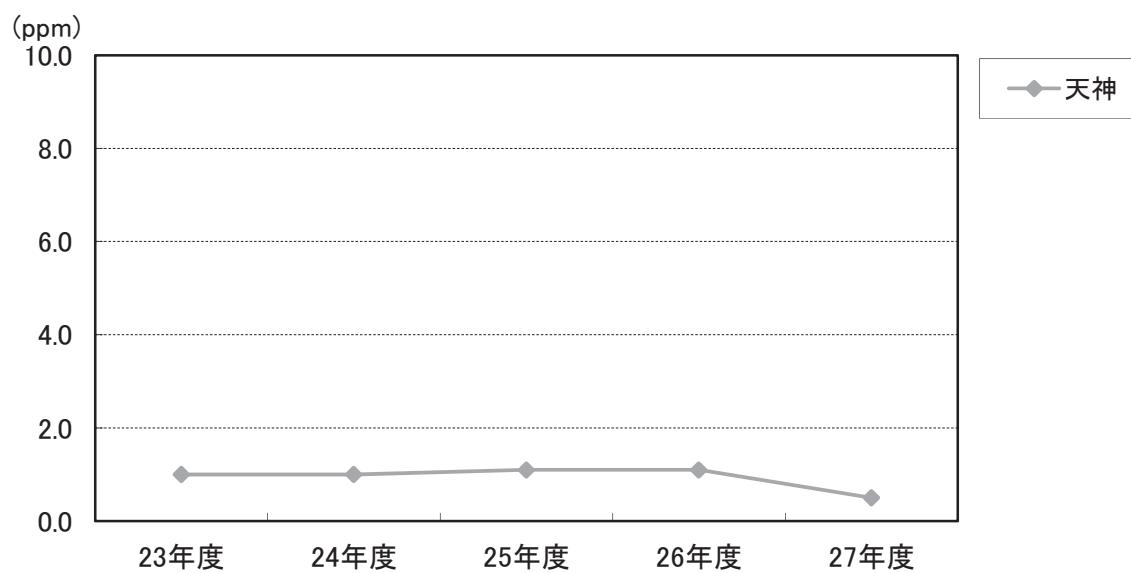


図 3.1.1-4 一酸化炭素（年平均値）の経年変化

3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-9、表 3.1.1-10 及び図 3.1.1-5 に示すとおりである。平成 27 年度の測定結果では、全ての測定局において環境基準を満足しており、経年変化については横ばい傾向にある。

表 3.1.1-9 浮遊粒子状物質測定結果（平成 27 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の年間 2%除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準	環境基準との比較
	(mg/m^3)	(mg/m^3)			
香椎	0.023	0.051	無	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	○
東	0.020	0.046	無		○
吉塚	0.021	0.050	無		○
市役所	0.024	0.052	無		○
比恵	0.025	0.050	無		○
千鳥橋	0.023	0.049	無		○
天神	0.023	0.046	無		○

注) 環境基準との比較では、日平均値の年間2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える日が2日以上連続しないこと（長期的評価）を満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-10 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (mg/m^3)				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
香椎	0.024	0.025	0.026	0.025	0.023
東	0.021	0.020	0.021	0.019	0.020
吉塚	0.025	0.030	0.027	0.023	0.021
市役所	0.029	0.024	0.025	0.027	0.024
比恵	0.028	0.024	0.027	0.026	0.025
千鳥橋	0.024	0.022	0.025	0.024	0.023
天神	0.027	0.027	0.027	0.027	0.023

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

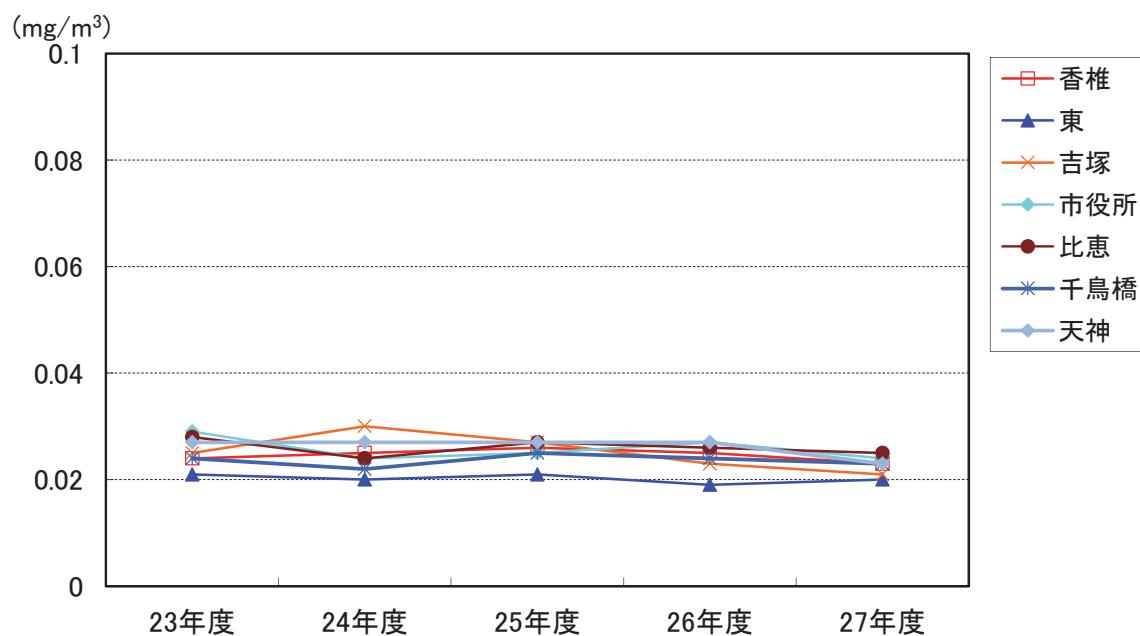


図 3.1.1-5 浮遊粒子状物質（年平均値）の経年変化

4) 二酸化窒素

二酸化窒素の測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-11、表 3.1.1-12 及び図 3.1.1-6 に示すとおりである。平成 27 年度の測定結果では、全ての測定局において環境基準を満足しており、経年変化については横ばい傾向にある。

表 3.1.1-11 二酸化窒素測定結果（平成 27 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	環境基準	環境基準 との比較
	(ppm)	(ppm)		
香椎	0.009	0.022	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下である こと。	○
東	0.015	0.032		○
吉塚	0.014	0.030		○
市役所	0.015	0.027		○
比恵	0.020	0.033		○
千鳥橋	0.020	0.035		○
天神	0.031	0.047		○

注) 環境基準との比較では、日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であることを満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-12 二酸化窒素（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (ppm)				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
香椎	0.011	0.010	0.008	0.009	0.009
東	0.016	0.015	0.015	0.015	0.015
吉塚	0.016	0.016	0.015	0.014	0.014
市役所	0.019	0.018	0.016	0.017	0.015
比恵	0.017	0.020	0.020	0.020	0.020
千鳥橋	0.022	0.021	0.020	0.020	0.020
天神	0.035	0.035	0.035	0.034	0.031

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

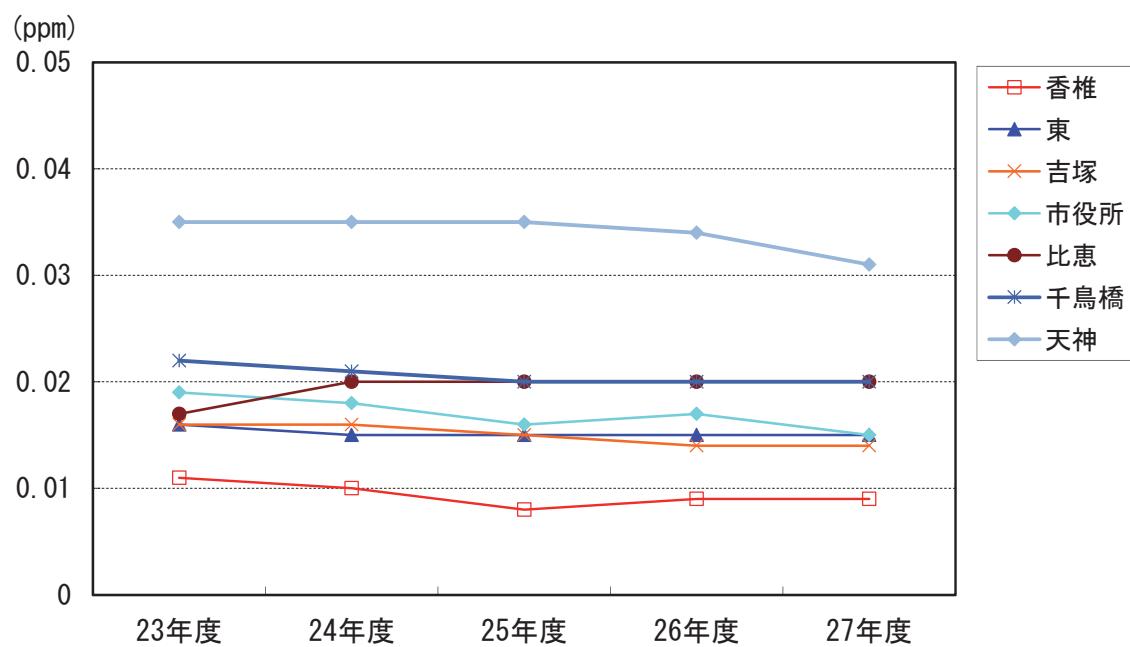


図 3.1.1-6 二酸化窒素（年平均値）の経年変化

5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定結果及び年平均値の経年変化は、表 3.1.1-13、表 3.1.1-14 及び図 3.1.1-7 に示すとおりである。平成 27 年度の測定結果では、全ての測定局において環境基準を満足しておらず、経年変化については横ばい傾向にある。

なお、「平成 27 年度 大気汚染状況について（一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告）」(環境省報道発表資料 <http://www.env.go.jp/press/103858.html>)によれば平成 27 年度の光化学オキシダントの環境基準を満足している測定局は全国の一般局、自排局ともに 0% であり、近年、その達成状況はきわめて低い水準で推移している。

表 3.1.1-13 光化学オキシダント測定結果（平成 27 年度）

測定局名	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		環境基準	環境基準との比較
	(日)	(時間)		
香椎	84	528	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	×
東	83	446		×
吉塚	66	346		×
市役所	56	242		×

注) 環境基準との比較では、昼間の1時間値が年間を通じて0.06ppm以下であることを満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。なお、昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

表 3.1.1-14 光化学オキシダント（昼間の 1 時間値の年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (ppm)				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
香椎	0.035	0.037	0.035	0.039	0.038
東	0.030	0.031	0.031	0.034	0.034
吉塚	0.030	0.033	0.033	0.035	0.032
市役所	0.026	0.029	0.032	0.032	0.032

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

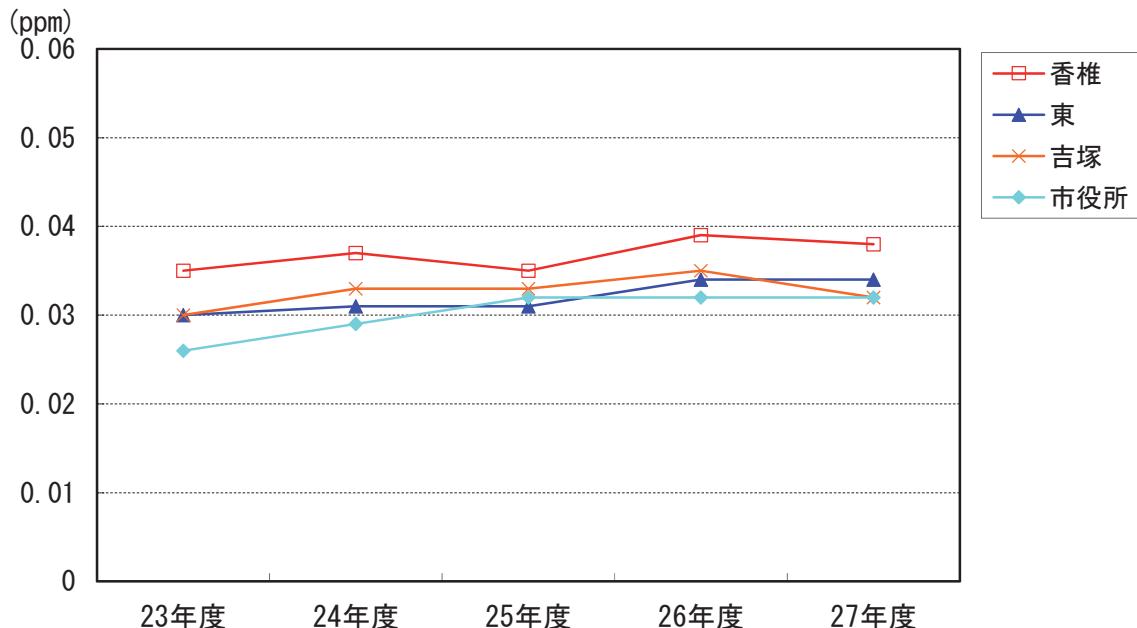


図 3.1.1-7 光化学オキシダント（昼間の1時間値の年平均値）の経年変化

6) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の平成 27 年度の測定結果は、表 3.1.1-15 に示すとおりである。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、全ての測定局において環境基準を大きく下回る濃度である。ベンゼンにおいても全ての測定局において環境基準を満足している。

表 3.1.1-15 有害大気汚染物質（年平均値）の測定結果（平成 27 年度）

測定局名	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
香椎	0.88 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.11 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.77 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
吉塚	1.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.078 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.16 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	0.89 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
環境基準	1 年平均値が 0.003mg/ m^3 以下 (3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) であること。	1 年平均値が 0.2mg/ m^3 以下 (200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) であること。	1 年平均値が 0.2mg/ m^3 以下 (200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) であること。	1 年平均値が 0.15mg/ m^3 以下 (150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) であること。
環境基準 との比較	○	○	○	○

注) 環境基準との比較では、年平均値がそれぞれの項目の環境基準（1年平均値）以下であることを満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

7) 微小粒子状物質

微小粒子状物質の平成 27 年度の測定結果は、表 3.1.1-16 に示すとおりである。全ての測定局において、環境基準を満足していない。

表 3.1.1-16 微小粒子状物質測定結果（平成 27 年度）

測定局名	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	環境基準	環境基準 との比較
	($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{ g}/\text{m}^3$)		
香椎	15.8	35.6	1 年平均値が $15 \mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下で あり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であること。	×
吉塚	16.7	37.5		×
市役所	17.0	35.3		×
千鳥橋	17.2	36.0		×

注) 環境基準との比較では、1年平均値が $15 \mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値の年間98%値が $35 \mu\text{ g}/\text{m}^3$ 以下であることを満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）

8) ダイオキシン類

ダイオキシン類に関する大気の平成 27 年度の測定結果は、表 3.1.1-17 に示すとおりである。全ての測定局において、環境基準を満足している。

表 3.1.1-17 ダイオキシン類測定結果（大気質・平成 27 年度）

測定局名	年平均値	環境基準	環境基準 との比較
	($\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)		
香椎	0.0097	1 年平均値が $0.6 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下で あること。	○
吉塚	0.013		○
市役所	0.013		○

注1) pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム

注2) TEQ (毒性等量) : ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-TCDD の毒性を 1 として他のダイオキシン類の毒性を換算した合計量。

注3) 環境基準との比較では、年平均値が $0.6 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であることを満たしている場合は「○」、満たしていない場合は「×」と表示している。

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、
http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozzen/life/kankyohozzen/prtrdeta_2_3.html）

9) 降下ばいじん

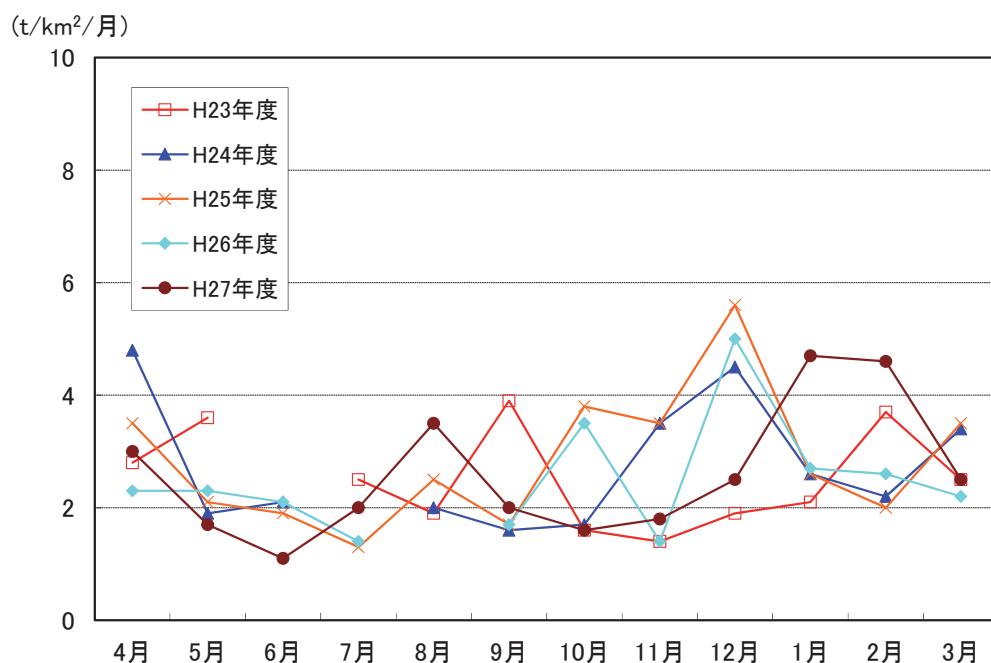
降下ばいじん量の年平均値の経年変化は、表 3.1.1-18 に示すとおりである。吉塚小学校における年平均値の経年変化については横ばい傾向にあり、いずれも参考値を下回っている。また、月別の降下ばいじん量の変動は、図 3.1.1-8 に示すとおりであり、冬季から春季にかけて高くなる傾向にある。

表 3.1.1-18 降下ばいじん量（年平均値）の経年変化

測定局名	年平均値 (t/km ² /月)					参考値
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
吉塚小学校	2.5	2.8	2.8	2.5	2.6	10

注) 参考値は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に示される「降下ばいじん量の比較的高い地域の値」（平成5年度～平成9年度に全国の一般局で測定された降下ばいじん量のデータから上位2%を除外して得られた値）としての10t/km²/月とした。

出典：「ふくおかの大気環境」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-taiki-env.html>）



注) 平成 23 年度の 6 月、平成 24 年度の 7 月及び平成 26 年度の 8 月は欠測である。

出典：「福岡市大気測定結果報告書」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozan/hp/sokutei/index.html>）

図 3.1.1-8 月別の降下ばいじん量の変動

(3) 騒音

1) 道路交通騒音

対象事業実施区域周囲における平成 18～平成 27 年度の道路交通騒音の測定結果は表 3.1.1-19 に、測定地点は図 3.1.1-9 に示すとおりである。

道路交通騒音が環境基準を満足していない地点は、一般国道 3 号、一般国道 201 号、主要地方道 59 号（志賀島和白線）という交通量の多い幹線道路に出現している。

表 3.1.1-19 騒音の状況（道路交通騒音）

地点番号	路線名	測定地点の住所	車線数	測定年度	測定結果 (dB)			
					昼間	夜間		
1	一般国道 3 号	福岡市東区松香台 1 丁目 24-19	6	平成 23 年度	73	69		
2				平成 24 年度	75	70		
3				平成 25 年度	75	70		
4		福岡市東区香住ヶ丘 1 丁目 1-1	8	平成 26 年度	73	70		
5				平成 27 年度	73	70		
6				平成 24 年度	71	68		
7				平成 24 年度	75	71		
8		福岡市東区原田 4 丁目 33	6	平成 25 年度	77	73		
9	一般国道 495 号			平成 26 年度	75	72		
10				平成 27 年度	75	72		
11	一般国道 201 号	福岡市東区千早 6 丁目 6-10	6	平成 23 年度	72	69		
12	県道 湿塩浜線	福岡市東区名島 3 丁目 7-22	6	平成 24 年度	73	69		
13		福岡市東区箱崎 7 丁目 8	6	平成 23 年度	70	65		
14		福岡市東区原田 4 丁目 33	6	平成 23 年度	72	70		
15	主要地方道 59 号 (志賀島和白線)			平成 24 年度	72	70		
16				平成 25 年度	72	70		
17	県道 多田羅名島線	福岡市東区三苦 6 丁目 1	4	平成 26 年度	71	69		
18	県道 福岡直方線	福岡市東区三苦 6 丁目 14	4	平成 27 年度	71	69		
19	市道 奈多香椎浜線	福岡市東区塩浜 1 丁目 11-32	2	平成 19 年度	68	61		
20	市道 香椎浜団地 3 号線	福岡市東区奈多 1 丁目 10-12	3	平成 21 年度	66	59		
21	市道 香椎箱崎浜線	福岡市東区奈多 1 丁目 1	3	平成 22 年度	68	59		
		福岡市東区松崎 3 丁目 15	2	平成 23 年度	68	63		
		福岡市東区原田 2 丁目 21-45	4	平成 19 年度	67	60		
		福岡市東区香椎照葉 1 丁目 3	4	平成 24 年度	67	60		
		福岡市東区千早 6 丁目 8-7	4	平成 19 年度	60	51		
		福岡市東区城浜団地 47	4	平成 23 年度	65	59		
				平成 21 年度	65	59		
				平成 27 年度	65	59		

注1) 地点番号は、図 3.1.1-9中の地点に対応する。

注2) 表中の数値は等価騒音レベル (L_{Aeq}) を示す。

注3) 「等価騒音レベル (L_{Aeq})」とは、一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルをいう。

注4) 昼間とは6時～22時を、夜間とは22時～翌6時をいう。

注5) [] は騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に隣接する空間〔基準値〕昼間（6時～22時）：70デシベル以下、夜間（22時～翌6時）：65デシベル以下）を超過したことを示す。

出典：「平成24年版公害関係測定結果」（平成25年3月 福岡県）

「平成24年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」（平成26年3月 福岡市環境局）

「平成25年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」（平成27年3月 福岡市環境局）

「平成26年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」（平成28年1月 福岡市環境局）

「平成27年度福岡市自動車騒音常時監視結果」（平成28年8月 福岡市環境局）



図 3.1.1-9 騒音測定地点位置図
(道路交通騒音)

凡 例

: 対象事業実施区域

----- : 市町村界

● : 道路交通騒音測定地点

注) 数字は、表 3.1.1-19 の地点番号に対応する。

出典:「平成24年版公害関係測定結果」(平成25年3月 福岡県)
 「平成24年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」(平成26年3月 福岡市環境局)
 「平成25年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」(平成27年3月 福岡市環境局)
 「平成26年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」(平成28年1月 福岡市環境局)
 「平成27年度 福岡市自動車騒音常時監視結果」(平成28年8月 福岡市環境局)



2) 航空機騒音

福岡市東区における平成 23 年度から平成 27 年度の航空機騒音の測定結果は表 3.1.1-20(1)、(2)に、測定地点は図 3.1.1-10 に示すとおりである。

航空機騒音については、平成 23 年度及び平成 24 年度の短期測定結果において、6 地点中 1 地点で環境基準を満足しておらず、通年測定結果においても 2 地点中 2 地点で環境基準を満足していない。また、平成 25~27 年度の短期測定結果において、1 地点中 1 地点で環境基準を満足しておらず、通年測定結果においても 2 地点中 2 地点で環境基準を満足していない。

表 3.1.1-20(1) 騒音（航空機騒音）の経年変化（短期測定）

地 点 番 号	測 定 機 関	測定場所	地 域 類 型	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
				評価量 WECPNL		評価量 WECPNL		評価量 L _{den} 単位 : dB		評価量 L _{den} 単位 : dB		評価量 L _{den} 単位 : dB	
				測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況
1	福岡市	福岡市東区 箱崎 6 丁目	II	76	×	77	×	-	-	-	-	-	-
2		福岡市東区 原田 2 丁目	II	71	○	69	○	-	-	-	-	-	-
3		福岡市東区 二又瀬新町 1	II	74	○	73	○	-	-	-	-	-	-
4		福岡市東区 箱崎 2 丁目	II	66	○	67	○	-	-	-	-	-	-
5		福岡市東区 多々良 1 丁目	II	58	○	54	○	-	-	-	-	-	-
6		福岡市東区 城浜団地	I	64	○	61	○	-	-	-	-	-	-
7		福岡市東区 箱崎 5 丁目	II	-	-	-	-	64	×	64	×	64	×

表 3.1.1-20(2) 騒音（航空機騒音）の経年変化（通年測定）

地 点 番 号	測 定 機 関	名称及び 測定場所	地 域 類 型	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
				評価量 WECPNL		評価量 WECPNL		評価量 L _{den} 単位 : dB		評価量 L _{den} 単位 : dB		評価量 L _{den} 単位 : dB	
				測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況	測定期間 中平均値	環境基準 達成状況
8	大阪 航空局	菅松小学校	II	82.4	×	82.5	×	67	×	68	×	67	×
		福岡市東区 郷口町 16-1											
9	福岡県	福岡空港 (空港北側)	II	80	×	80	×	65	×	65	×	66	×
		福岡市東区 菅松 1-18-1											

注1) 地点番号は、図 3.1.1-10 中の地点に対応する。

注2) 環境基本法における航空機騒音に係る環境基準が改正され、平成25年4月から評価指標が加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）から時間帶補正等価騒音レベル（L_{den}）に変更された。（「航空機騒音に係る環境基準について」昭和48年12月27日 環告第154号 最終改正 平成19年環告第114号）

注3) 航空機騒音に係る環境基準

（WECPNL）類型 I : 70以下、類型 II : 75以下、（L_{den}）類型 I : 57dB以下、類型 II : 62dB以下

注4) 地域類型（地域の類型毎に当てはめる地域）は福岡県告示第672号（平成4年4月6日）で指定されている。

注5) WECPNLとは、加重等価平均感覚騒音レベルのこととで、最大騒音レベルのパワー平均値に、夕方の機数、夜間の機数による補正を加えて算出される評価指標である。

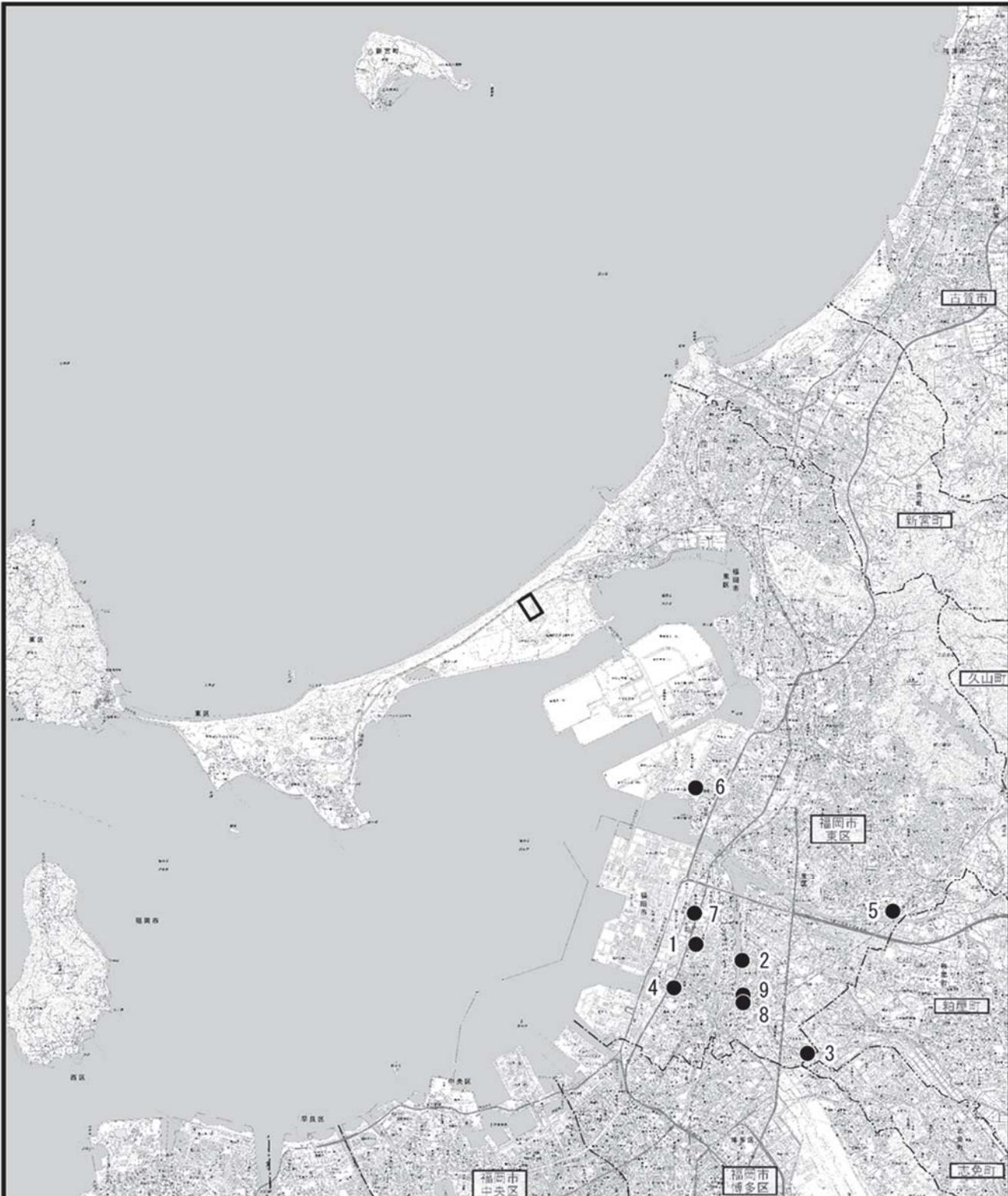
注6) L_{den}とは、時間帶補正等価騒音レベルのこととで、航空機の飛行音や地上音を時間帯によって重み付けし、1日の航空機騒音レベルを評価した指標である。単位はデシベル（dB）で表す。

注7) 地点8の測定期間は、平成25年度の欄は4月～12月まで、それ以外の年度は1月から12月まで。

注8) 地点9の測定期間は4月から翌年の3月まで。

注9) □は航空機騒音に係る環境基準を超過したことを示す。

出典：「航空機騒音測定結果」（大阪航空局ホームページ、<http://www.ocab.mlit.go.jp/about/total/environment/>）
「平成24年版公害関係測定結果」（平成25年3月 福岡県）
「平成25年版公害関係測定結果」（平成26年2月 福岡県）
「平成26年度版公害関係測定結果」（平成27年2月 福岡県）
「平成27年度版公害関係測定結果」（平成28年1月 福岡県）
「平成28年度版公害関係測定結果」（平成29年1月 福岡県）



凡 例

□ : 対象事業実施区域

----- : 市町村界

---- : 区界

● : 航空機騒音測定地点

注) 数字は、表 3.1.1-20(1)、(2)の地点番号に対応する。

出典: 航空機騒音測定結果(大阪航空局ホームページ)

「平成24年版公害関係測定結果」(平成25年3月 福岡県)

「平成25年版公害関係測定結果」(平成26年2月 福岡県)

「平成26年度版公害関係測定結果」(平成27年2月 福岡県)

「平成27年度版公害関係測定結果」(平成28年1月 福岡県)

「平成28年度版公害関係測定結果」(平成29年1月 福岡県)

図 3.1.1-10 騒音測定地点位置図
(航空機騒音)



(4) 振動

対象事業実施区域周囲における平成 24 年度から平成 27 年度の道路交通振動の測定結果は、表 3.1.1-21 に、測定地点は図 3.1.1-11 に示すとおりである。

道路交通振動は、全ての地点において要請限度を満足している。

表 3.1.1-21 道路交通振動の状況

単位 : dB

地点番号	路線名	測定地点の住所	測定結果								要請限度	
			平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度			
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
1	一般国道 3 号	福岡市東区 松香台 1 丁目 24-19 または 松香台 1 丁目 23	47	43	48	44	39	34	38	34	65	60
		福岡市東区 原田 4 丁目 33	42	40	43	42	43	41	42	41	70	65

注1) 地点番号は、図 3.1.1-11中の地点に対応する。

注2) 表中の振動レベルは80%レンジ上端値 (L_{10}) の振動レベルである。

注3) 「80%レンジ上端値 (L_{10}) 」とは、振動レベルがあるレベル以上の時間が実測時間の10%を占める場合の振動レベルをいう。

注4) 昼間とは8時～19時を、夜間とは19時～翌8時をいう。

注5) 地点番号1の測定点住所 平成24年度、平成25年度：福岡市東区松香台1丁目24-19

平成26年度、平成27年度：福岡市東区松香台1丁目23

出典：「平成24年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」（平成26年3月 福岡市環境局）

「平成25年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」（平成27年3月 福岡市環境局）

「平成26年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」（平成28年1月 福岡市環境局）

「平成27年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」（平成28年8月 福岡市環境局）

(5) 悪臭

福岡県における悪臭苦情件数は、「平成 28 年版環境白書」によると平成 27 年度で 344 件となっており、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壤汚染）の中では大気汚染、騒音、水質汚濁について 4 番目に多い項目となっている。

福岡県における公害苦情件数は、表 3.1.1-22 に示すとおりである。

表 3.1.1-22 福岡県における公害苦情件数（平成 27 年度）

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下 ・土壤汚染	その他	合計
平成 27	601	366	457	21	344	9	1,322	3,120

出典：「平成28年版 環境白書」（平成28年12月 福岡県環境部環境政策課）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankyo/hakusyo-69.html>



凡 例

□ : 対象事業実施区域

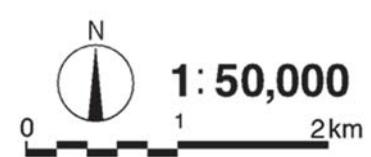
--- : 市町村界

● : 振動測定地点

注) 数字は、表 3.1.1-21 の地点番号に対応する。

図 3.1.1-11 振動測定地点位置図
(道路交通振動)

出典:「平成24年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」(平成26年3月 福岡市環境局)
「平成25年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」(平成27年3月 福岡市環境局)
「平成26年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」(平成28年1月 福岡市環境局)
「平成27年度福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」(平成28年8月 福岡市環境局)



3.1.2 水環境の状況

(1) 水象

1) 河川

対象事業実施区域周囲の主な河川の概要は、表 3.1.2-1 及び図 3.1.2-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周囲には、唐の原川、香椎川、多々良川、宇美川がある。

表 3.1.2-1 主な河川の概況

河川名	河川総延長 (m)	流域面積 (km ²)	備 考
唐の原川	2,600	3.8	
香椎川	3,500	5.27	
多々良川	17,352	167.9	
宇美川	16,777	71.6	終点：多々良川への合流点

出典：「平成27年度版 福岡市地域防災計画（資料編）」（平成27年6月 福岡市防災会議）

2) 湖沼

対象事業実施区域周囲に湖沼はない。

3) 海域

博多湾の諸元は、表 3.1.2-2 に示すとおりである。

表 3.1.2-2 博多湾の諸元（平成 14 年度）

表面積	水 量	平均水深	干満の差	流域面積
126km ²	13.5 億 m ³	10.7m	2.20m	690km ²
平均水面	平均水面	平均水面	大潮時干満差	市域外も含む

出典：「平成28年度版 ふくおかの環境」（平成28年12月 福岡市環境局）

(2) 水質

1) 河川水質

対象事業実施区域周囲の河川における平成 27 年度の水質の測定結果は表 3.1.2-3 及び表 3.1.2-4 に示すとおりである。また、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

生活環境項目については、環境基準が適用される地点においては環境基準を満足している。

健康項目については、海水の影響と考えられるふつ素及びほう素を除き環境基準を満足している。

表 3.1.2-3 河川水質の状況（生活環境項目）

測定地点 (水域名)	類型	区分	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)
1 唐の原川	浜田橋	C	最小～最大	7.2～8.1	8.6～12	0.7～1.6	3.1～5.5	1～12	170～17000	0.44～1.5	0.052～0.099
			平均	7.8	10	1.1 [1.2]	4.3 [4.8]	5	3500	0.96	0.0073
			環境基準	6.5以上 8.5以下	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—
			m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/4
2	香椎川	御島橋 (浜男川)	最小～最大	7.9～8.2	6.6～13	0.6～1.5	1.9～3.9	<1～13	170～2200	0.58～.94	0.025～0.10
			平均	8.1	10	1.1 [1.2]	3.0 [3.0]	9	1100	0.73	0.063
			環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
			m/n	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
3	多々良川	名島橋	最小～最大	7.9～8.2	7.5～12	0.8～1.7	2.8～3.7	1～6	790～7000	0.91～1.2	0.043～0.069
			平均	8.1	9.6	1.1 [0.9]	3.1 [3.0]	4	2700	1.0	0.053
			環境基準	—	—	—	—	—	—	—	—
			m/n	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
4	多々良川	C	最小～最大	7.3～7.9	4.6～9.1	0.6～4.0	3.1～6.6	2～11	49～1400	1.2～2.8	0.092～0.18
			平均	7.7	7.2	1.4 [1.3]	4.1 [4.3]	5	400	2.3	0.13
			環境基準	6.5以上 8.5以下	5以上	5以下	—	50以下	—	—	—
			m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/4

注1) 地点番号は、図 3.1.2-1中の地点に対応する。

注2) m : 環境基準に適合しない検体数、n : 総検体数。なお、環境基準が適用されない地点についてはm=0とする。

注3) BOD及びCODの平均欄の〔 〕は、日間平均値の75%値（年間における日間平均値の全データを、値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値）を示す。

出典：「平成28年度版公害関係測定結果」（平成29年1月 福岡県）

表 3.1.2-4 河川水質の状況（健康項目）

項目	測定地点〔水域名〕	1	2	3	4
		唐の原川	香椎川		多々良川
		浜田橋	御島橋 (浜男川)	香椎橋	名島橋
カドミウム	最大値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
全シアン	最大値	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
鉛	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
六価クロム	最大値	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
砒素	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
総水銀	最大値	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
アルキル水銀	最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
ポリ塩化ビフェニル	最大値	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
ジクロロメタン	最大値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
四塩化炭素	最大値	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
1,2-ジクロロエタン	最大値	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
1,1-ジクロロエチレン	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
シス1,2-ジクロロエチレン	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
1,1,1-トリクロロエタン	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
1,1,2-トリクロロエタン	最大値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
トリクロロエチレン	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
テトラクロロエチレン	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
1,3-ジクロロプロペン	最大値	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
チウラム	最大値	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
シマジン	最大値	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
チオベンカルブ	最大値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
ベンゼン	最大値	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
セレン	最大値	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	最大値	0.73	0.19	0.75	1.5
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1
ふつ素	最大値	0.13	0.86	0.46	0.55
	m/n	0/1	1/1	0/1	0/1
ほう素	最大値	0.16	4.8	2.1	3.0
	m/n	0/1	1/1	1/1	1/1
1,4-ジオキサン	最大値	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	m/n	0/1	0/1	0/1	0/1

注1) 地点番号は、図 3.1.2-1中の地点に対応する。

注2) m : 環境基準に適合しない検体数、n : 総検体数。なお、環境基準が適用されない地点についてはm=0とする。

注3) は、環境基準値を満足しない検体があることを示す。

出典：「平成28年度版公害関係測定結果」（平成29年1月 福岡県）

2) ダイオキシン類（河川）

対象事業実施区域周囲の河川における平成 27 年度のダイオキシン類に関する公共用水域水質の測定結果は表 3.1.2-5 に、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。全ての測定地点において環境基準を満足している。

表 3.1.2-5 ダイオキシン類測定結果（河川水質・平成 27 年度）

地点番号	測定地点		年平均値 (pg-TEQ/L)	環境基準	環境基準 との比較
1	唐の原川	浜田橋	0.095	1pg-TEQ/L 以下であること。	
4	多々良川	名島橋	0.073		

注1) 地点番号は、図 3.1.2-1中の地点に対応する。

注2) 「唐の原川」は以下の出典では「唐原川」と示されている。

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、

http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozan/life/kankyochozen/prtrdata_2_3.html）

3) 海域水質

対象事業実施区域周囲の博多湾東部海域における平成 27 年度の水質の測定結果は、表 3.1.2-6 及び表 3.1.2-7 に、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

生活環境項目については、pH、DO、全窒素及び全リンは環境基準を達成しているが、COD については環境基準を満足していない。

健康項目については、環境基準を満足している。

表 3.1.2-6 海域水質の状況（生活環境項目）

測定地点 [海域名]	類型	区分	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン 抽出物質	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)
1 (Ex-1)	B III	最小～ 最大	8.0～8.5	7.0～10	1.2～3.7	2～8	11～330	<0.5～ <0.5	0.28～0.78	0.026～ 0.032
		平均	8.3	8.8	2.5 [2.7]	5	100	<0.5	0.50	0.029
		環境 基準	7.8 以上 8.3 以下	5 以上	3 以下	—	—	検出され ないこと	0.6 以下	0.05 以下
2 (E-2)	博 多 湾 東 部 海 域	最小～ 最大	8.0～8.5	3.5～11	1.2～4.4	1～5	11～490	<0.5～ <0.5	0.27～0.74	0.020～ 0.054
		平均	8.2	8.2	2.3 [3.1]	3	120	<0.5	0.50	0.034
		環境 基準	7.8 以上 8.3 以下	5 以上	3 以下	—	—	検出され ないこと	0.6 以下	0.05 以下
3 (E-6)	B III	最小～ 最大	7.9～8.5	2.9～12	1.1～5.2	1～14	4～1100	<0.5～ <0.5	0.30～0.83	0.019～ 0.044
		平均	8.2	8.2	2.4 [3.2]	4	210	<0.5	0.48	0.032
		環境 基準	7.8 以上 8.3 以下	5 以上	3 以下	—	—	検出され ないこと	0.6 以下	0.05 以下

注1) 地点番号は、図 3.1.2-1中の地点に対応する。

注2) 調査地点2(E-2)、3(E-6)は環境基準点であり、調査地点1(Ex-1)は補助地点である。

注3) CODの評価は各環境基準点の年間75%値でそれぞれ評価する。CODの平均欄の〔 〕は、日間平均値の75%値（年間における日間平均値の全データを、値の小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値）を示す。

注4) 全窒素及び全リンは東部海域内にある環境基準点の年間平均値（表層）を平均した数値で海域としての評価をする。

注5) □ は、環境基準値を満足していないことを示す。なお、調査地点1(Ex-1)は、補助地点であるため、COD、全窒素、全リンの環境基準達成状況を評価すべき地点ではないため、□をつけていない。

出典：「平成28年度版公害関係測定結果」（平成29年1月 福岡県）

表 3.1.2-7 海域水質の状況（健康項目）

項目	測定地点〔水域名〕	1	2	3
		博多湾 東部海域		
カドミウム	最大値	-	<0.0003	<0.0003
	m/n	-	0/1	0/1
全シアン	最大値	-	<0.1	<0.1
	m/n	-	0/1	0/1
鉛	最大値	-	<0.001	<0.001
	m/n	-	0/1	0/1
六価クロム	最大値	-	<0.02	<0.02
	m/n	-	0/1	0/1
砒素	最大値	-	<0.001	<0.001
	m/n	-	0/1	0/1
総水銀	最大値	-	<0.0005	<0.0005
	m/n	-	0/1	0/1
アルキル水銀	最大値	-	<0.0005	<0.0005
	m/n	-	0/1	0/1
ポリ塩化ビフェニル	最大値	-	<0.0005	<0.0005
	m/n	-	0/1	0/1
ジクロロメタン	最大値	-	<0.002	<0.002
	m/n	-	0/1	0/1
四塩化炭素	最大値	-	<0.0002	<0.0002
	m/n	-	0/1	0/1
1,2-ジクロロエタン	最大値	-	<0.0004	<0.0004
	m/n	-	0/1	0/1
1,1-ジクロロエチレン	最大値	-	<0.002	<0.002
	m/n	-	0/1	0/1
シス1,2-ジクロロエチレン	最大値	-	<0.004	<0.004
	m/n	-	0/1	0/1
1,1,1-トリクロロエタン	最大値	-	<0.001	<0.001
	m/n	-	0/1	0/1
1,1,2-トリクロロエタン	最大値	-	<0.0006	<0.0006
	m/n	-	0/1	0/1
トリクロロエチレン	最大値	-	<0.001	<0.001
	m/n	-	0/1	0/1
テトラクロロエチレン	最大値	-	<0.001	<0.001
	m/n	-	0/1	0/1
1,3-ジクロロプロペン	最大値	-	<0.0002	<0.0002
	m/n	-	0/1	0/1
チウラム	最大値	-	<0.0006	<0.0006
	m/n	-	0/1	0/1
シマジン	最大値	-	<0.0003	<0.0003
	m/n	-	0/1	0/1
チオベンカルブ	最大値	-	<0.002	<0.002
	m/n	-	0/1	0/1
ベンゼン	最大値	-	<0.001	<0.001
	m/n	-	0/1	0/1
セレン	最大値	-	<0.001	<0.001
	m/n	-	0/1	0/1
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	最大値	0.39	0.34	0.37
	m/n	0/8	0/36	0/36
ふつ素	最大値	-	0.97	1.0
	m/n	-	0/1	0/1
ほう素	最大値	-	3.9	4.0
	m/n	-	0/1	0/1
1,4-ジオキサン	最大値	-	<0.005	<0.005
	m/n	-	0/1	0/1

注1) 地点番号は、図 3.1.2-1中の地点に対応する。

注2) m: 環境基準に適合しない検体数、n: 総検体数。なお、環境基準が適用されない地点についてm=0とする。

出典：「平成28年度版公害関係測定結果」（平成29年1月 福岡県）

4) ダイオキシン類（海域）

対象事業実施区域周囲の海域における平成 27 年度のダイオキシン類に関する水質の測定結果は表 3.1.2-8 に、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。測定地点において環境基準を満足している。

表 3.1.2-8 ダイオキシン類測定結果（海域水質・平成 27 年度）

地点番号	測定地点	年平均値 (pg-TEQ/L)	環境基準	環境基準 との比較
2	博多湾 東部海域	0.044	1pg-TEQ/L 以下であること。	○

注) 地点番号は、図 3.1.2-1中の地点に対応する。

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、

http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyozen/prtrdeta_2_3.html）



凡 例

図 3.1.2-1 水質測定地点位置図（河川・海域）

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 河川水質測定地点
- : 河川底質測定地点
- ▲ : 海域水質測定地点
- : 海域底質測定地点
- : 河川

注) 数字のうち、河川水質測定地点は、表 3.1.2-3～表 3.1.2-5 の地点番号に対応し、
海域水質測定地点は、表 3.1.2-6～表 3.1.2-8 の地点番号に対応する。

河川底質測定地点は、表 3.1.2-12、表 3.1.2-14 の地点番号に対応する。

海域底質測定地点は、表 3.1.2-13、表 3.1.2-15 の地点番号に対応する。

出典：「平成28年度版公害関係測定結果」（平成29年1月 福岡県）



(3) 地下水の水位及び水質

1) 地下水の水位の状況

対象事業実施区域周辺における地下水の水位は、表 3. 1. 2-9 に示す概況調査箇所において、地点 A（大字奈多）では深さ不明、地点 B（西戸崎）では深さ 10m、地点 C（雁の巣）では深さ 5～6m である。

2) 地下水の水質の状況

対象事業実施区域周囲における地下水の水質測定結果は表 3. 1. 2-9 及び表 3. 1. 2-10 に、測定地点は図 3. 1. 2-2 に示すとおりである。

地下水に関しては、全体的な地下水質の概況把握を目的とした概況調査（市域 1～2km² メッシュにつき 1 井戸）と、過去の概況調査等で汚染が確認された地点の継続監視調査が行われている。

調査結果によると、概況調査では、環境基準を満足しているが、継続監視調査では、四塩化炭素及びクロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1, 2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが 1 地点で環境基準を満足していない。

表 3.1.2-9 地下水の水質の状況（概況調査）

単位 : mg/L

地点記号	A	B	C	環境基準値
測定項目	調査時期 平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	大字奈多	西戸崎	雁の巣	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	<0.001	0.002	<0.001	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されず	検出されず	検出されず	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロパン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.025	0.068	9.2	10 以下
ふつ素	<0.1	<0.1	0.2	0.8 以下
ほう素	0.19	0.05	0.04	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
用途	営業用雑用	家庭用雑用	家庭用飲用	

注) 地点記号は、図 3.1.2-2 中の地点に対応する。

出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成24年度版」（福岡市ホームページ、

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html>）

「福岡市水質測定結果報告書 平成25年度版」（福岡市ホームページ、

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html>）

「福岡市水質測定結果報告書 平成26年度版」（福岡市ホームページ、

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html>）

「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成28年3月29日 環境省告示第31号）

表 3.1.2-10 地下水の水質の状況（継続監視調査）（平成 27 年度）

単位 : mg/L

測定項目 地点番号	1	2	3	環境基準値
	香椎駅前①	香椎駅前②	香椎駅前③	
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.0051	0.002 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	<0.0002	<0.0002	0.0041	0.002 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0001	<0.0001	0.016	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.0011	<0.0002	1.7	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	37	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	5.4	0.01 以下

注1) 地点番号は、図 3.1.2-2 中の地点に対応する。

注2) ■ は、環境基準を超過していることを示す。出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成27年度版」（福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozan/hp/sokutei/index.html>）

「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」

(平成28年3月29日 環境省告示第31号)

3) ダイオキシン類

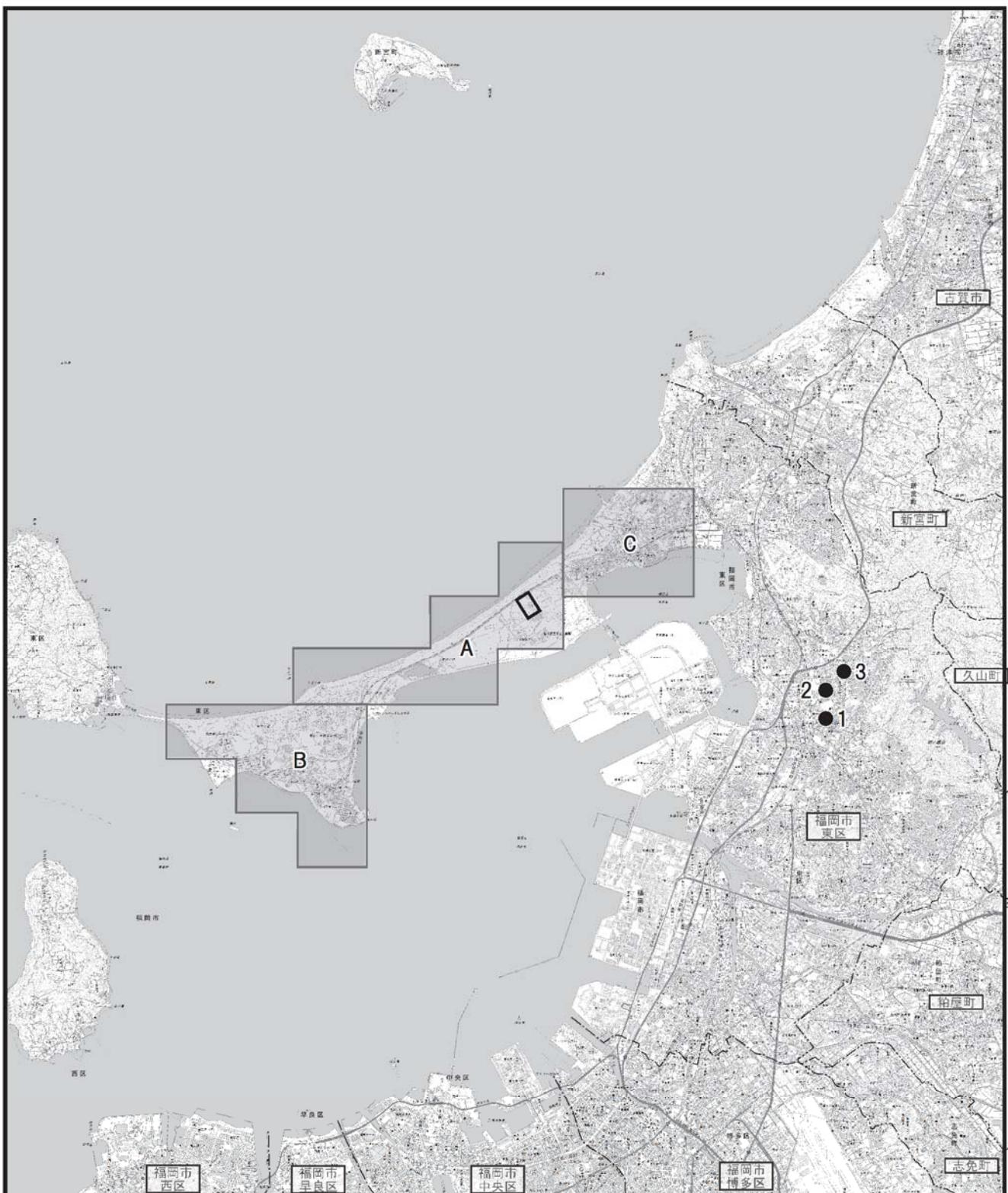
対象事業実施区域周囲における平成 27 年度のダイオキシン類に関する地下水の測定結果は、表 3.1.2-11 に示すとおり、環境基準を満足している。

表 3.1.2-11 ダイオキシン類測定結果（地下水・平成 27 年度）

測定地点	年平均値	環境基準	環境基準との比較
	(pg-TEQ/L)		
福岡市東区松崎	0.034	1pg-TEQ/L 以下であること。	○

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、

http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozan/life/kankyozen/prtrdeta_2_3.html）



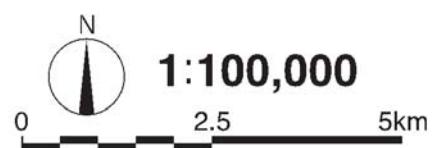
凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- - - : 区界
- : 地下水測定地点（概況調査）
- : 地下水測定地点（継続監視調査）

図 3.1.2-2 水質測定地点位置図（地下水）

注) 記号と数字は、表 3.1.2-9 の地点記号と、表 3.1.2-10 の地点番号に
対応する。

出典:「福岡市水質測定結果報告書 平成 24 年度版」(福岡市ホームページ)
 「福岡市水質測定結果報告書 平成 25 年度版」(福岡市ホームページ)
 「福岡市水質測定結果報告書 平成 26 年度版」(福岡市ホームページ)
 「福岡市水質測定結果報告書 平成 27 年度版」(福岡市ホームページ)



(4) 水底の底質の状況

1) 河川底質

対象事業実施区域周囲の河川における平成 27 年度の河川の底質の測定結果は表 3.1.2-12 に、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。

底質の暫定除去基準の対象項目である総水銀及びポリ塩化ビフェニルは、全ての測定地点において基準値を満足している。

表 3.1.2-12 水底の底質の状況

測定項目	測定地点	1	4
		唐の原川	多々良川
		浜田橋	名島橋
pH	(-)	7.1	7.6
COD	(mg/g)	2.4	12
乾燥減量	(%)	19	32
強熱減量	(%)	1.4	5.5
硫化物	(mg/kg)	3	97
有機炭素	(mg/g)	2.5	13
全窒素	(mg/kg)	320	1,000
全りん	(mg/kg)	380	700
カドミウム	(mg/kg)	0.05	0.53
シアン	(mg/kg)	<1	<1
有機りん	(mg/kg)	<1	<1
鉛	(mg/kg)	9.1	17
総クロム	(mg/kg)	37	49
六価クロム	(mg/kg)	<2	<2
ひ素	(mg/kg)	2.0	5.4
総水銀	(mg/kg)	0.01	0.16
アルキル水銀	(mg/kg)	<0.01	<0.01
ポリ塩化ビフェニル	(mg/kg)	<0.01	<0.01

注1) 地点番号は、図 3.1.2-1 中の地点に対応する。

注2) pH、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥固体物当たりの濃度。

注3) 暫定除去基準値は、総水銀25mg/kg以上、ポリ塩化ビフェニル10mg/kg以上である。

出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成27年度版」（福岡市ホームページ、

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozan/hp/sokutei/index.html>

2) 海域底質

対象事業実施区域周囲の海域における平成 27 年度の海域の底質の測定結果は表 3. 1. 2-13 に、測定地点は図 3. 1. 2-1 に示すとおりである。

底質の暫定除去基準の対象項目である総水銀及びポリ塩化ビフェニルは、全ての測定地点において基準値を満足している。

表 3. 1. 2-13 海域の底質の状況

測定項目	測定地点	2	3
		博多湾 東部海域	
pH	(-)	7.9	7.9
COD	(mg/g)	15	18
乾燥減量	(%)	61	63
強熱減量	(%)	10	10
硫化物	(mg/kg)	140	300
有機炭素	(mg/g)	16	17
全窒素	(mg/kg)	1,700	1,800
全りん	(mg/kg)	480	530
カドミウム	(mg/kg)	<0.1	<0.1
シアン化合物	(mg/kg)	<0.5	<0.5
鉛	(mg/kg)	16	18
総クロム	(mg/kg)	95	110
六価クロム	(mg/kg)	<1	<1
ひ素	(mg/kg)	8	8
総水銀	(mg/kg)	0.18	0.22
アルキル水銀	(mg/kg)	<0.005	<0.005
ポリ塩化ビフェニル	(mg/kg)	<0.005	<0.005

注1) 地点番号は、図 3. 1. 2-1中の地点に対応する。

注2) pH、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥固体物当たりの濃度。

注3) 暫定除去基準値は、総水銀25mg/kg以上、ポリ塩化ビフェニル10mg/kg以上である。

出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成27年度版」（福岡市ホームページ、

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozan/hp/sokutei/index.html>）

3) ダイオキシン類

対象事業実施区域周囲の河川及び海域における平成 27 年度のダイオキシン類に関する底質の測定結果は表 3.1.2-14、表 3.1.2-15 に、測定地点は図 3.1.2-1 に示すとおりである。全ての地点において環境基準を満足している。

表 3.1.2-14 ダイオキシン類測定結果（河川底質・平成 27 年度）

地点番号	測定地点		年平均値 (pg-TEQ/g)	環境基準	環境基準 との比較
1	唐の原川	浜田橋	1.0	150pg-TEQ/g 以下であること。	○
4	多々良川	名島橋	6.7		○

注1) 地点番号は、図 3.1.2-1中の地点に対応する。

注2) 「唐の原川」は以下の出典では「唐原川」と示されている。

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、

http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozan/life/kankyohozan/prtrdeta_2_3.html）

表 3.1.2-15 ダイオキシン類測定結果（海域底質・平成 27 年度）

地点番号	測定地点	年平均値 (pg-TEQ/g)	環境基準	環境基準 との比較
2	博多湾 東部海域	8.4	150pg-TEQ/g 以下であること。	○

注) 地点番号は、図 3.1.2-1中の地点に対応する。

出典：「ダイオキシン類の調査結果」（福岡市ホームページ、

http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozan/life/kankyohozan/prtrdeta_2_3.html）

3.1.3 地形・地質等の状況

(1) 地形・地質

1) 地形

対象事業実施区域周囲の地形分類は、図 3.1.3-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周囲は、福岡県の北西部に位置し、博多湾と玄界灘の間にある陸けい砂州であり、海浜砂丘、砂浜の分類である。砂は河川からではなく海面下にある砂丘が浸食されて、海流によって供給されている。

2) 地質

対象事業実施区域周囲の表層地質は、図 3.1.3-2 に示すとおりである。

福岡県は中部地方から紀伊半島、四国を経て九州へ至る中央構造線の北側に位置し、西南日本内帯に属する。対象事業実施区域周囲は大部分が海浜砂層・砂丘砂層の地質である。

また、断層は対象事業実施区域を通過していない。

3) 重要な地形・地質

対象事業実施区域周囲において、表 3.1.3-1 に示す学術上又は希少性の観点から選定された重要な地形及び地質は、名島の檣石（ほばしらいし）のみである。その位置は、図 3.1.3-2 に示すとおりであり、対象事業実施区域から約 5km の位置である。

表 3.1.3-1 重要な地形及び地質の選定基準

選定基準	
①	「文化財保護法」(昭和25年5月 法律第214号)に基づく国の天然記念物・特別天然記念物
②	「福岡県文化財保護条例」(昭和30年4月 福岡県条例第25号)に基づく県の名勝・天然記念物
③	「福岡市文化財保護条例」(昭和48年3月 福岡市条例第33号)に基づく市の名勝・天然記念物
④	「日本の地形レッドデータブック第1集(新装版)－危機にある地形－」(平成12年12月 小泉武栄、青木賢人)において指摘されている地形及び地質
⑤	「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 福岡県」(平成元年 環境庁)において自然景観資源として掲載されているもの



凡 例

■ : 対象事業実施区域
--- : 市町村界

【丘陵地】 丘陵地 II (起伏量100m以下) Hs

【台地】 砂礫台地 II (低位段丘) Gt2

砂礫台地 III (低位段丘) Gt3

【低地】 土石流堆積面 Ei

谷底平野 Vp

平野(扇状地) P

平野(三角州) Pd

自然堤防 N

海浜砂丘、砂浜 Sd

【その他】 池、河川

人口改変地(宅地碎石) I

埋立地

崖面

国道

地形界

図 3.1.3-1 地形分類図

出典:土地分類基本調査図(地形分類図) (昭和59年3月 福岡県)



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 国指定天然記念物 (名島の檻石)

[r]	人工埋積地 (堆立地・主要ボタ山)
[sg]	砂・泥・礫 (沖積層)
[s1]	砂 (海浜砂層・砂丘砂層)
[di]	磁・砂・粘土 (低位段丘面構成層)
[se]	砂岩・シルト岩 (含礁岩・凝灰質シルト岩・石灰岩)

図 3.1.3-2 表層地質図

出典: 土地分類基本調査図(表層地質図)(昭和59年3月 福岡県)

(2) 地盤

「平成 27 年度 全国の地盤沈下地域の概況」(平成 28 年 12 月 環境省 水・大気環境局 <http://www.env.go.jp/water/jiban/gaikyo/gaikyo27.pdf>) によると、対象事業実施区域周囲においては地盤沈下の影響は見受けられない。

(3) 土壤

対象事業実施区域周囲の土壤の分布状況は、図 3.1.3-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域周囲は、市街地その他及び砂丘未熟土壤が分布している。

また、対象事業実施区域周囲において、表 3.1.3-2 に示すとおり、「土壤汚染対策法」(平成 14 年 5 月 法律第 53 号) に基づく特定有害物質によって汚染されている区域が指定されている。

表 3.1.3-2 要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況

整理番号	指定年月日	指定番号	特定区域 の所在地	指定区域 の面積	指定基準に適合しない 特定有害物質
整-23-1	平成 23 年 12 月 8 日	形-6 号	東区香椎照葉 7 丁目 27 番 5 及び 27 番 64 の各一部	188 m ²	砒素及びその化合物
整-25-1	平成 25 年 5 月 9 日	形-10 号	東区塩浜 3 丁目 811 番 1 の一部	124.68 m ²	砒素及びその化合物 鉛及びその化合物
整-28-1	平成 28 年 8 月 15 日	要-4 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	1,200 m ²	六価クロム化合物 砒素及びその化合物
整-28-2	平成 28 年 9 月 26 日	形-16 号	東区箱崎 6 丁目 3330 番 5 の一部	5,300 m ²	水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 鉛及びその化合物

出典：「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」(福岡市ホームページ、
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozan/life/kankyohozon/index.html>)

なお、対象事業実施区域周囲におけるダイオキシン類に関する土壤の測定結果は、表 3.1.3-3 に示すとおりであり、環境基準を満足している。

表 3.1.3-3 ダイオキシン類測定結果（土壤）

調査年度	測定地点	毒性等量 (pg-TEQ/g)	環境基準	環境基準 との比較
平成 25 年度	福岡市東区香住ヶ丘	0.025	1,000pg-TEQ/g 以下であること。	○
平成 27 年度	福岡市東区箱崎	1.9		○

出典：「ダイオキシン類の調査結果」(福岡市ホームページ、
http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozan/life/kankyohozon/prtrdeta_2_3.html)



図 3.1.3-3 土壤図

凡 例

■ : 対象事業実施区域

—— : 市町村界

【山地および丘陵地の土壤】

乾性褐色森林土 方城1統
・赤色系



褐色森林土・黄褐系 直方1統



【台地および低地の土壤】

砂丘未熟土壤 玄海統



中粗粒灰色低地土壤 納倉統
(灰褐色系)



中粗粒グライ土壤 八幡統



細粒黄色土壤(斑状) 北多久統



中粗粒灰色低地土壤 豊中統
(灰色系)



【その他】



市街地その他



出典: 土地分類基本調査図(土壤図) (昭和59年3月 福岡県)

3.1.4 動物、植物、生態系の状況

(1) 動植物の生息又は生育の状況

1) 哺乳類

対象事業実施区域周囲において確認記録がある種、または生息する可能性のある種は、

表 3.1.4-1 に示すとおりであり、6目9科18種の哺乳類が確認されている。

重要な種はテングコウモリ、カヤネズミ、キツネ、イタチの4種が確認された。

表 3.1.4-1 対象事業実施区域周囲の哺乳類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等						選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	天然記念物	種の保存法	環RL	県RDB	市指針
1	モグラ目	トガリネズミ科	ジネズミ			●								
2		モグラ科	ヒミズ			●								
3			コウベモグラ	●	●	●								
4	コウモリ目	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ			●								
5		ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	●	●									
6			テングコウモリ					●				VU	掲載種	
7	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	●	●									
8	ネズミ目	ネズミ科	アカネズミ	●	●									
9			ヒメネズミ			●								
10			カヤネズミ		●	●	●					VU	掲載種	
11			ハツカネズミ	●	●									
-			ネズミ科	●	●	●								
12	ネコ目	イヌ科	タヌキ	●	●	●								
13			キツネ	●	●	●	●					NT	掲載種	
14		イタチ科	テン	●	●	●								
15			チョウセンイタチ		●	●								
16			イタチ			●	●	●				NT	掲載種	
-			イタチ属	●	●	●				●				
17			アナグマ				●							
-			イタチ科				●							
18	ウシ目	イノシシ科	イノシシ	●	●	●								
計	6目	9科	18種	5種	12種	20種	3種	1種	2種	0種	0種	0種	4種	4種

●印は、注1)に示す報告書等により対象事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、対象事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注1) 報告書等 :

- ①「自然環境調査委託 ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況等調査報告書」（平成13年3月 福岡市環境局）
- ②「平成19年度 自然環境調査結果（ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況）」（平成20年3月 福岡市環境局）
- ③「平成24年度 自然環境調査結果（ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況）」（平成25年3月 福岡市環境局）
- ④「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）
- ⑤「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成23年11月 福岡県）
- ⑥「福岡都市計画道路 1・4・8号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」（平成25年6月 福岡県）

注2) 選定基準 :

天然記念物 : 「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

種の保存法 : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種

環RL : 「環境省レッドリスト2017」（平成29年3月 環境省）

NT : 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

県RDB : 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成23年11月 福岡県）

VU : 絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種

NT : 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

市指針 : 「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）

掲載種:市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

2) 鳥類

対象事業実施区域周囲において確認記録がある種、または生息する可能性のある種は、表 3.1.4-2(1)～(3)に示すとおりであり、17 目 52 科 257 種の鳥類が確認されている。重要な種はクロツラヘラサギ、オオタカ、コシャクシギ、コアジサシ等の 96 種が確認された。

表 3.1.4-2(1) 対象事業実施区域周囲の鳥類

表 3.1.4-2(2) 対象事業実施区域周囲の鳥類

表 3.1.4-2(3) 対象事業実施区域周囲の鳥類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等														選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	天然記念物	種の保存法	環RL	県RDB	市指針
171	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ				●															
172			アオガラ			●																
173			コガラ			●	●	●	●									●				
174	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ		●	●	●	●	●									●				
175		ツバメ科	ショウドウツバメ			●	●	●														
176			ツバメ			●	●	●	●	●								●	●			
177			コシアカツバメ	●		●	●	●														NT 揭載種
178			イワツバメ			●	●	●														
179		セキレイ科	ツメナガセキレイ		●	●																
180			キセキレイ		●	●																
181			ハクセキレイ		●	●	●	●	●	●								●	●			
182			セグロセキレイ		●	●	●	●	●									●	●			
183			ビンズイ		●	●	●															
184			ムネアカタヒバリ		●	●	●															
185			タヒバリ		●	●												●				
186		サンショウクイ科	サンショウクイ	●		●	●													VU CR 揭載種		
187			リュウキュウサンショウクイ																			
188		ヒヨドリ科	ヒヨドリ		●	●	●	●	●									●	●			
189		モズ科	チゴモズ	●		●	●															CR 揭載種
190			モズ		●	●												●	●			
191		レンジャク科	ヒレンジャク																			
192		ミソサザイ科	ミソサザイ		●	●												●				
193		ツグミ科	シマゴマ			●	●															
194			コルリ	●		●	●															EN 揭載種
195			ルリビタキ		●	●																
196			ジョウビタキ		●	●												●	●			
197			ノビタキ		●	●																
198			イソヒヨドリ		●	●	●	●										●	●			
199			トラツグミ		●	●																
200			マミジロ		●																	
201			クロツグミ	●		●	●															NT 揭載種
202			アカハラ		●	●																
203			シロハラ		●	●												●	●			
204			マミチャジナイ		●	●																
205			ツグミ		●	●												●	●			
206		チメドリ科	ガビチョウ		●	●												●	●			
207			ゾウシチョウ		●	●												●	●			
208		ウグイス科	ヤブサメ		●	●																
209			ウグイス		●	●												●	●			
210			ウチヤマセンニユウ	●	●	●	●	●	●													EN CR 揭載種
211			コヨシキリ	●	●	●	●	●														
212			オオヨシキリ	●	●	●	●	●										●				NT 揭載種
213			キマユムシクイ		●	●																
214			メボソムシクイ		●	●																
215			エゾムシクイ		●	●																
216			センダイムシクイ	●	●	●	●	●														VU 揭載種
217			オオムシクイ		●	●																DD
218			メボソムシクイ上種		●	●																
219			キタイタダキ		●	●												●				
220			セッカ		●	●	●	●	●									●				
221		ヒタキ科	キビタキ	●	●	●	●	●														掲載種
222			オジロビタキ																			NT 揭載種
223			オオリ	●		●	●															
224			サメビタキ		●	●	●	●														
225			エゾビタキ		●	●	●	●														
226			コサメビタキ	●	●	●	●	●										●				DD 揭載種
227		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	●	●	●	●	●														VU 揭載種
228		エナガ科	エナガ		●	●	●	●	●													
229		ツリスガラ科	ツリスガラ	●		●	●	●														NT 揭載種
230		シジュウカラ科	ヤマガラ		●	●	●	●	●													
231			シジュウカラ		●	●	●	●	●													
232		メジロ科	メジロ		●	●	●	●	●													
233		ホオジロ科	ホオジロ		●	●	●	●	●													
234			シロハラホオジロ		●																	
235			赤オアカ		●	●												●	●			
236			カシラダカ		●	●	●											●				
237			ミヤマホオジロ		●	●																
238			シマノジコ															●				
239			ノジコ	●		●																NT 揭載種
240			アオジ		●	●												●				
241			クロジ		●	●																
242			オオジユリン		●	●	●	●	●									●	●			
243		アトリ科	アトリ		●	●												●	●			
244			カワラヒワ		●	●	●	●	●									●	●			
245			マヒワ		●	●																
246			ハギマシコ		●																	
247			ウソ		●	●																
248			イカル		●	●												●	●			
249			シメ		●	●																
250			ズメ		●	●	●	●									●	●				
251		ムクドリ科	コムクドリ		●	●												●	●			
252			ホシムクドリ		●	●	●	●	●									●	●			
253			ムクドリ		●	●	●	●	●									●	●			
254		カラス科	カラサギ		●	●												●	●			
255			ミヤマガラス															●	●			
256			ハシボソガラス		●	●	●	●										●	●			
257			ハシブトガラス		●	●	●	●										●	●			
計	17日	52科	257種	89種	6種	189種	183種	22種	22種	0種	190種	141種	33種	36種	51種	76種	52種	3種	8種	56種	69種	95種

●印は、注1)に示す報告書等により対象事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、対象事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注1) 報告書等:

①「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）

- ②「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」
(平成23年11月 福岡県)
- ③「平成22年度 自然環境調査（鳥類）」(平成23年3月 福岡市環境局)
- ④「平成27年度 自然環境調査（鳥類）」(平成28年3月 福岡市環境局)
- ⑤「平成14年度 市域生態系調査業務委託 報告書」(平成15年3月 福岡市環境局)
- ⑥「平成15年度 市域生態系調査業務委託 報告書」(平成16年3月 福岡市環境局)
- ⑦「平成13年度 自然環境調査（ため池の生態系調査） 報告書」(平成14年3月 福岡市環境局)
- ⑧「平成5～27年度 アイランドシティ整備事業 環境監視結果」(福岡市港湾局)
- ⑨「平成27年度アイランドシティ環境モニタリング調査」
(福岡市港湾空港局、平成27年4月～平成28年3月に確認された種)
- ⑩「定点調査報告書 和白干潟」(平成4年度・平成9～11年度、環境庁、平成12～16年度、環境省)
- ⑪「定点調査報告書 人工島埋立地」(平成11年度、環境庁、平成12～16年度、環境省)
- ⑫「モニタリングサイト1000 シギ・チドリ類調査」(平成17～26年度、環境省)
- ⑬「福岡都市計画道路 1・4・8号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」(平成25年6月 福岡県)
- ⑭「日本野鳥の会資料」(平成28年、平成29年 日本野鳥の会福岡支部)

注2) 選定基準：

天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
天：国指定天然記念物

種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において以下の項目に選定されている種及び亜種
国際：国際希少野生動植物種…国内希少野生動植物種以外の種で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

ア 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」附属書1に掲載された種。ただし、我が国が保留している種を除く。

イ 我が国が締結している渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する条約
又は協定に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種

国内：国内希少野生動植物種…本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を
来す事情が生じていると判断される種

環RL : 「環境省レッドリスト2017」(平成29年3月 環境省)
CR：絶滅危惧IA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
EN：絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
VU：絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種
NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に
移行する可能性のある種
DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種

県RDB : 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」(平成
23年11月 福岡県)
CR：絶滅危惧IA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
EN：絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
VU：絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種
NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」と
して上位ランクに移行する要素を有するもの

DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種

市指針 : 「福岡市環境配慮指針（改定版）」(平成28年9月 福岡市環境局)
掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

3) 両生類・爬虫類

対象事業実施区域周囲において確認記録がある両生類、または生息する可能性のある両生類は、表 3.1.4-3 に示すとおりであり、2 目 6 科 13 種の両生類が確認されている。重要な種はニホンヒキガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル等の 8 種が確認された。

対象事業実施区域周囲において確認記録がある爬虫類、または生息する可能性のある爬虫類は、表 3.1.4-4 に示すとおり、2 目 8 科 15 種の爬虫類が確認されている。重要な種はアカウミガメ、ニホンイシガメ、タカチホヘビ、ジムグリ、シロマダラ、ヒバカリの 6 種が確認された。

表 3.1.4-3 対象事業実施区域周囲の両生類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等							選定基準			
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RL	県RDB
1	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ				●					VU	VU	掲載種
2		イモリ科	アカハライモリ				●					NT	NT	掲載種
3	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル		●	●	●					VU	掲載種	
4		アマガエル科	ニホンアマガエル	●	●	●				●				
5		アカガエル科	タゴガエル		●	●								
6			ニホンアカガエル		●	●	●					VU	掲載種	
7			ヤマアカガエル			●						VU	掲載種	
8			トノサマガエル			●						NT	EN	掲載種
9			ウシガエル	●		●	●			●				
10			ツチガエル				●						NT	掲載種
11			ヌマガエル	●		●	●			●				
-			アカガエル科				●							
12		アオガエル	シェレーデルアオガエル											
13			カジカガエル				●					NT	掲載種	
計	2目	6科	13種	3種	0種	6種	14種	2種	0種	3種	0種	0種	3種	8種

●印は、注 1) に示す報告書等により対象事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、対象事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注1) 報告書等 :

- ① 「自然環境調査委託 ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況等調査報告書」（平成13年3月 福岡市環境局）
- ② 「平成13年度 自然環境調査（ため池の生態系調査）報告書」（平成14年3月 福岡市環境局）
- ③ 「平成19年度 自然環境調査結果（ほ乳類・は虫類・両生類）」（平成20年3月 福岡市環境局）
- ④ 「平成24年度 自然環境調査結果（ほ乳類・は虫類・両生類）」（平成25年3月 福岡市環境局）
- ⑤ 「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）
- ⑥ 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類・両生類/魚類/昆蟲類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成26年8月 福岡県）
- ⑦ 「福岡都市計画道路 1・4・8号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」（平成25年6月 福岡県）

注2) 選定基準 :

天然記念物 : 「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種

種の保存法 : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種

環RL : 「環境省レッドリスト2017」（平成29年3月 環境省）

VU : 絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種

NT : 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。

県RDB : 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014

-爬虫類・両生類/魚類/昆蟲類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成26年8月 福岡県）

EN : 絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

VU : 絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種

NT : 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

市指針 : 「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）

掲載種 : 市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

表 3.1.4-4 対象事業実施区域周囲の爬虫類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RL	県RDB	市指針
1	カメ目	ウミガメ科	アカウミガメ				●	●					EN	EN	掲載種
2		イシガメ科	ニホンイシガメ		●	●	●						NT	VU	掲載種
3			クサガメ		●	●									
4		ヌマガメ科	ミシシッピアカミミガメ	●	●	●				●					
5	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	●	●	●				●					
6		トカゲ科	ニホントカゲ	●	●	●									
7		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	●	●	●				●					
8		ナミヘビ科	タカチホヘビ			●							VU	掲載種	
9			シマヘビ	●	●	●				●					
10			アオダイショウ			●									
11			ジムグリ			●							NT	掲載種	
12			シロマダラ			●							NT	掲載種	
13			ヒバカリ		●	●							NT	掲載種	
14			ヤマカガシ	●	●	●									
15		クサリエビ科	ニホンマムシ			●									
計	2目	8科	15種	6種	9種	14種	2種	1種	0種	4種	0種	0種	2種	6種	6種

●印は、注1) に示す報告書等により対象事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、対象事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注1) 報告書等 :

- ① 「自然環境調査委託 ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況等調査報告書」 (平成13年3月 福岡市環境局)
- ② 「平成19年度 自然環境調査結果 (ほ乳類・は虫類・両生類)」 (平成20年3月 福岡市環境局)
- ③ 「平成24年度 自然環境調査結果 (ほ乳類・は虫類・両生類)」 (平成25年3月 福岡市環境局)
- ④ 「福岡市環境配慮指針 (改定版)」 (平成28年9月 福岡市環境局)
- ⑤ 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆蟲類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」 (平成26年8月 福岡県)
- ⑥ 「平成13年度 自然環境調査 (ため池の生態系調査) 報告書」 (平成14年3月 福岡市環境局)
- ⑦ 「福岡都市計画道路 1・4・8号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」 (平成25年6月 福岡県)

注2) 選定基準 :

- 天然記念物 : 「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
- 種の保存法 : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
- 環RL : 「環境省レッドリスト2017」 (平成29年3月 環境省)
 - EN : 絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 - NT : 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
- 県RDB : 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆蟲類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」 (平成26年8月 福岡県)
 - EN : 絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 - VU : 絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種
 - NT : 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
- 市RDB : 「福岡市環境配慮指針 (改定版)」 (平成28年9月 福岡市環境局)
 - 掲載種 : 市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

4) 昆虫類

対象事業実施区域周囲において確認記録がある種、または生息する可能性のある種は、表 3.1.4-5(1)～(10)に示すとおりであり、18 目 175 科 749 種の昆虫類が確認されている。重要な種は、ハラビロハンミョウ、カワラハンミョウ等の 38 種が確認された。

表 3.1.4-5(1) 対象事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然記念物	種の保存法	環 RL	県 RDB	市指針
1	クモ目	アシナガグモ科	アシナガグモ								●					
2		コガネグモ科	ナガコガネグモ								●					
3		カニグモ科	ハナグモ								●					
4		ハエトリグモ科	ヤハズハエトリ								●					
5	トビムシ目	一	トビムシ目								●					
6	カゲロウ目（蜻蛉目）	ヒラタカゲロウ科	ヒラタカゲロウ科								●					
7		モンカゲロウ科	フタスジモンカゲロウ								●					
8	トンボ目（蜻蛉目）	イトトンボ科	キイトトンボ			●								NT	掲載種	
9			ベニイトトンボ		●									NT	掲載種	
10			アオモンイトトンボ		●			●	●							
11			クロイトトンボ					●								
12			ムスジイトトンボ					●								
13		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ		●									NT	VU	掲載種
14			ギンヤンマ		●			●								
15			カトリヤンマ								●					
16	サナエトンボ科	サナエトンボ科	タイワンウチワヤンマ					●								
17		トンボ科	ショウジョウトンボ		●			●	●							
18			コフキトンボ					●								
19			ハラビロトンボ								●					
20			シオカラトンボ		●			●	●	●						
21			オオシオカラトンボ					●	●							
22			ウスバキトンボ					●	●	●						
23			コシアキトンボ					●	●							
24			チョウトンボ					●								
25			コノシメトンボ								●					
26			タイリクアカネ								●					
27	ゴキブリ目（網翅目）	ゴキブリ科	クロゴキブリ								●					
28		チャバネゴキブリ科	クロモチニギキブリ								●					
29			チャバネゴキブリ								●					
30			モリチャバネゴキブリ								●	●				
31	カマキリ目（螳螂目）	カマキリ科	ハラビロカマキリ								●	●				
32			チョウセンカマキリ								●	●				
33			オオカマキリ		●						●	●				
34	シロアリ目	レイビシロアリ科	コウシュウイエシロアリ	●												
35		ミヅガシラシロアリ科	イエシロアリ	●												
36			ヤマトシロアリ亜種	●							●					
37	ハサミムシ目（革翅目）	マルムネハサミムシ科	ハマベハサミムシ								●	●				
38			ヒゲジロハサミムシ								●	●				
39		オオハサミムシ科	オオハサミムシ								●	●				
40	チャタテムシ目	チャタテ科	クロミヤクチャタデ								●					
41	バッタ目（直翅目）	ツユムシ科	セスジツユムシ								●					
42			サトクダマキモドキ								●					
43			ツユムシ								●					
44			ヒメクダマキモドキ								●					
45		キリギリス科	オナガササキリ								●					
46			ホシザサキリ								●	●				
47			ササキリ								●					
48			クビキリギス								●					
49			ニシキリギリス								●	●				
50			ハタケノウマオイ								●					
51			カヤキリ								●					
52		ケラ科	ケラ								●	●				
53	マツムシ科	マツムシ科	スズムシ								●					
54			ヒロバネカンタン								●					
55			カンタン									●				
56			マツムシ								●					
57			マツムシ科		●											
58	コオロギ科	コオロギ科	ハラオカメコオロギ								●	●				
59			ミヅカドコオロギ								●	●				
60			クマズムシ								●					
61			エンマコオロギ								●	●				
62			ツヅレサセコオロギ								●	●				
63	カネタタキ科	カネタタキ	カネタタキ								●	●				
64		ヒバリモドキ科	ハマズズ								●				VU	掲載種
65			マダラズズ								●					
66			ヒゲロスズ								●					
67			シバズズ								●	●				
			キアシヒバリモドキ								●					

表 3.1.4-5(2) 対象事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然記念物	種の保存法	環 RL	県 RDB	市指針
68	バッタ目 (直翅目)	バッタ科	ショウリョウバッタ							●	●					
69			マダラバッタ							●	●					
70			ヤマトマダラバッタ							●					VU	掲載種
71			トノサマバッタ							●						
72			イボバッタ							●						
73		イナゴ科	ハネナガイナゴ							●	●					
74			ツチイナゴ	●						●	●					
75		オンブバッタ科	オンブバッタ	●						●	●					
76		ヒシバッタ科	ハネナガヒシバッタ							●	●					
77	ナナフシ目 (竹節虫目)	ナナフシ科	エダナナフシ							●						
78	アザミウマ目	アザミウマ科	ネギアザミウマ	●												
79	カメムシ目 (半翅目)	ヒシウンカ科	ヒシウンカ							●						
80		ウンカ科	セジロウンカ							●						
81			コブウンカ							●	●					
82		ハネナガウンカ科	タマガワセダカハネナガウンカ							●						
83		テングスケバ科	ツマグロスケバ							●	●					
84		アオバハゴロモ科	アオバハゴロモ							●	●					
85		ハゴロモ科	トビイロハゴロモ							●						
86		グンバイウンカ科	ベッコウハゴロモ	●						●						
87		セミ科	タイワンハウチワウンカ							●	●					
88			クマゼミ							●	●					
89			アブラゼミ							●	●					
90			ツクツクボウシ							●						
91			ニイニイゼミ							●	●					
92			ハルゼミ	●	●									NT	掲載種	
93		アワフキムシ科	マツアワフキ							●	●					
94			ハマペアワフキ							●	●					
95			オカダアワフキ	●												
96		ヨコバイ科	トバヨコバイ							●						
97			キスジミドリヒメヨコバイ							●						
98			アカカスリヨコバイ							●						
99			ヒメアオズキンヨコバイ							●						
100			トガリヨコバイ							●						
101			ヒシモンヨコバイ							●						
102			ツマグロヨコバイ							●						
103			Paganonia属							●						
104			クロヒラタヨコバイ							●						
105			ヒトヅメヨコバイ							●	●					
106			シラホンシカシヨコバイ							●						
107			イグチホシヨコバイ							●						
108		キジラミ科	オビキジラミ							●						
109		アブラムシ科	セイカアワダチソウヒゲナガアブラムシ							●						
110		カタカイガラムシ科	ツノロウムシ							●						
111		サシガメ科	ビロウドサシガメ	●												
112			Empicoris属							●						
113		グンバイムシ科	アワダチソウグンバイ							●						
114			ツツジグンバイ							●						
115		ハナカメムシ科	ナミニヒハナカメムシ							●						
116		カスミカヌムシ科	コアオカスミカヌ							●						
117			ヨンボシカスミカヌ							●						
118			ヒメセダカスミカヌ							●						
119			アカスジカスミカヌ							●						
120			ウスモンミドリカスミカヌ							●						
-			カスミカヌムシ科							●						
121		マキバサシガメ科	ハネナガマキバサシガメ							●						
122		オオホシカヌムシ科	オオホシカヌムシ							●						
123		ホゾヘリカヌムシ科	クモヘリカヌムシ							●						
124			ホゾヘリカヌムシ							●						
125		ヘリカヌムシ科	ホオズキカヌムシ							●						
126			ホゾハリカヌムシ							●	●					
127			オオクモヘリカヌムシ							●	●					
128			ホシハラビロヘリカヌムシ	●						●	●					
129			ツマキヘリカヌムシ							●						
130		ヒメヘリカヌムシ科	スカシヒメヘリカヌムシ							●						
131			アカヒメヘリカヌムシ							●						
132			ケブカヒメヘリカヌムシ	●						●						
133			ブチヒメヘリカヌムシ							●						
134		ナガカメムシ科	ヒヨウタンナガカメムシ							●						
135			ヒメネジロツヤナガカメムシ							●						
136			ヒメオオメナガカメムシ							●	●					
137			ヒメマダラナガカメムシ							●						
138			サビヒヨウタンナガカメムシ							●						
139			キベリヒヨウタンナガカメムシ							●						
140			オオモシロナガカメムシ							●						
141			ヒメナガカメムシ							●	●					
-			Nysius属							●						
142			ヒゲナガカメムシ							●	●					
143			アカアンホソナガカメムシ							●	●					
-			ナガカメムシ科							●	●					
144		メダカナガカメムシ科	メダカナガカメムシ		●											
145		ツチカメムシ科	ハマベツチカメムシ			●				●					NT	掲載種
146			チビツヤツチカメムシ	●												
147			ヒメツチカメムシ	●												
148			ツチカメムシ	●						●	●					

表 3.1.4-5(3) 対象事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然記念物	種の保存法	環 RL	県 RDB	市指針
149	カメムシ目 (半翅目)	カメムシ科	ウズラカメムシ								●					
150			ウシカメムシ								●					
151			ブチヒガカメムシ								●					
152			ハナダカカメムシ	●												
153			キマダラカメムシ								●					
154			ヒメナガメ								●					
155			ムラサキシラホシカメムシ								●					
156			マルシラホシカメムシ								●					
157			シラホシカメムシ								●					
158			アオクサカメムシ								●					
159			イチモジカメムシ								●					
160		マルカメムシ科	マルカメムシ		●							●				
161		キンカメムシ科	オオキンカメムシ	●												
162		アブラムシ科	ダイコーンアブラムシ	●												
163		コナカイガラムシ科	オオワタコナカイガラムシ	●												
164		アメンボ科	アメンボ								●					
165		ミズムシ科	オオミズムシ			●							NT	VU	掲載種	
166			クロチビミズムシ	●												
167			チビミズムシ	●												
168		マツモムシ科	コマツモムシ		●						●					
169			マツモムシ	●												
170	アミメカゲロウ目 (脈翅目)	ヒロバカゲロウ科	ヤマトヒロバカゲロウ								●					
171		ヒメカゲロウ科	ヒメカゲロウ科								●					
172		クサカゲロウ科	シロスジクサカゲロウ								●					
173			ヨツボシクサカゲロウ								●	●				
174			クロヒゲフタモンクサカゲロウ								●					
175			タイワンクサカゲロウ								●					
-			クサカゲロウ科								●					
176			コカスリウスバカゲロウ								●					
177		ウスバカゲロウ科	ハマベウスバカゲロウ								●			EN	掲載種	
178			ウスバカゲロウ								●					
179			クロコウスバカゲロウ								●					
180	チョウ目 (鱗翅目)	ミノガ科	チャミノガ								●					
181		マルハキバガ科	シロスジベニマルハキバガ								●					
182		ヒゲナガキバガ科	カクバネヒゲナガキバガ								●					
183		カザリバガ科	ウスロカザリバ								●					
184		ハマキガ科	セモンカギバヒメハマキ								●					
185			マツアトキハマキ								●					
186			シロントガリバヒメハマキ								●					
187			アシフトヒメハマキ								●					
188			ヨモギネムシガ								●	●				
189			フドウホソハマキ								●					
-			ハマキガ科								●					
190		スガ科	コナガ								●					
191			マサキスガ								●					
192		イラガ科	テングイラガ								●					
193		マダラガ科	ミノウスバ	●												
194		セセリチョウ科	ダイミョウセセリ								●					
195			クロセセリ								●					
196			イチモジセセリ								●	●				
197			チャバネセセリ								●	●				
198			コチャバネセセリ								●					
199		シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	●										NT	掲載種	
200			ムラサキツバメ								●					
201			ムラサキシジミ								●	●	●	●		
202			ルリシジミ	●	●						●	●	●			
203			クロマダラソテツシジミ													
204			ウラギンシジミ								●	●	●	●		
205			ツバメシジミ								●	●	●	●		
206			ウラナミシジミ													
207			ベニシジミ	●							●	●	●	●		
208			ゴイシシジミ								●					
209			サツマシジミ								●					
210			ヤマトシジミ本土亜種	●	●						●	●	●	●		
211		タテハチョウ科	ツマグロヒヨウモン		●	●					●	●	●	●		
212			イシガケチョウ								●					
213			ゴマダラチョウ本土亜種								●	●				
214			アオタテハモドキ	●												
215			コミスジ								●	●	●			
216			ヒオドシチョウ	●											NT	掲載種
217			キタテハ		●											
218			ヒメアカタテハ	●							●	●	●			
219			アカタテハ								●	●	●			
220		アゲハチョウ科	ミカドアゲハ本土亜種	●							●	●	●	●		
221			オスジアゲハ								●	●	●	●		
222			モンキアゲハ								●	●	●			
223			ミヤマカラスアゲハ									●				
224			キアゲハ								●					
225			オナガアゲハ	●												
226			ナガサキアゲハ		●	●					●	●	●	●		
227			クロアゲハ本土亜種								●	●	●	●		
228			アゲハ	●	●						●	●	●	●		

表 3.1.4-5(4) 対象事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然記念物	種の保存法	環 RL	県 RDB	市指針
229	チョウ目（鱗翅目）	シロチョウ科	ツマキチョウ本土亜種	●												
230			ウラナミシロチョウ	●												
231			モンキチョウ	●					●		●					
232			キチョウ		●			●		●	●					
233			スジグロシロチョウ						●							
234		ジャノメチョウ科	モンシロチョウ	●				●	●							
235			チョウセンシロチョウ	●												
236			クロヒカゲ本土亜種						●							
237			ウスイロコノマチョウ	●												
238			クロコノマチョウ							●						
239			コジャノメ	●												
240			ヒメウラナミジャノメ							●	●					
241			ウラナミジャノメ本土亜種		●					●	●		VU	VU	掲載種	
242	ツトガ科	コブノマイガ								●						
243		ツゲノマイガ									●					
244		シロエグリツトガ								●						
245		クロヘリキノマイガ								●						
246		クロズノマイガ								●						
247		クロオビクロノマイガ								●						
248		モンキクロノマイガ								●						
249		マメノマイガ								●						
250		サツマキノマイガ								●						
251		ワモンノマイガ									●					
252		シロアシクロノマイガ								●						
253		マエアカスカシノマイガ								●						
254		シバツトガ								●						
255		クロテンシロミズメイガ								●						
256		ナカキノマイガ								●						
257		シロオビノマイガ								●						
258		クロモンキノマイガ								●						
259		ウラジロキノマイガ								●						
260	メイガ科	ヒメアカシママイガ								●						
261		クロモンツヅリガ	●													
262		ウスオビタガリメイガ								●						
263		キベリトガリメイガ								●						
264		ウスベニトガリメイガ								●	●					
265		ヒエホソメイガ								●						
266		ミサキシヒゲシマメイガ	●													
-		メイガ科	メイガ科							●						
267	トリバガ科	トリバガ科	トリバガ科							●						
268		シャクガ科	ヒメウコンエダシャク							●						
269		ナカオナミシャク								●						
270		ケブカチビナミシャク								●						
271		オオウスモンキヒメシャク								●						
272		キオビベニヒメシャク								●						
273		マエベニヒメシャク	●													
274		ミジンキヒメシャク								●						
275		ウスネズミエダシャク	●													
276		ホソスジナミシャク								●						
277		フタツメオオシロヒメシャク								●						
278		ギンバネヒメシャク								●						
279		ウスキクロテンヒメシャク								●						
280		ハイイロヒメシャク								●						
281		ホソバチビナミシャク								●						
282		ベニスジヒメシャク								●						
283		フトジマナミシャク								●						
284	スズメガ科	オオスカシバ									●					
285		ホンホウカジヤク								●						
286		クロホウカジヤク	●													
287		コスズメ									●					
288		セスジスズメ									●					
289	ヒトリガ科	ハガタベニコケガ								●						
290		ヤネホソバ								●						
291		シロオビクロコケガ								●						
292		スジモソヒトリ								●						
293		クロスジチビコケガ								●						
294		ナガサキムジホソバ								●						
295	ドクガ科	ブチヒゲヤナギドクガ	●													
296		ミヅモンキウンワバ	●							●						
297		アカヘリヤガ								●						
298		キマエアツバ									●					
299		タマナヤガ	●													
300		シロテウスグロヨトウ									●					
301		ヒメサビスジヨトウ									●					
302		ハママオトヨトウ	●								●					
303		イチジクキンウワバ										●				
304		エゾギクキンウワバ	●													
305		フタキボシアツバ									●					
306		トビスジアツバ									●					
307		ソトウスグロアツバ									●					
308		ウスチャモンアツバ									●					
309		ウンモンクチバ										●				
310		アワヨトウ	●													

表 3.1.4-5(5) 対象事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然記念物	種の保存法	環 RL	県 RDB	市指針
311	チョウ目（鱗翅目）	ヤガ科	スジシロキヨトウ	●												
312			ヒメエグリバ								●					
313			シロテムラサキアツバ								●					
314			ウスグロセニジモンアツバ								●					
315			ニセタマナヤガ	●												
316			クロスジヒメアツバ								●					
317			スジキリヨトウ								●					
318			ハスモントウ	●							●					
319			キクシンウワバ	●												
320			コブガ科	シンジュキノカワガ	●											
321			ナキンキノカワガ	●												
322	ハエ目（双翅目）	ガガンボ科	Achyrolimonia属								●					
323			Antocha属								●					
324			ミカドガガンボ								●					
325			ヒメガガンボ亜科								●					
326			Nephrotoma属								●					
327			チョウバエ科	チョウバエ科							●					
328			ユスリカ科	ユスリカ科							●					
329			カ科	ヒトスジシマカ							●					
330			ミズアブ科	アメリカミズアブ		●										
331			コウカアブ								●					
332			アブ科	ヤマトアブ							●					
333			ツルギアブ科	ハマツルギアブ							●					
334			ムシヒキアブ科	トラフムシヒキ							●					
335			ヒラダムシヒキ								●					
336			アオメアブ								●					
337			Leptogaster属								●					
338			シオヤアブ								●					
339			Stichopogon infuscatus								●					
340	オドリバエ科	オドリバエ科	ギンバラミナモオドリバエ							●			VU	掲載種		
341			コウヤツリアイブ							●						
342			クロバネツリアイブ							●	●					
343			スキバツツリアイブ							●						
344			ハナアブ科	ツマグロコンボソハナアブ						●						
345			ホソヒラタアブ	●						●	●					
346			キゴシハナアブ	●							●					
347			ナミホシヒラタアブ								●					
348			クロイワオビヒラタアブ							●						
349			ホソヒメヒラタアブ							●						
-	ショウジョウバエ科	ショウジョウバエ科	Sphaerophoria属	●						●						
350			ショウジョウバエ科							●						
351			ハマベバエ科	ハマベバエ						●						
352			ミギワバエ科	Hecamede albicans						●						
353			ミナミカマバエ							●						
354			ヤチバエ科	ヒゲナガヤチバエ						●	●					
355			ミバエ科	ヒラヤマアミケブカミバエ						●	●					
356			ツマホシケブカミバエ							●						
357			ミサキオナガミバエ							●						
358			ハナバエ科	ノトツマグロイソバエ						●						
359	フンバエ科	フンバエ科	ヒメフンバエ							●						
360			オオクロバエ							●						
361			コミドリバエ							●						
-			クロバエ科								●					
362			イエバエ科	イエバエ科							●					
363			ニクバエ科	ハネボシスナニクバエ							●					
364			ハママニクバエ							●						
365			センチニクバエ							●						
-			Sarcophaga属	●												
366			ゴヘイニクバエ		●						●			VU	掲載種	
-	ニクバエ科	ニクバエ科	ニクバエ科								●					
367			ヤドリバエ科	ブランコヤドリバエ	●							●				
-			ヤドリバエ科								●					
368	コウチュウ目（鞘翅目）	ホソクビゴミムシ科	ミニラゴミムシ	●							●					
369			オサムシ科	キイロチビゴモクムシ							●					
370			マルガタゴミムシ								●					
371			ヒメツヤマルガタゴミムシ								●					
372			コガシラアオゴミムシ	●												
373			オサムシモドキ	●										NT	掲載種	
374			セアカヒラタゴミムシ								●					
375			オオズケゴモクムシ	●												
376			クロゴモクムシ								●					
377			マダラゴモクムシ	●												
378			カラカネゴモクムシ	●												
379			ヒョウタンゴミムシ								●					
380			ヨツモソニミズギワゴミムシ								●					
381	ハンミョウ科	ハンミョウ科	ハラビロハンミョウ			●							VU	掲載種		
382			カワラハンミョウ	●		●							EN	VU	掲載種	
383			エリザハンミョウ													
384			コハンミョウ	●												

表 3.1.4-5(6) 対象事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然記念物	種の保存法	環 RL	県 RDB	市指針
385	コウチュウ目 (鞘翅目)	ゲンゴロウ科	クロズマメゲンゴロウ	●												
386			チャイロマメゲンゴロウ								●					
387			ホソセスジゲンゴロウ	●												
388			コガタノゲンゴロウ	●									VU	VU	掲載種	
389			ハイイロゲンゴロウ		●						●					
390			シマゲンゴロウ	●									NT	EN	掲載種	
391			コシマゲンゴロウ	●											NT	掲載種
392			ウスイロシマゲンゴロウ	●											EX	掲載種
393			スジゲンゴロウ	●											EX	掲載種
394			キベリクロヒメゲンゴロウ	●									NT	NT	掲載種	
395			ツブゲンゴロウ	●												
396			チャイロチビゲンゴロウ							●						
397			ヒメゲンゴロウ							●						
398		ナガヒラタムシ科	ナガヒラタムシ	●												
399		ガムシ科	コケシガムシ							●						
400			フチトリケシガムシ						●							
401			ウスモンケンガムシ	●												
402			セマルガムシ	●												
403			コガムシ							●			DD	VU	掲載種	
404		エンマムシ科	ツヤハママベエンマムシ						●					EN	掲載種	
405			ハママベエンマムシ						●							
406			ルリエンマムシ	●										VU		
407		シデムシ科	オオヒラタシデムシ	●												
408			オオモブシトシデムシ	●												
409			モモブシトシデムシ	●												
410			オニヒラタシデムシ	●												
411		ハネカクシ科	ムネビロハネカクシ							●						
412			ホソウミベハネカクシ	●												
413			アカウミベハネカクシ							●						
414			アバタウミベハネカクシ							●						
415			ニセユミセミハネカクシ							●						
416			クロズトガリハネカクシ							●						
417			チビホソハネカクシ							●						
418			キンボシハネカクシ	●												
419			アカセスジハネカクシ							●						
420			アオバアリガタハネカクシ							●	●					
421			クロコガシラハネカクシ							●	●					
422			オオドウガネコガシラハネカクシ							●						
423			ツヤウミベハネカクシ							●						
424			ウミベアカバハネカクシ							●						
425			アカバハネカクシ							●						
426			チビクビボソハネカクシ							●						
427			キバネセミハネカクシ							●						
428			アカバネマルクビハネカクシ	●												
429		マルハナノミ科	トビロマルハナノミ							●						
430		クワガタムシ科	オオクワガタ	●									VU	EN	掲載種	
431			コクワガタ	●						●						
432			ヒラタクワガタ本土亜種	●												
433		コガネムシ科	アオドウガネ							●	●					
434			ヒメサクラコガネ	●						●	●					
435			ヤマトアオドウガネ							●						
436			ヒメコガネ							●						
437			ヒメカシショコガネ	●												
438			オオカシショコガネ	●												
439			セマダラコガネ							●						
440			コアオハナムグリ								●					
441			クロコガネ								●					
442			ヤマトケシマグソコガネ	●												
443			アカビロウドコガネ							●	●					
444			カミヤビロウドコガネ							●	●					
445			マルガタビロウドコガネ							●						
446			オオコフキコガネ	●						●	●					
447			サツマコフキコガネ							●						
448			クリイロコガネ								●					
449			コブマルエンマコガネ	●												
450			ミツノエンマコガネ	●									VU	掲載種		
451			シロスジコガネ	●												
452			マメコガネ													
453			シロテンハナムグリ													
454			ニセセマルケシマグソコガネ							●						
455			カナブン										NT	掲載種		
456		タマムシ科	ホソアシナガタマムシ	●												
457			ヒメヒラタマムシ	●												
458			クロケシタマムシ	●												
459			ヤスマツケシタマムシ	●												
460			クロタマムシ	●												
461			ウバタマムシ	●												
462			ムツボシタマムシ	●												
463			タマムシ	●												
464			クロエグリタマムシ	●												
465			クロマダラタマムシ	●												
466			マスダクロホシタマムシ	●												
467			クズノチビタマムシ	●								●				
468			ナミガタチビタマムシ	●												
469			マメチビタマムシ	●												
470			サシグチビタマムシ	●												
471			ヌスピトハギチビタマムシ	●												
472			ヨシダチビタマムシ	●												

表 3.1.4-5(7) 対象事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然記念物	種の保存法	環 RL	県 RDB	市指針
473	コウチュウ目（鞘翅目）	コメツキムシ科	サビキコリ							●	●					
474			ホソサビキコリ							●						
475			ハマベヒメサビキコリ	●							●					
476			ヒメサビキコリ	●							●					
477			ハマベヒメオオヒメサビキコリ	●							●					
478			チャイロコメツキ	●												
479			ニセクチブトメツキ	●												
480			クシコメツキ亜科								●					
481			スナサビキコリ	●												
482			オオナガコメツキ							●						
483			アカアシコハナコメツキ							●						
484			オオクロクシコメツキ	●												
485			ヘリマコメツキ	●												
486	ジョウカイボン科	セボンジョウカイ									●					
487	ホタル科	ゲンジボタル	●													
488	シバンムシ科	オオホコリタケシバンムシ								●						
489	ジョウカイモドキ科	ヒロオビジョウカイモドキ								●	●					
490		ルリキオビジョウカイモドキ			●					●			VU	掲載種		
491	テントウムシ科	カメノコテントウ	●													
492		ミスジキイコテントウ									●					
493		ムーアシロホシテントウ									●					
494		ナナホシテントウ	●								●					
495		フタキシクロテントウ									●					
496		ナミテントウ	●								●					
497		ニジュウヤホシテントウ									●					
498		キイロテントウ									●	●				
499		ダンダラテントウ									●					
500		セスジヒメテントウ									●					
501		ヒメカメノコテントウ		●							●	●				
502		ベダリテントウ										●				
503		バベヒメテントウ	●													
504		カグヤヒメテントウ														
505		カワムラヒメテントウ	●													
506		オトヒメテントウ	●													
507		ニセツマアカヒメテントウ	●													
508		オオタツアカヒメテントウ														
509		キヨロヒメテントウ	●													
510		ヤマトヒメテントウ	●													
511		クロツヤテントウ	●													
512		ナガサキクロテントウ	●													
513		シロホシテントウ	●													
514		アラキシロホシテントウ	●													
515	キスイムシ科	マルガタキスイ									●					
516	テントウムシダマン科	ヨツボシテントウダマシ										●				
517		トウヨウダエテントウダマシ	●													
518		クロモンケヅカテントウダマシ	●													
519		セグロツヤテントウダマシ	●													
520	オオキノコムシ科	ヒメオオビオオギノコムシ	●													
521	ヒメマキムシ科	クロオビケシマキムシ									●					
522	ケンキスイ科	モンチビヒラタケシキスイ									●					
523		マルキマグラシキスイ									●					
524	ホソヒラタムシ科	ミツモンセマルヒラタムシ	●								●	●				
525	アリモドキ科	クロホソリモドキ									●					
526	ホソカタムシ科	ヒメナガセスジホソカタムシ									●					
527	ツチハンミョウ科	キユウウェウツチハンミョウ	●													
528		マルクビツチハンミョウ	●													
529		キイロゲンセイ	●													
530	ハナノミ科	フタオビヒメハナノミ	●													
531		クロヒメハナノミ										●				
532	カミキリモドキ科	ルリカミキリモドキ										●				
533		ズグロカミキリモドキ														
534		ハラグロランブカミキリモドキ									●					
535	オオハナノミ科	フタオビオオハナノミ	●													
536	ゴミムシダマン科	クリイロクチキムシ										●				
537		コマルキマワリ										●				
538		コスナゴミムシダマン										●	●			
539		スナゴミムシダマン	●													
540		オオスナゴミムシダマン										●				
541		ハマヒヨウタンゴミムシダマン										●				
542		コゴメゴミムシダマン										●				
543		アラメヒゲヅトゴミムシダマン	●													
544		オオマルスナゴミムシダマン										●				
545		コクヌストモドキ	●													
546	カミキリムシ科	キマグラミヤマカミキリ	●													
547		トゲヒゲトビイロカミキリ	●													
548		クロカミキリ	●													
549		ムネツヤサビカミキリ	●													
550		ルリカミキリ	●													
551		シロスジカミキリ	●													
552		オオヨツスジハナカミキリ	●													
553		ヒメスギカミキリ	●													
554		ツシマムクボカミキリ	●													
555		オオアカミキリ	●													

表 3.1.4-5(8) 対象事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然記念物	種の保存法	環 RL	県 RDB	市指針
556	コウチュウ目（鞘翅目）	カミキリムシ科	タケトラカミキリ	●						●						
557			クロトラカミキリ	●												
558			ヨツヅジトラカミキリ								●					
559			キスジトラカミキリ	●												
560			ホシベニカミキリ	●						●						
561			アトモンマルケンカミキリ	●												
562			キイロミヤマカミキリ	●												
563			スネケブカヒロコバネカミキリ	●										VU		
564			カタシロゴマフカミキリ	●												
565			ハラアカコブカミキリ	●												
566			マツノマダラカミキリ							●						
567			キュウシュウヒメヒガナガカミキリ	●												
568			ケブカヒラタカミキリ	●												
569			ヘリグロリンゴカミキリ	●												
570			リンゴカミキリ	●												
571			ムネホシロカミキリ	●												
572			オオシロカミキリ	●												
573			チョウセンシロカミキリ	●												
574			ベニバナカミキリ	●												
575			フクチセダカゴブヤズカミキリ	●										VU	掲載種	
576			ノコギリカミキリ	●												
577			モンクロベニカミキリ	●												
578			ベニカミキリ	●												
579			ケンカミキリ	●												
580			クロカミキリ	●								●				
581			ヨツボンカミキリ	●										EN	CR	
582			チャボヒゲナガカミキリ	●												
583			ブドウトラカミキリ	●												
584			オスジカミキリ													
585		ハムシ科	ヒメカミナリハムシ	●												
586			カミナリハムシ	●								●				
587			キタカミナリハムシ	●												
588			サメハダツブノミハムシ							●						
589			ヒメメントウノミハムシ	●												
590			オオアカマルノミハムシ	●												
591			スキバジンガサハムシ	●												
592			ウリハムシ	●												
593			クロウリハムシ							●	●					
594			アオバネサルハムシ	●												
595			ヒメジンガサハムシ	●												
596			カメノコハムシ	●												
597			セモンジンガサハムシ	●												
598			ヒサゴトビハムシ							●						
599			ツツジコブハムシ	●												
600			オオサルハムシ	●												
601			ヨモギハムシ								●					
602			ハッカハムシ	●												
603			ヤナギハムシ	●												
604			ミドリサルハムシ	●												
605			イモサルハムシ	●												
606			キアシリツツハムシ							●						
607			ヒゴトゲハムシ	●												
608			イッキトキゲハムシ							●						
609			キンイロネクイハムシ	●									NT	CR	掲載種	
610			イネネクイハムシ	●												
611			イチゴハムシ	●							●					
612			ジュンサイハムシ	●												
613			コガタリリハムシ	●												
614			ケブカクロナガハムシ	●												
615			キベリクビボソハムシ	●												
616			キバラルリクビボソハムシ	●												
617			トゲアシクビボソハムシ	●												
618			キオクビボソハムシ	●												
619			アカクビボソハムシ	●												
620			キイロクビナガハムシ	●												
621			クロボントビハムシ	●												
622			キアシノミハムシ	●												
623			ケブカサルハムシ	●												
624			キイロネクイハムシ	●									EX	EX	掲載種	
625			スイバトビハムシ	●												
626			フタスジヒメハムシ	●												
627			ホタルハムシ								●					
628			イチモンジハムシ	●												
629			アオガネヒメサルハムシ	●												
630			ウスグロチビカミナリハムシ	●												
631			セスジクビボソハムシ	●							●					
632			アトボシハムシ	●												
633			ヨツボシハムシ	●												
634			ダイコンサルハムシ	●												
635			タマアシトビハムシ	●												
636			ホソキスジノミハムシ	●												
637			ナスナガスネットビハムシ	●												
638			ナトビハムシ	●												
639			サンゴジュハムシ								●					
640			ニレハムシ								●					

表 3.1.4-5(9) 対象事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然記念物	種の保存法	環 RL	県 RDB	市指針
641	コウチュウ目 (鞘翅目)	ハムシ科	アカタデハムシ	●												
642			カタクリハムシ	●												
643			ドウガネサルハムシ	●												
644			ヨモギアンナガトビハムシ	●												
645		ヒゲナガゾウムシ科	タマカイガラヒゲナガゾウムシ	●												
646			イボタロウヒゲナガゾウムシ	●												
647			アカアシヒゲナガゾウムシ	●												
648			アカミヒゲナガゾウムシ	●												
649			シロヒゲナガゾウムシ	●												
650		オトシブミ科	クロケシツブチョッキリ							●						
651		ゾウムシ科	チャイロヒメゾウムシ							●						
652			アルファルファタコゾウムシ							●						
653			クロコブゾウムシ	●												
654			ガロノミゾウムシ	●												
655			オジロアシナガゾウムシ	●												
656			コクロアナアキゾウムシ	●												
657			トビロヒョウタングゾウムシ	●						●						
658		オサゾウムシ科	シバオサゾウムシ							●						
659		イネゾウムシ科	イネミズゾウムシ							●						
660			クロイネブゾウモドキ	●												
661		キクイムシ科	キイロコキクイムシ	●												
662			クロコキクイムシ	●												
663			ヒメヨツメキクイムシ	●												
664			サクラノホソキクイムシ	●												
665			ユズリハノキクイムシ	●												
666			ハンノキクイムシ	●												
667	ハチ目 (膜翅目)	ミシハバチ科	ルリチュウレンジ							●						
668		ハバチ科	ウスオビハバチ							●						
-			ハバチ科							●						
669		ヒメバチ科	ヒメバチ科							●						
670		アシプトコバチ科	アシアカツヤアシプトコバチ							●						
671			ハエヤドリアシプトコバチ							●						
-			アシプトコバチ科							●						
672		コガネコバチ科	アオムシコバチ	●												
673		タマゴバチ科	メアカタマゴバチ	●												
674			アゲハタマゴバチ	●												
675		セイボウ科	イラガセイボウ							●						
676		アリ科	ノコギリハリアリ	●												
677			アシナガアリ	●												
678			ヤマトアシナガアリ	●												
679			ホソウメツオオアリ							●						
680			クロオオアリ	●						●	●					
681			ウメマツオオアリ	●						●	●					
682			コツノアリ	●												
683			ハリブトシリアゲアリ	●						●	●					
684			ツヤシリアゲアリ	●												
685			キイロシリアゲアリ	●						●						
686			トゲズネハリアリ	●												
687			ハヤシクロヤマアリ	●							●					
688			クロヤマアリ	●							●					
689			ニセハリアリ	●												
690			トビロケアリ	●						●	●					
691			クサリモドキ							●	●					
692			クロナガアリ	●							●					
693			クロヒメアリ	●							●	●				
694			ヒメアリ	●												
695			イエヒメアリ	●												
696			アメイロアリ	●							●					
697			ルリアリ	●												
698			オオハリアリ	●							●					
699			サクラアリ	●							●	●				
700			ケブカアメイロアリ													
701			アズマオオズアリ													
702			オオズアリ	●							●	●				
703			アミメアリ	●							●	●				
704			トカラウコアリ	●												
705		Strumigenys属		●												
706			ムネボソアリ													
707			オオシワアリ	●												
708			トビイロシワアリ	●								●	●			
709			ウメマツアリ	●												
710		ドロバチ科	オオタオビドロバチ							●	●					
711			キボシックリバチ								●					
712			ムモンックリバチ								●					
713			ミカドドロバチ									●				
714			スズバチ	●								●				
715			キオビチビドロバチ									●				
716		スズメバチ科	フタモンアンナガバチ									●				
717			セグロアシナガバチ	●								●	●			
718			キアンナガバチ									●	●			
719			コガタスズメバチ									●	●			
720			キイロスズメバチ									●	●			
721		クモバチ科	アカゴシクモバチ									●				
722			タカチホヒメクモバチ	●												
723			チシマシロフクモバチ									●				
724			ハイイロクモバチ									●				
725		アリバチ科	アリバチ科									●				

表 3.1.4-5(10) 対象事業実施区域周囲の昆虫類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等								選定基準				
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	天然記念物	種の保存法	環RL	県RDB	市指針
726	ハチ目（膜翅目）	ツチバチ科	オオハラナガツチバチ								●					
727			キンケハラナガツチバチ								●					
728			シロオビハラナガツチバチ								●					
729			コモシツチバチ							●						
730			オオモシツチバチ							●	●					
731		ギングチバチ科	アカオビケラトリバチ							●						
732		アリマキバチ科	ギアシマエダテバチ	●												
733		フシダカバチ科	Cerceris属								●					
734		アナバチ科	サトジガバチ							●	●					
735			アメリカカジガバチ	●												
736			クロアナバチ							●	●					
737			キンモウアナバチ													
738		ヒメハナバチ科	ミカドヒメハナバチ							●						
739		ミツバチ科	シロスジコシブトハナバチ							●						
740			セイヨウミツバチ							●						
741			コマルハナバチ							●						
742			トラマルハナバチ							●						
743			ルリモンハナバチ	●						●			DD		掲載種	
744			キムネクマバチ							●						
-		ミツバチ科								●						
745		コハナバチ科	アカガネコハナバチ							●	●					
746			LasioGLOSSUM属							●						
747		ハキリバチ科	バラハキリバチ							●						
748			オオハキリバチ							●						
749			ムナカタハキリバチ							●						
計	18目	175科	749種	283種	33種	11種	3種	29種	37種	299種	273種	0種	0種	19種	32種	33種

●印は、注1)に示す報告書等により対象事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、対象事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注1) 報告書等 :

- ①「平成9年度自然環境調査（福岡市域における昆虫の生息状況調査）報告書」（平成9年度 福岡市環境局）
- ②「平成13年度 自然環境調査（ため池の生態系調査）報告書」（平成14年3月 福岡市環境局）
- ③「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）
- ④「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆蟲類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成26年8月 福岡県）
- ⑤「平成14年度 市域生態系調査業務委託 報告書」（平成15年3月 福岡市環境局）
- ⑥「平成15年度 市域生態系調査業務委託 報告書」（平成16年3月 福岡市環境局）
- ⑦「平成21年度 自然環境調査結果（昆蟲類）」（福岡市環境局）
- ⑧「福岡都市計画道路 1・4・8号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」
(平成25年6月 福岡県)

注2) 選定基準 :

- 天然記念物 : 「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
- 種の保存法 : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において以下の項目に選定されている種及び亜種
 - 国内 : 国内希少野生動植物種…本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種
- 環RL : 「環境省レッドリスト2017」（平成29年3月 環境省）
 - EX : 絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
 - EN : 絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 - VU : 絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種
 - NT : 準絶滅危惧…現現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。
- DD : 評価するだけの情報が不足している種
- 県RDB : 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆蟲類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成26年8月 福岡県）
 - EX : 絶滅…福岡県ではすでに絶滅したと考えられる種
 - CR : 絶滅危惧IA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
 - EN : 絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
 - VU : 絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種
 - NT : 準絶滅危惧…現現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
- 市指針 : 「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）
- 掲載種 : 市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

5) 底生動物

対象事業実施区域周囲において確認記録がある種、または生息する可能性のある種は、表 3.1.4-6(1)、(2)に示すとおりであり、6 門 12 級 32 目 64 科 111 種の底生動物が確認されている。重要な種はカワザンショウガイ、フトヘナタリ、ハクセンシオマネキ等の 36 種が確認された。

表 3.1.4-6(1) 対象事業実施区域周囲の底生動物

No.	門和名	綱和名	目和名	科和名	種和名	報告書等					選定基準				
						①	②	③	④	⑤	天然記念物	種の保存法	環 RL	県 RDB	市指針
1	刺胞動物門	花虫綱	イソギンチャク目	タテジマイソギンチャク科	タテジマイソギンチャク					●					
2	絹形動物門	-	-	-	紐形動物門		●								
3	軟体動物門	多板綱	新ヒザラガイ目	ウスヒザラガイ科	ヤスリヒザラガイ					●					
4	-	-	ケハダヒザラガイ科	ヒメケハダヒザラガイ					●						
5	腹足綱	カサガイ目	ユキノカサガイ科	ヒメコザラガイ					●						
6	-	-	-	ヒメコザラ(ツボミガイ型)					●						NT
7	-	-	-	シボリガイ					●						
8	-	-	-	クサイロアオガイ					●						
9	-	-	古腹足目	ニシキウズガイ科	イシダタミガイ					●					
10	-	-	-	キサゴ					●					DD	掲載種
11	-	-	サザエ科	スガイ					●						
12	-	アマオブネガイ目	アマオブネガイ科	イシマキガイ					●						
13	-	-	-	アマガイ					●						
14	-	-	-	ヒロクチカノコガイ					●						掲載種
15	-	ユキスズメガイ科	ミヤコドリガイ					●							掲載種
16	-	原始紺舌目	ヤマタニシ科	ヤマタニシ					●					NT	掲載種
17	-	盤足目	ウミニナ科	ホソウミニナ					●						
18	-	-	ウミニナ					●					NT	NT	掲載種
19	-	-	フトヘナタリ科	フトヘナタリ					●				NT	NT	掲載種
20	-	-	ヘナタリガイ					●							掲載種
21	-	-	タマキビ科	マルウズラタマキビガイ					●						
22	-	-	タマキビ	タマキビガイ					●						
23	-	-	ワカラツボ科	イリエツボ					●				CR+EN	VU	掲載種
24	-	-	サザナミツボ					●				NT	NT		掲載種
25	-	カワザンショウガイ科	クリロカワザンショウ					●				NT	NT		掲載種
26	-	-	カワザンショウガイ					●				NT	NT		掲載種
27	-	-	オオウスロヘゾカドガイ												
28	-	ミズゴマツボ科	ウミゴマツボ						●				NT		
29	-	-	ミズゴマツボ					●				VU	NT		掲載種
30	-	タマガイ科	ネコガイ					●				NT	NT		掲載種
31	-	イトカケガイ科	クレハガイ					●				NT	NT		掲載種
32	-	新腹足目	ムシロガイ科	アラムシロガイ					●						
33	-	基眼目	オカミミガイ科	ナラビオカミミガイ					●				VU	VU	掲載種
34	-	-	オカミミガイ	オカミミガイ					●				VU	VU	掲載種
35	-	-	キヌカツギハマシノミガイ					●				VU	VU		掲載種
36	-	サカマキガイ科	サカマキガイ					●							
37	-	柄眼目	キセルガイ科	キユウシユルナミコギセル					●				NT		掲載種
38	-	二枚貝綱	フネガイ目	カリガネエガイ					●						
39	-	-	イガイ目	ヒバリガイ					●						
40	-	-	ホトトギスガイ					●							
41	-	-	クログチガイ					●							
42	-	-	コウロエンカワヒバリガイ					●							
43	-	-	カキ目	ネズミノテ科	ネズミノテガイ										
44	-	-	イタボガキ科	マガキ					●						
-	-	-	イタボガキ					●							
45	-	-	マルスダレガイ目	チリハギガイ科	チリハギガイ					●					
46	-	-	ニッコウガイ科	ヒメシラトリガイ					●						
47	-	-	-	ユウシオガイ					●				NT	NT	掲載種
48	-	-	-	サクラガイ					●				NT	NT	掲載種
49	-	-	アサジガイ科	シズクガイ					●						
50	-	-	フナガタガイ科	ウネナシトマヤガイ					●				NT		
51	-	-	シジミ科	Corbicula属					●						
52	-	-	マルスタレガイ科	オキシジミ					●						
53	-	-	オオノガイ目	アサリ					●						
54	-	-	オオノガイ科	オオノガイ					●				NT	NT	掲載種
55	-	-	ザルガイ目	オオバシラガイ科	ヒメシオガマ近似種				●				DD		掲載種
56	環形動物門	ゴカイ綱	サシバゴカイ目	サシバゴカイ科	ホソミサシバ				●						
57	-	-	-	アケノサシバ				●							
58	-	-	チロリ科	チロリ				●							
59	-	-	ゴカイ科	コケゴカイ				●							
60	-	-	ウチワゴカイ				●						DD		掲載種
61	-	-	スナイソゴカイ				●								
62	-	-	イトメ				●						DD		掲載種
63	-	-	シロガネゴカイ科	ミナミシロガネゴカイ				●							
64	-	-	イソメ目	ギボシイソメ科	カタマガリギボシイソメ				●						
-	-	-	スピオ目	スピオ科	Prionospio属				●						
65	-	-	-	ミズヒキゴカイ科	Pseudopolydora属				●						
66	-	-	イトゴカイ目	イトゴカイ科	ミズヒキゴカイ科				●						
67	-	-	フサゴカイ目	ウミイサゴムシ科	ウミイサゴムシ				●						
68	-	-	ケヤリムシ目	ケヤリムシ科	ヒガタケヤリムシ				●						
69	-	-	-	-	-				●						
70	-	-	-	-	-				●						

表 3.1.4-6(2) 対象事業実施区域周囲の底生動物

No.	門和名	綱和名	目和名	科和名	種和名	報告書等					選定基準				
						①	②	③	④	⑤	天然記念物	種の保存法	環RL	県RDB	市指針
71	環形動物門	ミミズ綱	イトミミズ目	ミズミミズ科	エラミミズ	●									
72					クロオビミズミミズ	●									
73					ヨゴレミズミミズ	●									
74					Chaetogaster属	●									
75					ミズミミズ亜科	●									
-					ミズミミズ科	●	●								
76					ヌマビル	●	●								
77					Economus属	●									
78					Chironomus属	●	●								
79					Micronsectra属	●									
80	節足動物門	昆虫綱	トビケラ目(毛翅目)	ムネカクトビケラ科	Procladius属	●	●								
81					Stictochironomus属	●									
82					Tanytarsus属	●	●								
-					ユスリカ科	●									
-					エリュスリカ亜科	●	●								
83					アシナガバエ科	アシナガバエ科									
84					フジツボ科	シロスジフジツボ	●								
85					タデジマフジツボ	●									
86					アメリカフジツボ	●									
87	軟甲綱	ヨコエビ目	ヒゲナガヨコエビ科	モズミヨコエビ	モズミヨコエビ	●									
88					イシクヨコエビ科	クダオソコエビ属	●								
89					ソコエビ属	●									
90			ワラジムシ目	スナウミナナフシ科	ムロミスナウミナナフシ	●									
91					ヒガタスナホリムシ	●							NT	NT	掲載種
92			フナムシ科	フナムシ	フナムシ	●									
93					エビ目	テナガエビ科	スジエビ属	●							
94			テッポウエビ科	イソデシボウエビ	イソデシボウエビ	●									
-					テッポウエビ属	●									
95	エビ目	ホンヤドカリ科	ホンヤドカリ科	ヨモギホンヤドカリ	ヨモギホンヤドカリ	●							NT	NT	掲載種
96					ユビナガホンヤドカリ	●									
97			コブシガニ科	マメコブシガニ	マメコブシガニ	●									
98					ベリトリコブシガニ	●									
99			カクレガニ科	オオヨコナガビノ	オオヨコナガビノ	●							EN	掲載種	
100					スナガニ科	ハクセンシオマネキ	●						VU	VU	掲載種
101			オサガニ科	オサガニ	オサガニ	●							NT	NT	掲載種
102					ベンケイガニ科	ハマガニ	●						NT	NT	掲載種
103			カクベンケイガニ	ヒメアシハラガニ	ヒメアシハラガニ	●							NT	NT	掲載種
104					クシテガニ	●									
105			モクズガニ科	カクバカガニ	カクバカガニ	●							NT	NT	掲載種
106					トリウミアカイソドキ	●							DD	DD	掲載種
107			ケフサイソガニ	ウモレベンケイガニ	ウモレベンケイガニ	●							VU	VU	掲載種
108					タカノケフサインガニ	●									
109			イタボヤ目	イタボヤ科	イタボヤ	●									
110															
111	原索動物門	ホヤ綱	マボヤ目	イタボヤ科	111種	8種	16種	30種	4種	64種	0種	0種	18種	31種	34種
計	6門	12綱	32目	64科											

●印は、注1)に示す報告書等により対象事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、対象事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注1) 報告書等 :

- ①「平成18年度 自然環境調査委託（水生生物）報告書」（平成19年3月 福岡市環境局）
- ②「平成23年度 自然環境調査委託（水生生物）報告書」（平成24年3月 福岡市環境局）
- ③「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）
- ④「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成26年8月 福岡県）
- ⑤「福岡都市計画道路 1・4・8号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」
(平成25年6月 福岡県)

注2) 選定基準 :

- 天然記念物 : 「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
- 種の保存法 : 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
- 環RL : 「環境省レッドリスト2017」（平成29年3月 環境省）
 - CR+EN : 絶滅危惧 I類…絶滅の危機に瀕している種
 - VU : 絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種
 - NT : 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
- 県RDB : 「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成26年8月 福岡県）
- EN : 絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
- VU : 絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種
- NT : 準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
- DD : 評価するだけの情報が不足している種
- 掲載種 : 市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

6) 魚類

対象事業実施区域周囲において確認記録がある種、または生息する可能性のある種は、表 3.1.4-7 に示すとおりであり、11 目 18 科 41 種が確認されている。重要な種はニホンウナギ、ゲンゴロウブナ、アユ、ミナミメダカ、トビハゼ、ヒメハゼの 11 種が確認された。

表 3.1.4-7 対象事業実施区域周囲の魚類

No.	目和名	科和名	種和名	報告書等							選定基準		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環 RL
1	エイ目	アカエイ科	アカエイ							●			
2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	●								EN	EN
3	ニシン目	カタクチイワシ科	カタクチイワシ							●			
4	コイ目	コイ科	コイ	●		●	●						
5			ゲンゴロウブナ	●	●	●	●					EN	
6			ギンブナ	●	●	●	●						
-			フナ属				●						
7			オイカワ	●		●	●						
8			カワムツ	●		●	●						
9			モツゴ			●	●						
10			ムギツク				●						
11			カマツカ			●	●						
12			イトモロコ	●		●	●						
13	ナマズ目	ナマズ科	ナマズ	●		●	●						
14	サケ目	アユ科	アユ				●					NT	掲載種
15	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	●		●	●	●	●			VU	NT
16	カサゴ目	コチ科	コチ科							●			
17		カジカ科	アナハゼ					●				NT	掲載種
18	スズキ目	スズキ科	スズキ							●			
19		サンフィッシュ科	ブルーギル	●		●							
20			オオクチバス	●									
21		ヒイラギ科	ヒイラギ						●				
22		ボラ科	ボラ						●				
23			セスジボラ						●				
24		イソギンボ科	トサカギンボ						●				
25		ドンコ科	ドンコ	●		●							
26		ハゼ科	タビラクチ			●						VU	VU
27			トビハゼ			●						NT	VU
28			チワラスボ			●						EN	VU
29			ウロハゼ					●					
30			マハゼ					●					
31			アシシロハゼ					●					
32			マサゴハゼ				●					VU	NT
33			ヒメハゼ				●						DD
34			アベハゼ				●						
35			スジハゼ				●						
36			シマヨシノボリ	●									
37			オオヨシノボリ	●									
38			トウヨシノボリ(型不明)	●		●							
-			ヨシノボリ属				●						
39			シモフリシマハゼ						●				
40	カレイ目	カレイ科	マコガレイ										
41	フグ目	フグ科	トラフグ					●					NT
計	11目	18科	41種	15種	0種	11種	16種	7種	1種	16種	0種	0種	7種
													10種
													9種

●印は、注1) に示す報告書等により対象事業実施区域周囲において生息が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生息場所が明示されていない種についても、対象事業実施区域周囲において生息しているものとして抽出している。

注1) 報告書等：

- ①「平成13年度 自然環境調査（ため池の生態系調査）報告書」（平成14年3月 福岡市環境局）
- ②「平成18年度 自然環境調査委託（水生植物）報告書」（平成19年3月 福岡市環境局）
- ③「平成23年度 自然環境調査委託（水生植物）報告書」（平成24年3月 福岡市環境局）
- ④「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）
- ⑤「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014
-爬虫類/両生類/魚類/昆蟲類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成26年8月 福岡県）
- ⑥「自然環境調査（河川における水生生物の生息状況調査）報告書」（平成12年3月 福岡市環境局）
- ⑦「福岡都市計画道路 1・4・8号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」
(平成25年6月 福岡県)

注2) 選定基準：

- 天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
- 種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
- 環 RL：「環境省レッドリスト2017」（平成29年3月 環境省）
- EN：絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

	VU：絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種
	NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
県RDB	：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成26年8月 福岡県）
	EN：絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
	DD：評価するだけの情報が不足している種
市指針	：「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局） 掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

7) 植物相

対象事業実施区域周囲において確認記録がある種、または生育する可能性のある種は、表 3.1.4-8(1)～(6)に示すとおりであり、115科423種の植物種が確認されている。重要な種は、マツバラン、イソホウキギ、ハマボウ、ハマサジ、フクド等の22種が確認された。

表 3.1.4-8(1) 対象事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RL	県RDB	市指針
1	マツバラン科	マツバラン							●			NT	EN	掲載種
2	トクサ科	スギナ	●						●					
3	フサシダ科	カニクサ							●					
4	コバノイシカグマ科	ワラビ	●						●					
5	ツルシダ科	タマシダ							●					
6	チャセンシダ科	トラノオシダ							●					
7	オシダ科	オニヤブソテツ							●					
8		ベニシダ							●					
9		オオイタチシダ	●											
10	ヒメシダ科	ホシダ	●											
11	ウラボシ科	ノキシノブ							●					
12	ソテツ科	ソテツ							●					
13	イチョウ科	イチョウ							●					
14	マツ科	アカマツ							●					
15		クロマツ							●					
16	スギ科	スギ							●					
17	ヒノキ科	ハイビャクシン							●			CR		
18		カイヅカイブキ							●					
19		コニファー							●					
20	マキ科	イヌマキ							●					
21	ヤマモモ科	ヤマモモ							●					
22	クルミ科	シナサワグルミ							●					
23	ヤナギ科	シダレヤナギ							●					
24	ブナ科	ツブラジイ							●					
25		スダジイ							●					
26		マテバシイ							●					
27		クヌギ							●					
28		アラカシ							●					
29		シラカシ							●					
30		ウバメガシ							●					
31		コナラ							●					
32	ニレ科	ムクノキ							●					
33		エノキ							●					
34		アキニレ							●					
35		ケヤキ							●					
36	クワ科	クワクサ							●					
37		イヌビワ	●						●					
38		カナムグラ							●					
39		クワ							●					
40	イラクサ科	ヤブマオ							●					
41		ゲンカイヤブマオ						●				EN	掲載種	
42		カラムシ							●					
43	タデ科	ヒメツルソバ							●					
44		オオイヌタデ							●					
45		イヌタデ							●					
46		シマヒメタデ						●				NT	掲載種	
47		ミヅソバ							●					
48		イタドリ							●					
49		スイバ	●						●					
50		アレチギシギシ							●					
51		ナガバギンギン							●					
52		ギシギシ	●						●					
53		コギシギシ						●	●			VU	VU	掲載種
54	ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ							●					
55	オシロイバナ科	イカダカズラ							●					
56		オシロイバナ	●						●					
57	ハマミズナ科	リビングストンディジー							●					
58		ツルナ							●					
59	スベリヒュ科	マツバボタン							●					

表 3.1.4-8(2) 対象事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RL	県RDB	市指針
60	ナデシコ科	ゲンカイミミナグサ					●					NT	EN	掲載種
61		オランダミミナグサ							●					
62		カワラナデシコ							●					
63		イヌコモチナデシコ							●					
64		ツメクサ							●					
65		ハマツメクサ							●					
66		シロバナマンテマ							●					
67		マンテマ							●					
68		コハコベ							●					
69		ミドリハコベ							●					
70	アカザ科	ホソバノハマアカザ							●					
71		ホコガタアカザ							●					
72		シロザ							●					
73		ケアリタソウ							●					
74		コアカザ							●					
75		ウラジロアカザ							●					
76		イソホウキギ					●			●		VU		掲載種
77		ハママツナ							●					
78	ヒュ科	ヒカゲイノコズチ							●					
79		ヒナタイノコズチ	●						●					
80		ホナガイヌビユ							●					
81	マツブサ科	サネカズラ							●					
82	クスノキ科	クスノキ	●						●					
83		ヤブニッケイ							●					
84		ハマビワ							●					
85		タブノキ							●					
86		シロダモ	●						●					
87	キンポウゲ科	センニンソウ	●						●					
88		タガラシ							●					
89	メリクサ科	ヒイラギナンテン							●					
90		ナンテン							●					
91	アケビ科	ムベ							●					
92	ツヅラフジ科	アオツヅラフジ							●					
93	ドクダミ科	ドクダミ							●					
94	ツバキ科	カシツバキ							●					
95		ヤブツバキ	●						●					
96		ハマヒサカキ							●					
97		ヒサカキ	●						●					
98		ナツツバキ							●					
99		モッコク							●					
100	オトギリソウ科	ビヨウヤナギ							●					
101		キンシバイ							●					
102		ケシ科	ナガミヒナゲシ						●					
103		トゲミゲシ							●					
104		アツミゲシ							●					
105	アブラナ科	セイヨウカラシナ							●					
106		ナズナ							●					
107		タネツケバナ							●					
108		カラクサガラシ							●					
109		マメグンバイナズナ							●					
110	マンサク科	フウ							●					
111	ベンケイソウ科	コモチマンネングサ							●					
112	エキノシタ科	アジサイ							●					
113	トベラ科	トベラ							●					
114	バラ科	ベニシタン							●					
115		ヘビイチゴ							●					
116		ヤブヘビイチゴ							●					
117		ビワ							●					
118		ヤマブキ							●					
119		レッドロビン							●					
120		ヤマザクラ							●					
121		オオシマザクラ							●					
122		ウメ							●					
123		ソメイヨシノ							●					
124		シャリンバイ							●					
125		クサイチゴ							●					
126		ナワシロイチゴ							●					
127		カジイチゴ	●											
128		ユキヤナギ							●					
129	マメ科	ネムノキ							●					
130		アメリカダイゴ							●					
131		ヤハズソウ							●					
132		メドハギ							●					

表 3.1.4-8(3) 対象事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RL	県RDB	市指針
133	マメ科	ミヤコグサ							●					
134		コメツブウマゴヤシ							●					
135		ウマゴヤシ							●					
136		シナガワハギ							●					
137		クズ	●						●					
138		ハリエンジュ							●					
139		クスダマツメクサ							●					
140		コメツブツメクサ							●					
141		ムラサキツメクサ							●					
142		シロツメクサ							●					
143		ヤハズエンドウ							●					
144		カスマグサ							●					
145		ヤマフジ							●					
146	カタバミ科	ハナカタバミ							●					
147		カタバミ	●						●					
148		ムラサキカタバミ							●					
149		オオキバナカタバミ							●					
150		オッタチカタバミ							●					
151		フヨウカタバミ							●					
152	フウロソウ科	アメリカフウロ							●					
153	トウダイグサ科	エノキグサ							●					
154		オオニシキソウ							●					
155		コニシキソウ							●					
156		アカメガシワ	●						●					
157		コミカンソウ							●					
158		ナンキンハゼ							●					
159	ユズリハ科	ユズリハ							●					
160		ヒメユズリハ							●					
161	ミカン科	マルキンカン							●					
162	ニガキ科	シンジュ							●					
163	センダン科	センダン							●					
164	ウルシ科	ハグマノキ							●					
165		ヌルデ							●					
166		ハゼノキ							●					
167	カエデ科	トウカエデ							●					
168		イロハモミジ							●					
169	トチノキ科	マロニエ							●					
170	モチノキ科	モチノキ							●					
171		ソヨゴ							●					
172		クロガネモチ	●						●					
173		ツルウメモドキ	●						●					
174	ニシキギ科	ニシキギ							●					
175		マサキ	●						●					
176		ノブドウ							●					
177	ブドウ科	ヤブガラシ	●						●					
178		ツタ							●					
179	ホルトノキ科	ホルトノキ							●					
180	アオイ科	ハマボウ					●		●			VU	掲載種	
181		ムクゲ							●					
182	ジンチョウゲ科	ジンチョウゲ							●					
183	グミ科	ナワシログミ							●					
184		アキグミ							●					
185	イイギリ科	クスドイグ							●					
186	スマレ科	タチツボスマレ							●					
187		コスマレ							●					
188		スマレ							●					
189		ヒスマレ							●					
190	ウリ科	キカラスウリ	●						●					
191	ミゾハギ科	サルスベリ							●					
192	ヒシ科	ヒシ	●	●					●					
193	フトモモ科	プラシノキ							●					
194	アカバナ科	ミズキンバイ							●			VU		
195		メマツヨイグサ							●					
196		コマツヨイグサ							●					
197		ユウゲショウ							●					
198		ヒルザキツキミソウ							●					
199	アリノトウグサ科	ホザキノフサモ							●					
200	ミズキ科	アオキ							●					
201		ヤマボウシ							●					
202		クマノミズキ							●					

表 3.1.4-8(4) 対象事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RL	県RDB	市指針
203	ウコギ科	タラノキ							●					
204		カクレミノ							●					
205		ヤツデ	●						●					
206		セイヨウキヅタ							●					
207		キヅタ	●						●					
208	セリ科	ハマウド							●					
209		マツバゼリ							●					
210		ツボクサ	●											
211		セリ			●				●					
212		ヤブジラミ							●					
213	ツツジ科	アセビ							●					
214		サツキ							●					
215		ヒラドツツジ							●					
216		ヤブコウジ科	マンリョウ						●					
217		ヤブコウジ							●					
218	サクラソウ科	コナスビ							●					
219	イソマツ科	ハマサジ							●			NT	VU	掲載種
220	カキノキ科	カキノキ	●						●					
221	エゴノキ科	エゴノキ							●					
222	ハイノキ科	クロギ							●					
223	モクセイ科	シマトネリコ							●					
224		ネズミモチ	●						●					
225		トウネズミモチ							●					
226		イボタノキ							●					
227		ヒイラギ							●					
228	ミツガシワ科	ヒメシロアザザ					●					VU	EX	掲載種
229	キョウチクトウ科	キョウチクトウ							●					
230		ティカカズラ							●					
231		ツルニチニチソウ	●						●					
232	ガガイモ科	フウセントウワタ							●					
233	アカネ科	メリケンムグラ							●					
234		キクムグラ							●					
235		ヤエムグラ							●					
236		ヨツバムグラ							●					
237		クチナシ							●					
238	ヒルガオ科	ヘクソカズラ	●						●					
239		ハマサオトメカズラ							●					
240		ヒルガオ							●					
241		ハマヒルガオ							●					
242		カラリナアオイゴケ							●					
243	ムラサキ科	アサガオ	●											
244		ハナイバナ							●					
245		チシャノキ							●					
246		キュウリグサ							●					
247	クマツヅラ科	クサギ	●											
248		シチヘンゲ								●				
249		アレチハナガサ								●				
250		ハマゴウ								●				
251	シソ科	トウバナ	●							●				
252		ホトケノザ								●				
253	ナス科	ヒヨドリジョウゴ								●				
254		オオイヌホオズキ								●				
255		イヌホオズキ								●				
256	ゴマノハグサ科	マツバウンラン								●				
257		ウリクサ								●				
258		トキワハゼ								●				
259		セイヨウヒキヨモギ								●				
260		タチイヌノフグリ								●				
261	オオバコ科	フラサバソウ								●				
262		オオイヌノフグリ								●				
263		オオバコ								●				
264		ヘラオオバコ								●				
265		タチオオバコ								●				
266	スイカズラ科	ハナツクバネウツギ								●				
267		ハマニンドウ								●				
268		スイカズラ								●				
269		ハクサンボク								●				
270		サンゴジュ								●				
271	オミナエシ科	ノヂシャ								●				
272	キキョウ科	ツルギキョウ					●					VU	CR	掲載種
273		キキョウソウ							●					
274		ヒナギキョウ							●					
275	キク科	オオブタクサ								●				
276		フクド								●		NT	VU	掲載種
277		ヨモギ								●				

表 3.1.4-8(5) 対象事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RL	県RDB	市指針
278	キク科	オトコヨモギ							●					
279		ヒロハホウキギク							●					
280		ホウキギク							●					
281		ウラギク			●							NT	EN	掲載種
282		アメリカセンダングサ	●						●					
283		コセンダングサ	●						●					
284		アワユキセンダングサ							●					
285		シマカンギク	●						●					
286		フランスギク							●					
287		アレチノギク							●					
288		オオアレチノギク	●						●					
289		オオキンケイギク							●					
290		コスモス							●					
291		マメカミツレ							●					
292		タカサブロウ							●					
293	ヒメムカシヨモギ	ヒメムカシヨモギ	●						●					
294		ハルジオン							●					
295		ツワヅキ	●						●					
296		クンショウギク							●					
297		ハハコグサ							●					
298		チコグサ							●					
299		チコグサモドキ							●					
300		ウラジロチコグサ							●					
301		イヌキイモ	●											
302		キツネアザミ							●					
303		ブタナ							●					
304		オオヂシバリ							●					
305		イワニガナ							●					
306		アキノノゲシ							●					
307	トゲチシャ	トゲチシャ							●					
308		ノボロギク							●					
309		セイタカアワダチソウ	●						●					
310		オニノゲシ							●					
311		ノゲシ							●					
312		ヒメジョオン	●						●					
313		セイヨウタンンポボ							●					
314		オニタビラコ	●						●					
315	トチカガミ科	オオカナダモ		●					●					
316		クロモ		●					●					
317	ホロムイソウ科	シバナ				●						NT	EN	掲載種
318		エビモ		●	●			●						
319	ユリ科	ノビル							●					
320		キダチアロエ							●					
321		ヤプラン	●						●					
322		ジャノヒゲ							●					
323		ナガバジャノヒゲ							●					
324		オモト							●					
325	ヒガンバナ科	ハマオモト							●			EN	掲載種	
326		ヒガンバナ	●						●					
327		スイセン							●					
328		タマスダレ	●						●					
329	ヤマノイモ科	ヤマノイモ							●					
330		カエデドコロ							●					
331	ミズアオイ科	ホティアオイ		●										
332		アヤメ科								●				
333		シャガ								●				
334		ニワゼキショウ								●				
335	イグサ科	ヒメヒオウギズイセン								●				
336		イ								●				
337		クサイ								●				
338	ツユクサ科	スズメノヤリ								●				
339		マルバツユクサ								●				
340		ツユクサ	●							●				
341	イネ科	ノハカタカラクサ								●				
342		アオカモジグサ								●				
343		カモジグサ								●				
344		コヌカグサ								●				
345		ヌカボ								●				
346		ヌカスキ								●				
347		ハナヌカスキ								●				
348		メリケンカルカヤ								●				
349		コバンソウ								●				
350		ヒメコバンソウ								●				
351		イヌムギ								●				
		スズメノチャヒキ								●				

表 3.1.4-8(6) 対象事業実施区域周囲の植物

No.	科和名	種和名	報告書等							選定基準				
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	天然記念物	種の保存法	環RL	県RDB	市指針
352	イネ科	ジュズダマ	●											
353		ギョウギシバ	●							●				
354		カモガヤ								●				
355		カタボウシノケグサ								●				
356		メヒシバ								●				
357		コメヒシバ								●				
358		アキメヒシバ								●				
359		イヌビエ	●	●				●	●					
360		ヒメイヌビエ								●				
361		オヒシバ								●				
362		ハマニンニク				●	●					VU	掲載種	
363		オニカモジ					●					CR	EX	掲載種
364		シナダレスズメガヤ								●				
365		カゼクサ								●				
366		コスズメガヤ								●				
367		オニウシノケグサ								●				
368		チガヤ	●							●				
369		ニセアゼガヤ								●				
370		ネズミムギ								●				
371		ササガヤ								●				
372		ススキ	●							●				
373		ケチヂミザサ								●				
374		ヌカキビ								●				
375		オオクサキビ								●				
376		スズメノナギナタ								●				
377		シマスズメノヒエ								●				
378		アメリカスズメノヒエ								●				
379		タチスズメノヒエ	●							●				
380		クサヨシ								●				
381		ヨシ		●	●				●	●				
382		ネザサ								●				
383		メダケ	●											
384		ミヅイチゴツナギ								●				
385		スズメノカタビラ								●				
386		ツクシスズメノカタビラ								●				
387		ナガハグサ								●				
388		イチゴツナギ								●				
389		ヒエガエリ								●				
390		アキノエノコログサ	●							●				
391		コツブキンエノコロ								●				
392		エノコログサ								●				
393		オカメザサ								●				
394		セイバンモロコシ	●							●				
395		ネズミノオ								●				
396		ナギナタガヤ								●				
397		マコモ		●	●				●	●				
398		シバ								●				
399		オニシバ								●				
400	ヤシ科	フェニックス								●				
401		シュロ								●				
402	ウキクサ科	ウキクサ	●		●					●				
403		ミジンコウキクサ	●											
404	ガマ科	ヒメガマ			●				●	●				
405	カヤツリグサ科	アゼナルコ								●				
406		ナキリスゲ								●				
407		アオスゲ								●				
408		シオクグ								●				
409		ツクシナルコ					●					EN	VU	掲載種
-		Carex属	●											
410		シュロガヤツリ								●				
411		ヒメクグ								●				
412		クグガヤツリ								●				
413		イヌクグ								●				
414		タマガヤツリ								●				
415		コゴメガヤツリ								●				
416		イガガヤツリ								●				
417		ハマスゲ								●				
418		セイタカハリイ					●					CR		掲載種
419		トラノハナヒグ						●				CR		掲載種
420		フトイ								●				
421		サンカクイ				●								
422	カンナ科	ハナカンナ								●				
423	ラン科	シラン								●		NT	NT	
計	115科	423種	59種	8種	8種	6種	10種	9種	392種	0種	0種	13種	21種	19種

●印は、注1) に示す報告書等により対象事業実施区域周囲において生育が確認された種を示す。なお、当該報告書等において、具体的な生育場所が明示されていない種についても、対象事業実施区域周囲において生育しているものとして抽出している。

注1) 報告書等：

- ①「平成13年度 自然環境調査（ため池の生態系調査）報告書」（平成14年3月 福岡市環境局）
- ②「平成18年度 自然環境調査委託（水生植物）報告書」（平成19年3月 福岡市環境局）
- ③「平成23年度 自然環境調査委託（水生植物）報告書」（平成24年3月 福岡市環境局）
- ④「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）
- ⑤「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」
（平成23年11月 福岡県）
- ⑥「自然環境調査（河川における水生生物の生息状況調査）報告書」（平成12年3月 福岡市環境局）
- ⑦「福岡都市計画道路 1・4・8号 自動車専用道路アイランドシティ線 環境影響評価書」
（平成25年6月 福岡県）

注2) 選定基準：

- 天然記念物：「文化財保護法」及び「文化財保護条例」により、保護されている種及び亜種
種の保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」において選定されている種及び亜種
環RL：「環境省レッドリスト2017」（平成29年3月 環境省）
CR：絶滅危惧IA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
EN：絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
VU：絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種
NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。
県RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」
(平成23年11月 福岡県)
EX：絶滅…すでに絶滅したと考えられる種
CR：絶滅危惧IA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
EN：絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
VU：絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種
NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
市指針：「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）
掲載種：市内の貴重・希少生物種等のリスト掲載種

(2) 植生及び生態系の状況

1) 植生

対象事業実施区域周囲の植生の状況は、図 3.1.4-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域の周辺には砂浜、二次林が広がっている。

重要な植物群落は、「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」(平成 23 年 11 月 福岡県)において、以下に示す群落が選定されている。

- ・アイアシ群落[福岡市東区 (多々良川河口)] : カテゴリーII (対策が必要)
- ・アマモ群落[福岡市東区] : カテゴリーIII (破壊の危惧)
- ・クスノキ群落[福岡市東区] : カテゴリーIV (要注意)
- ・クロマツ群落[福岡市東区 (海の中道)] : カテゴリーII (対策が必要)
- ・ケカモノハシ群落[福岡市東区 (雁の巣)] : カテゴリーII (対策が必要)
- ・コウボウシバ群落[福岡市東区 (雁の巣)] : カテゴリーII (対策が必要)
- ・コウボウムギ群落[福岡市東区 (雁の巣)] : カテゴリーII (対策が必要)
- ・シオクグ群落[福岡市東区] : カテゴリーIII (破壊の危惧)
- ・シバナ群落[福岡市東区] : カテゴリーI (緊急に対策必要)
- ・スダジイ群落[福岡市東区] : カテゴリーIII (破壊の危惧)
- ・ツルナ群落[福岡市東区 (雁の巣)] : カテゴリーIV (要注意)
- ・ナガミノオニシバ群落[福岡市東区] : カテゴリーII (対策が必要)
- ・ハマゴウ群落[福岡市東区 (雁の巣)] : カテゴリーIV (要注意)
- ・ハマサジ群落[福岡市東区] : カテゴリーI (緊急に対策必要)
- ・ハマビワ群落[福岡市東区] : カテゴリーIV (要注意)
- ・ハママツナ群落[福岡市東区] : カテゴリーII (対策が必要)
- ・ハンノキ群落[福岡市東区] : カテゴリーI (緊急に対策必要)
- ・ヒトモトスキ群落[福岡市東区 (和白浜)] : カテゴリーII (対策が必要)
- ・フクド群落[福岡市東区] : カテゴリーI (緊急に対策必要)
- ・マコモ群落[福岡市東区] : カテゴリーIV (要注意)

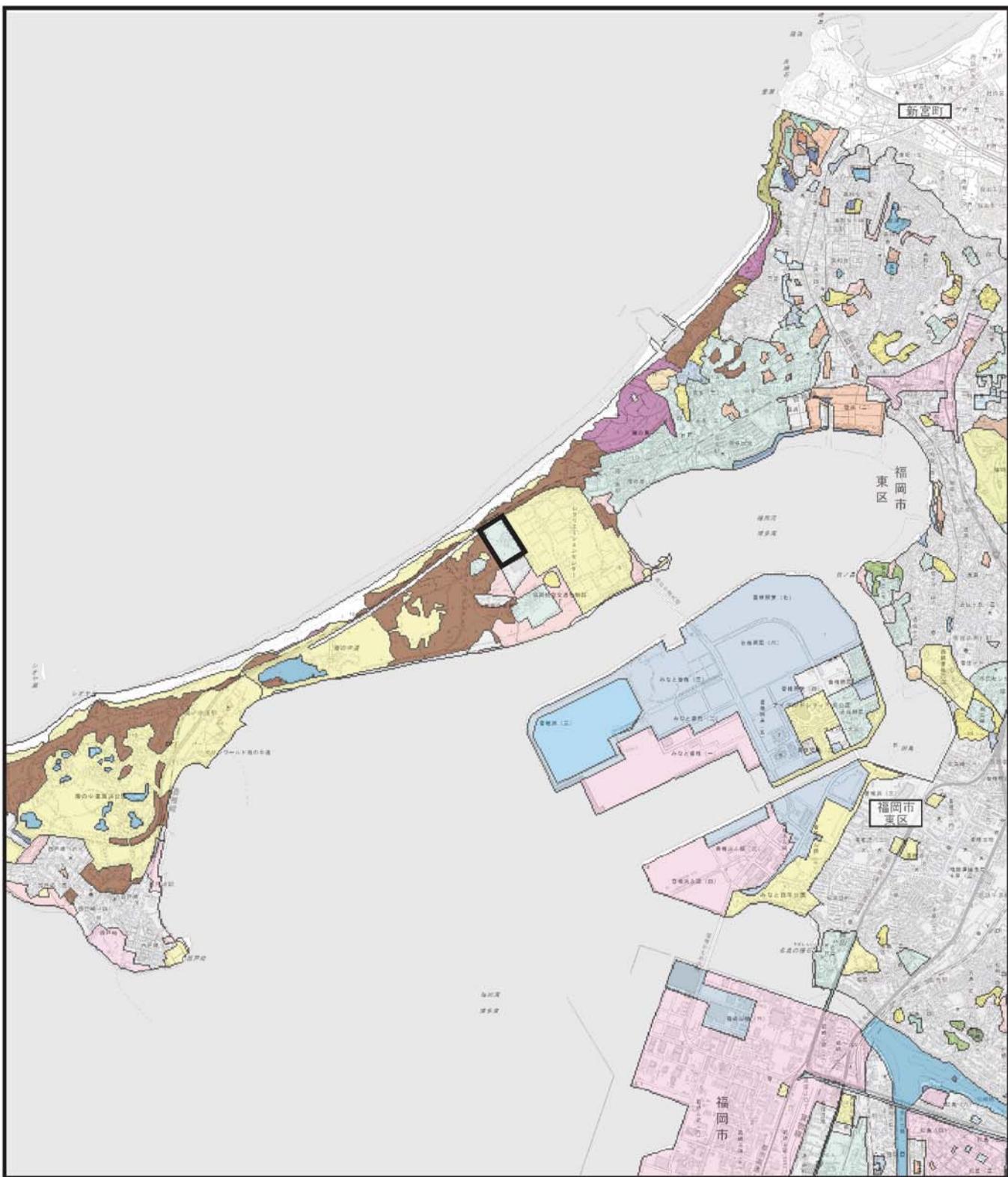
注) []内は、「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」(平成 23 年 11 月 福岡県) に示されている分布情報。

また、「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）において、表3.1.4-9に示す群落が貴重・希少生物（植物群落）として、「雁の巣の海浜植物群落」「和白の海浜・塩沼地植物群落」が快適環境資源（特定植物群落）として選定されている。

表 3.1.4-9 福岡市内の貴重・希少生物（植物群落）

番号	希少植物群落名	所 在
1	クロマツ群落	福岡市東区 海の中道
2	ケカモノハシ群落	福岡市東区 雁ノ巣
3	コウボウシバ群落	福岡市東区 雁ノ巣
4	コウボウムギ群落	福岡市東区 雁ノ巣
5	ツルナ群落	福岡市東区 雁ノ巣
6	ハマゴウ群落	福岡市東区 雁ノ巣
7	ヒトモトスキ群落	福岡市東区 和白浜

出典：「福岡市環境配慮指針（改定版）」（平成28年9月 福岡市環境局）



凡 例

□ : 対象事業実施区域

----- : 市町村界

: スダジイ・ミズバイ群集

: タブ群集

: マサキ・トカラ群集

: シイ・カシ萌芽林

: タブ・ヤブニッケイ幼木林

: ネコサ群落

: シバ群落

: 路傍雜草群落

: アカマツ群落

: クロマツ群落

: クロマツ植林(松枯れ被害地)

: ヨシ群落

: 浮葉・沈水植物群落

: 塩沼地草本群落

: 海浜植物群落

: 竹林

: 植地雜草群落

: 植地雜草群落

: 水田雜草群落

: 市街地

: 緑の多い市街地

: 公園・墓地等

: 工場地帯

: 造成地

: 開放水域

: 自然擇地

図 3.1.4-1 現存植生図

出典:「平成25年度 自然環境調査(植生)委託報告書」(平成26年3月 福岡市環境局)



2) 生態系

対象事業実施区域周囲の生物が生育・生息する基盤環境について地形、地質、土壤、植生、土地利用形態等の観点から、表 3.1.4-10 に示すとおり類型区分を行った。

対象事業実施区域周囲は広く分布する砂浜、二次林、海上に大別でき、各環境類型の主な生物種又は生物群は表 3.1.4-11 に示すとおりである。

表 3.1.4-10 対象事業実施区域周囲の自然環境の類型区分

類型区分	地形区分	地質区分	土壤区分	植生区分
砂浜	海浜砂丘、砂浜	砂	砂丘未熟土壤	自然裸地、海浜植物群落
二次林				クロマツ群落、シイ・カシ萌芽林
海上	-	-	-	-

表 3.1.4-11 対象事業実施区域周囲の各環境類型の主な生物種又は生物群

項目	砂浜	二次林	海上
植物	海浜植物群落	クロマツ群落、シイ・カシ萌芽林	-
哺乳類	-	アカネズミ、タヌキ	-
両生類・爬虫類	ウミガメ類	ヤマカガシ	-
鳥類	シギ類、チドリ類、カモメ類	カラ類、ホオジロ類	アビ類、ウ類、カモメ類、カモ類
昆虫類	ハラビロハンミョウ、カワラハンミョウ	ナガサキアゲハ、ハルゼミ	-

3.1.5 景観、人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観

1) 主要な眺望点の状況

対象事業実施区域周囲において対象事業実施区域を視認できる可能性があり、かつ、「不特定多数の者が利用している景観資源を眺望する場所」である眺望点は、表 3.1.5-1 及び図 3.1.5-1 に示すとおりである。

表 3.1.5-1 対象事業実施区域周囲の主要な眺望点

地点番号	名称	対象事業実施区域からの距離
1	市道三苦雁の巣線（パークウェイ）	約 600m
2	雁の巣レクリエーションセンター	約 200m
3	海の中道大橋	約1,300m
4	海の中道海浜公園内	約1,300m

注) 地点番号は、図 3.1.5-1中の地点に対応する。

出典：「福岡観光地検索」（福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ、<http://www.crossroadfukuoka.jp/>）
アイランドシティ・デザインガイドライン（平成23年 福岡市）

2) 景観資源の状況

対象事業実施区域周囲における自然景観資源は表 3.1.5-2 に、自然景観資源以外の主要な景観資源は表 3.1.5-3 に、それらの位置は図 3.1.5-1 に示すとおりである。

自然景観資源として、「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」（平成元年 環境庁）により自然的構成要素として位置づけられる陸けい砂州（海の中道）、砂丘（奈多砂丘）、海食崖（三苦の海食崖）がある。

表 3.1.5-2 対象事業実施区域周囲の自然景観資源

地点記号	自然景観資源名	名 称
ア	陸けい砂州	海の中道
イ	砂丘	奈多砂丘
ウ	海食崖	三苦の海食崖

注) 地点記号は、図 3.1.5-1中の地点に対応する。

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」（平成元年 環境庁）

また、自然景観以外の主要な景観資源として、歴史・文化の分野における福岡県の観光地として、国、福岡県、福岡市指定の史跡・名勝、天然記念物のうち、国指定の史跡の「元寇防塁」と、国指定の天然記念物の「名島の檣石」がある。

表 3.1.5-3 対象事業実施区域周囲の主な景観資源

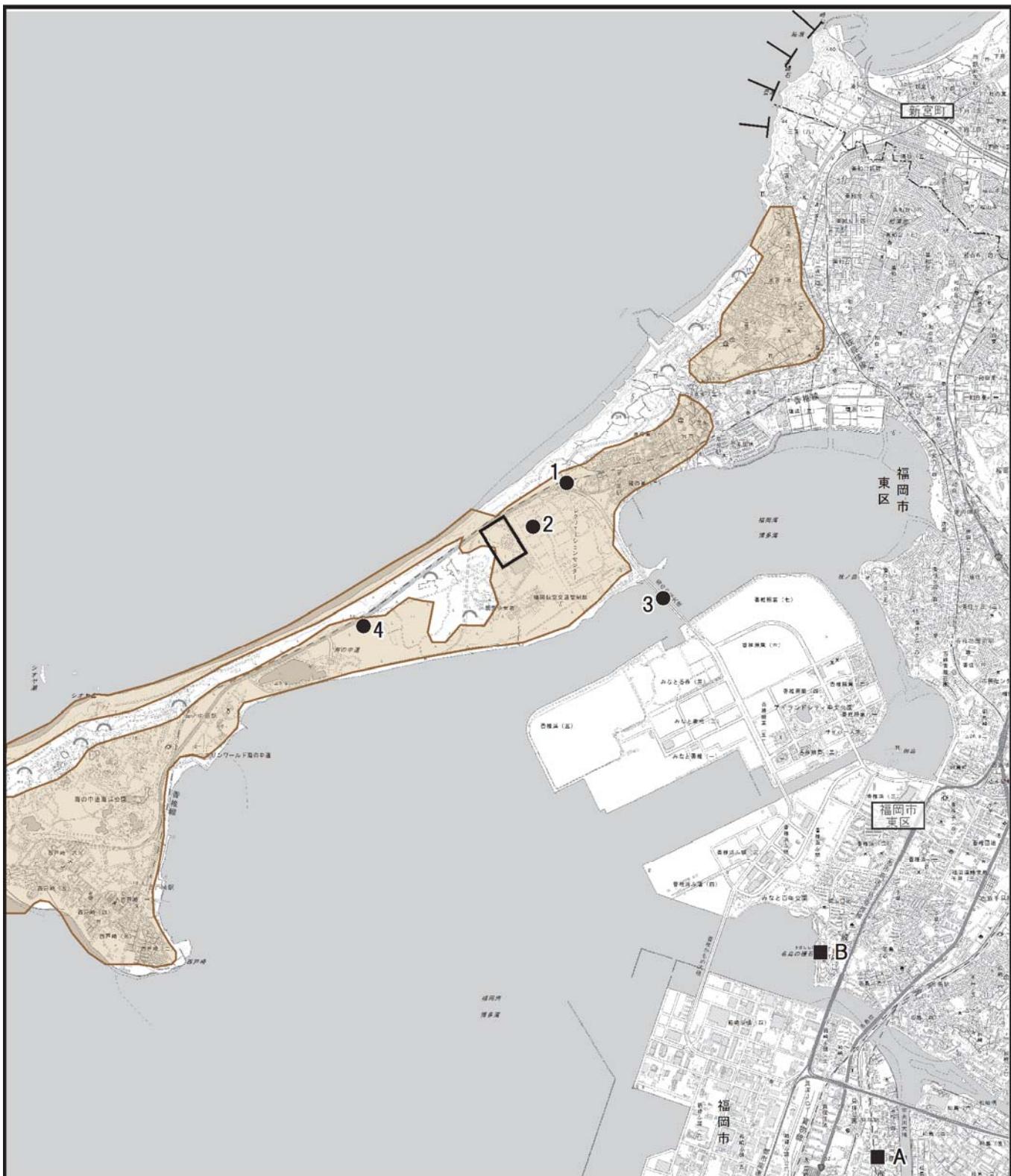
地点記号	名称	指定・種別
A	元寇防塁（地蔵松原地区）	国指定・史跡
B	名島の檣石	国指定・天然記念物

注) 地点記号は、図 3.1.5-1中の地点に対応する。

出典：「福岡観光地検索」（福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ、<http://www.crossroadfukuoka.jp/>）

「福岡県の文化財」（福岡県ホームページ、<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>）

「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ、http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/cultural_properties/）



凡 例

図 3.1.5-1 主要な眺望点及び主な
景観資源位置図

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 主要な眺望点
- : 自然景観資源 (ア 陸けい砂州)
- : 自然景観資源 (イ サンドヒル)
- : 主な景観資源 (ウ 海食崖)
- : 主な景観資源

出典:「福岡観光地検索」(福岡県観光情報 クロスロードふくおかホームページ)
 「アイランドシティデザインガイドライン」(平成23年 福岡市)
 「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」(平成元年 環境庁)
 「福岡県の文化財」(福岡県ホームページ)
 「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ)



(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、表3.1.5-4、図3.1.5-2及び図3.1.5-3に示すとおりである。

対象事業実施区域周囲には、運動施設を備え、近隣からの利用者も訪れる雁の巣レクリエーションセンターや、海の中道海浜公園、ウォーキングコースなどが位置している。

表3.1.5-4 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

種類	番号	名称
公園・緑地	1	海の中道海浜公園
	2	雁の巣レクリエーションセンター
	3	和白干潟
	4	アイランドシティ中央公園
	5	みなと100年公園
	6	千早中央公園
	7	名島運動公園
ウォーキングコース	-	福岡市ウォーキングコース

注) 番号1~7は、図3.1.5-3中の地点に対応する。

出典：「福岡観光地検索」

(福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ、<http://www.crossroadfukuoka.jp/>)

「福岡・博多の観光案内」(よかなびWEB ホームページ、<https://yokanavi.com/>)

「公園・施設検索」

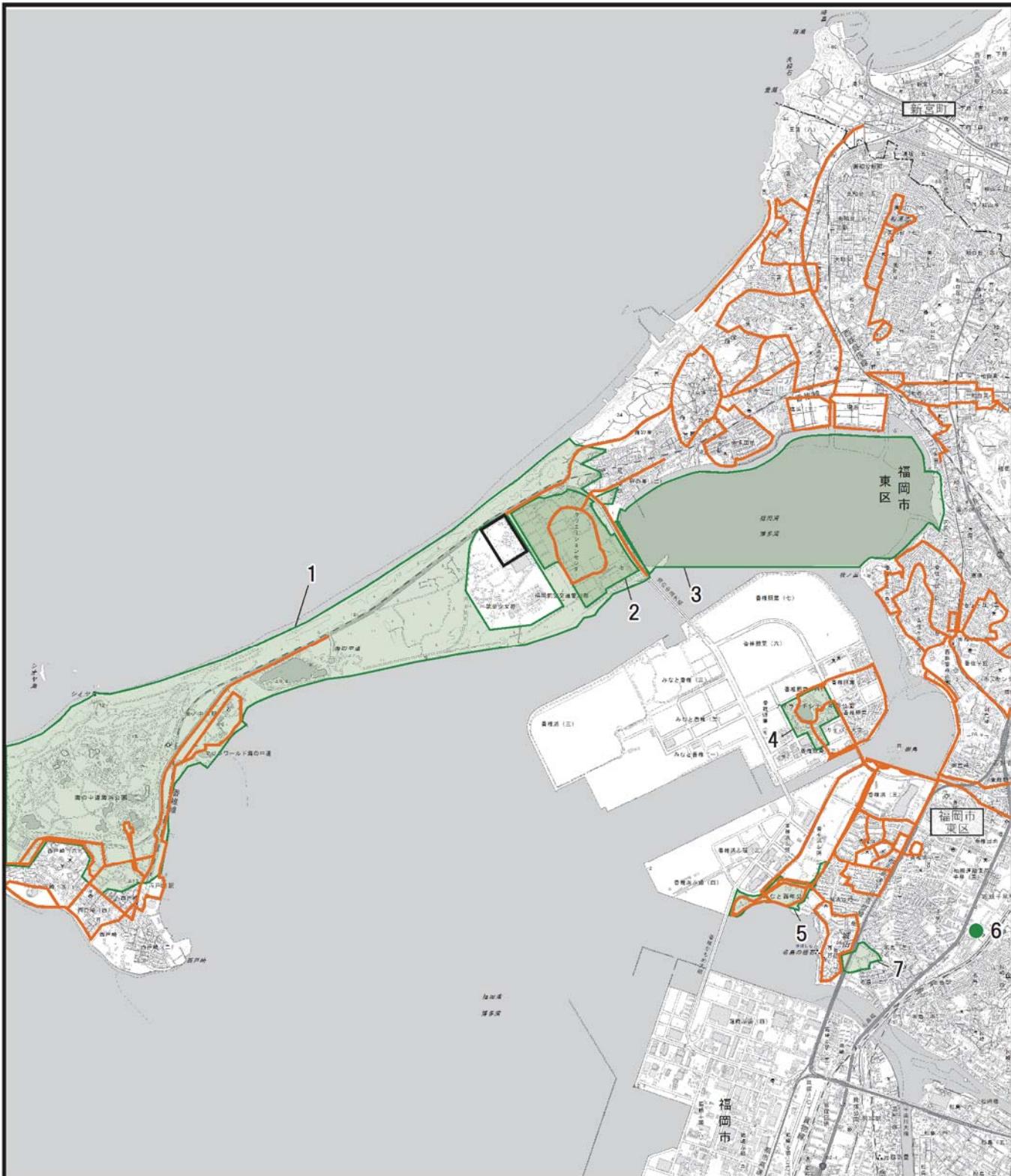
(公益財団法人 緑のまちづくり協会ホームページ、<http://www.midorimachi.jp/>)

福岡市ウォーキング (福岡市ホームページ、<http://www.city.fukuoka.lg.jp/walking/016.html>)



海の中道海浜公園整備・管理運営プログラム（H29.3 国土交通省九州地方整備局）を基に作成

図3.1.5-2 海の中道海浜公園全体図



凡 例

図 3.1.5-3 主要な人と自然との触れ合いの活動の場位置図

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 主要な人と自然との触れ合いの活動の場（公園・緑地）
- : 主要な人と自然との触れ合いの活動の場（ウォーキングコース）

注) 数字は、表 3.1.5-4 の番号に対応する。

出典:「福岡観光地検索」(福岡県観光情報 クロスロードふくおか ホームページ)
 「福岡・博多の観光案内」(よかなびWEB ホームページ)
 「公園・施設検索」(公益財團法人 緑のまちづくり協会ホームページ)
 福岡市ウォーキング(福岡市ホームページ)



3.2 社会的状況

3.2.1 人口・産業の状況

(1) 人口

1) 人口・世帯数

福岡市東区における人口・世帯数の状況は、表 3.2.1-1 に示すとおりである。平成 29 年 3 月 31 日現在、人口は 305,126 人、世帯数は 147,286 世帯となっている。

表 3.2.1-1 福岡市東区における人口・世帯数の状況

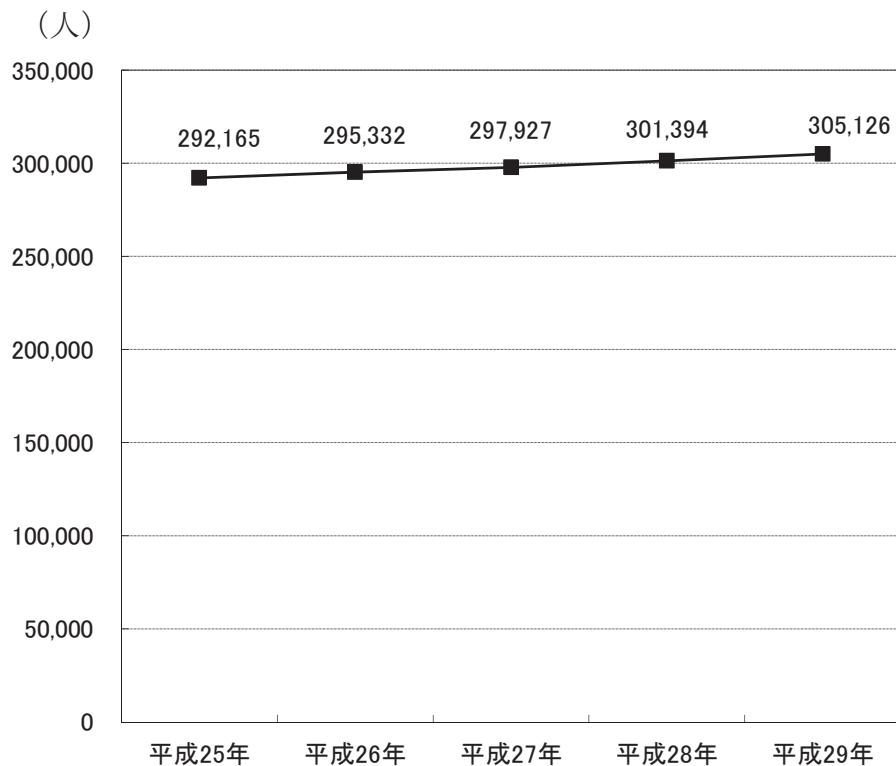
行政区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)
福岡市 東区	305,126	147,286

注) 平成29年3月31日現在の値を示す。

出典：「住民基本台帳月報」（福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/juki-jukigepou.html>）

2) 人口の推移

福岡市東区における平成 25 年以降の人口推移の状況は、図 3.2.1-1 に示すとおりであり、人口は増加傾向にある。



注) 各年の3月31日現在の値を示す。

出典：「住民基本台帳月報」（福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/juki-jukigepou.html>）

図 3.2.1-1 福岡市東区における人口の推移

(2) 産業

1) 産業構造

福岡市東区における平成24年2月1日現在の産業別就業構造は、表 3.2.1-2(1)、(2)に示すとおりであり、第3次産業の占める割合が高くなっている。

表 3.2.1-2(1) 福岡市東区における産業別就業者数の状況

行政区分	第1次産業（人）	第2次産業（人）	第3次産業（人）	合計（人）
福岡市 東区	30	13,221	98,885	112,136

注) 平成24年2月1日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第5章 事業所」（福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-5-3.html>）

表 3.2.1-2(2) 福岡市東区における産業別事業所数の状況

行政区分	第1次産業 (事業所)	第2次産業 (事業所)	第3次産業 (事業所)	合計 (事業所)
福岡市 東区	9	1,085	7,686	8,780

注) 平成24年2月1日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第5章 事業所」（福岡県企画・地域振興部市町村支援課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-5-3.html>）

2) 農業の状況

福岡市東区における平成22年2月1日現在の農家人口及び農家数の状況は表 3.2.1-3 に、経営耕地面積の状況は表 3.2.1-4 に示すとおりである。総農家数は345戸で専業農家より兼業農家の方が多い。耕地面積は、田が最も多くなっている。

表 3.2.1-3 福岡市東区における農家数の状況

区分 行政 区分	農業就業 人口 (人)	農家数(戸)					
		総農家数	販売農家数			自給的 農家数	
			専業農家	兼業農家数			
				第1種兼業	第2種兼業		
福岡市東区	322	345	43	25	114	163	

注) 平成22年2月1日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第6章 農林水産業」（福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-6-1.html>）

表 3.2.1-4 福岡市東区における経営耕地面積の状況

区分 行政区分	総数 (ha)	田 (ha)	畠 (ha)	樹園地 (ha)
福岡市 東区	128	93	26	8

注) 平成22年2月1日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 第6章 農林水産業」（福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-6-1.html>）

3) 漁業の状況

福岡市における平成 25 年 11 月 1 日現在の漁業経営体数、漁業就業者数及び漁船数は、表 3.2.1-5 に示すとおりである。福岡市の漁業経営体数は 337 経営体、漁業就業者数は 586 人となっている。

福岡市漁業協同組合全体の漁獲量は、表 3.2.1-6 及びに図 3.2.1-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域の周辺には、奈多漁港、志賀島漁港、弘漁港があり、漁獲量の総計は、表 3.2.1-7～表 3.2.1-9 及び図 3.2.1-3～図 3.2.1-5 に示すとおりである。いずれの漁港も年変動がある。また、海面及び区画漁業権の分布は図 3.2.1-6、主な漁場の位置は図 3.2.1-7、図 3.2.1-8 に示すとおりである。大敷網、小型定置網、奈多イカカゴ、キス流し、たて網、かご等による漁業や広範囲にわたるつり漁業、小型底びき網漁業等の操業が行われている。

表 3.2.1-5 福岡市における漁業の状況

行政区分	経営組織別経営体数			漁業就業者数 (人)	漁船数 (隻)
	計	個人経営体	会社、漁業協同組合、 共同経営		
福岡市	337	311	26	586	512

出典：「2013年漁業センサス」（農林水産省ホームページ、

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/2013/2013fc.html>）

表 3.2.1-6 福岡市漁業協同組合（全体）の漁獲量推移

漁業種別	延縄	一本釣	雑漁業	養殖業	刺網類	旋網類	曳網類	かご漁業	定置網	その他の網漁業	総計(kg)
平成 18 年	84,759	595,088	407,061	161,963	1,004,498	861,122	1,676,902	188,259	186,036	23,809	5,189,496
平成 19 年	72,222	551,051	351,309	360,014	905,894	985,074	2,043,219	542,193	168,598	24,889	6,004,462
平成 20 年	90,459	407,181	472,929	516,214	916,776	757,998	1,857,426	123,196	223,665	26,876	5,392,720
平成 21 年	99,351	439,741	522,198	370,498	979,040	747,551	2,139,813	265,372	165,621	36,119	5,765,303
平成 22 年	88,869	498,309	367,396	354,807	951,986	927,652	1,881,430	120,793	153,842	15,924	5,361,008
平成 23 年	121,899	461,882	407,562	354,957	918,261	659,854	2,108,021	332,928	162,705	16,789	5,544,857
平成 24 年	146,839	372,694	357,733	388,518	812,327	577,741	1,589,988	179,542	166,512	2,823	4,594,717
平成 25 年	102,798	310,262	373,605	386,354	739,461	781,173	1,932,285	283,968	181,795	4,422	5,096,123
平成 26 年	148,200	364,479	317,875	391,595	713,747	335,928	1,966,314	152,507	165,596	11,627	4,567,871
平成 27 年	131,295	287,849	382,340	311,510	791,106	464,915	2,075,715	129,948	209,334	16,037	4,800,048

出典：「福岡市農林水産統計書平成19年度」（平成20年3月 福岡市農林水産局）～「福岡市農林水産統計書平成28年度」（平成29年3月 福岡市農林水産局）

(kg)

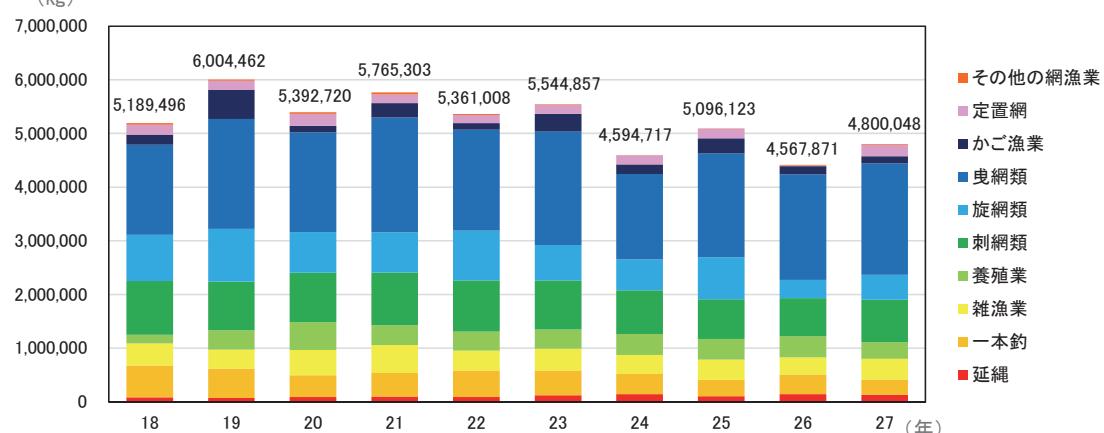


図 3.2.1-2 福岡市漁業協同組合（全体）の漁獲量推移

表 3.2.1-7 対象事業実施区域の周囲にある漁港（奈多）の漁獲量推移

漁業種別	延縄	一本釣	雑漁業	養殖業	刺網類	旋網類	曳網類	かご漁業	定置網	その他の網漁業	総計(kg)
平成 18 年	-	8,504	-	-	7,780	-	11,575	10,464	9,652	-	47,975
平成 19 年	-	7,356	-	-	5,377	-	11,220	9,076	6,020	-	39,049
平成 20 年	-	5,388	130	-	10,894	-	11,022	5,360	11,418	-	44,212
平成 21 年	-	3,380	-	-	6,763	-	10,456	7,388	4,586	32	32,605
平成 22 年	-	3,144	184	-	3,452	-	9,112	8,860	4,828	-	29,580
平成 23 年	-	4,824	608	-	3,289	-	6,816	4,076	6,273	-	25,886
平成 24 年	-	5,384	336	-	2,674	-	6,685	8,560	-	-	23,639
平成 25 年	-	3,616	148	-	2,611	-	6,862	7,444	-	-	20,681
平成 26 年	-	4,388	340	-	1,380	-	4,228	6,256	-	-	16,592
平成 27 年	-	3,386	144	-	1,424	-	6,980	5,952	-	-	17,886

出典：「福岡市農林水産統計書平成19年度」（平成20年3月 福岡市農林水産局）～「福岡市農林水産統計書平成28年度」（平成29年3月 福岡市農林水産局）

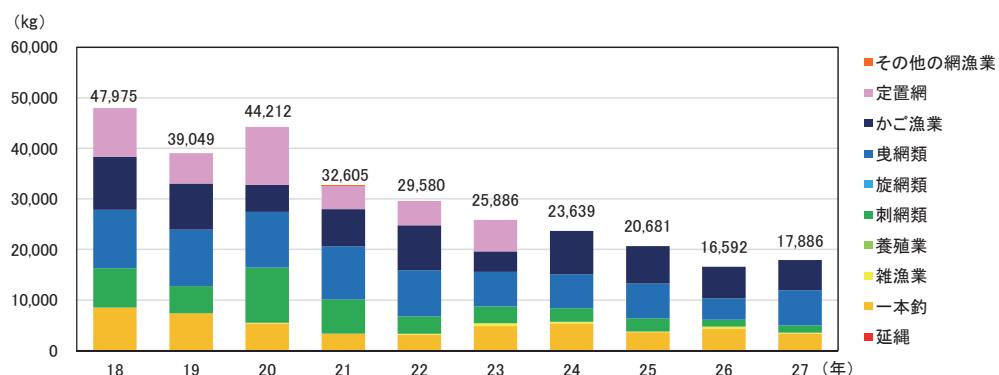


図 3.2.1-3 対象事業実施区域の周囲にある漁港（奈多）の漁獲量推移

表 3.2.1-8 対象事業実施区域の周囲にある漁港（志賀島）の漁獲量推移

漁業種別	延縄	一本釣	雑漁業	養殖業	刺網類	旋網類	曳網類	かご漁業	定置網	その他の網漁業	総計(kg)
平成 18 年	8,484	112,377	7,744	23,266	28,161	-	101,806	6,851	124,263	426	413,378
平成 19 年	3,392	115,066	7,392	70,589	21,198	-	114,152	7,079	108,427	-	447,294
平成 20 年	4,198	64,187	7,932	66,405	33,064	-	107,035	5,780	139,957	84	428,642
平成 21 年	24	70,194	10,994	55,444	21,991	-	414,636	8,322	104,839	-	686,444
平成 22 年	2,714	82,140	17,327	41,488	23,152	-	211,296	5,235	90,000	-	473,350
平成 23 年	1,041	69,398	15,326	50,463	24,794	-	187,125	5,993	95,947	-	450,086
平成 24 年	2,416	57,649	10,875	62,178	12,576	-	53,165	3,631	122,975	-	325,465
平成 25 年	2,839	39,964	4,932	30,539	14,348	-	163,851	4,905	142,473	-	403,851
平成 26 年	-	49,590	9,236	62,014	14,206	-	51,029	4,869	129,771	-	320,715
平成 27 年	-	40,584	14,414	21,545	22,869	-	52,263	6,694	145,380	-	303,748

出典：「福岡市農林水産統計書平成19年度」（平成20年3月 福岡市農林水産局）～「福岡市農林水産統計書平成28年度」（平成29年3月 福岡市農林水産局）

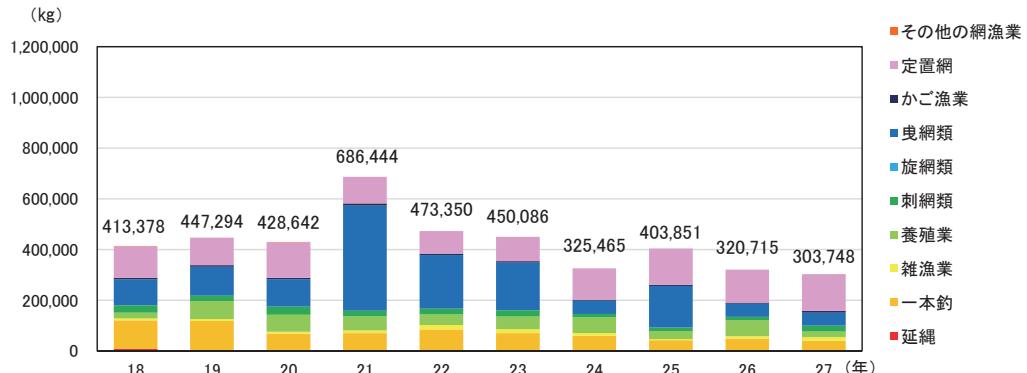


図 3.2.1-4 対象事業実施区域の周囲にある漁港（志賀島）の漁獲量推移

表 3.2.1-9 対象事業実施区域の周囲にある漁港（弘）の漁獲量推移

漁業種別	延縄	一本釣	雑漁業	養殖業	刺網類	旋網類	曳網類	かご漁業	定置網	その他の網漁業	総計(kg)
平成 18 年	-	6,433	141,661	66,606	20,833	-	13,917	1,159	7,701	-	258,309
平成 19 年	-	8,992	71,188	112,775	13,026	-	8,504	1,727	5,787	-	221,998
平成 20 年	-	9,420	148,551	158,039	18,245	-	5,258	987	7,985	-	348,485
平成 21 年	-	8,883	156,607	98,267	22,405	-	14,364	2,208	9,507	-	312,241
平成 22 年	-	14,587	96,613	80,717	25,198	-	5,655	606	7,319	-	230,695
平成 23 年	-	12,679	157,328	37,360	30,076	-	394	2,047	8,038	-	247,922
平成 24 年	-	14,283	112,107	63,495	20,241	-	1,257	2,726	12,539	-	226,648
平成 25 年	-	9,863	143,894	43,559	20,163	-	2,271	735	10,385	-	230,870
平成 26 年	-	7,459	113,577	53,234	14,833	-	744	6,958	7,986	-	204,791
平成 27 年	-	5,998	126,156	23,397	19,362	-	228	3,147	8,444	-	186,732

出典：「福岡市農林水産統計書平成19年度」（平成20年3月 福岡市農林水産局）～「福岡市農林水産統計書平成28年度」（平成29年3月 福岡市農林水産局）

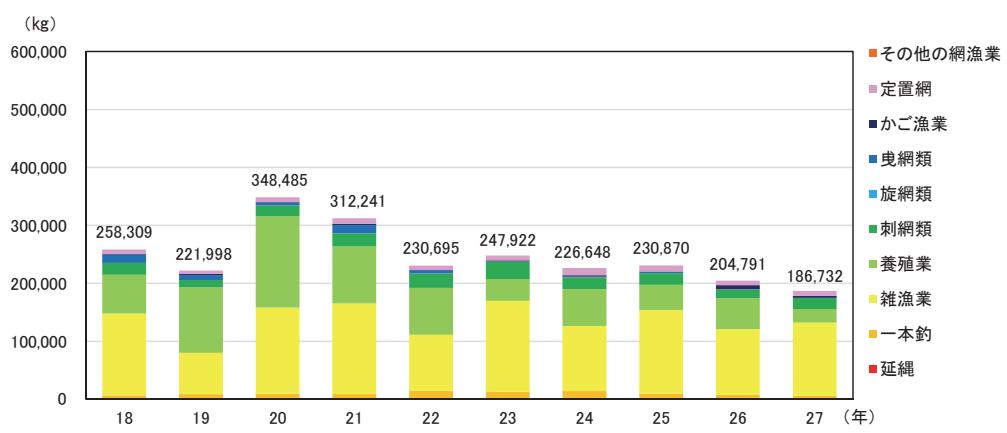
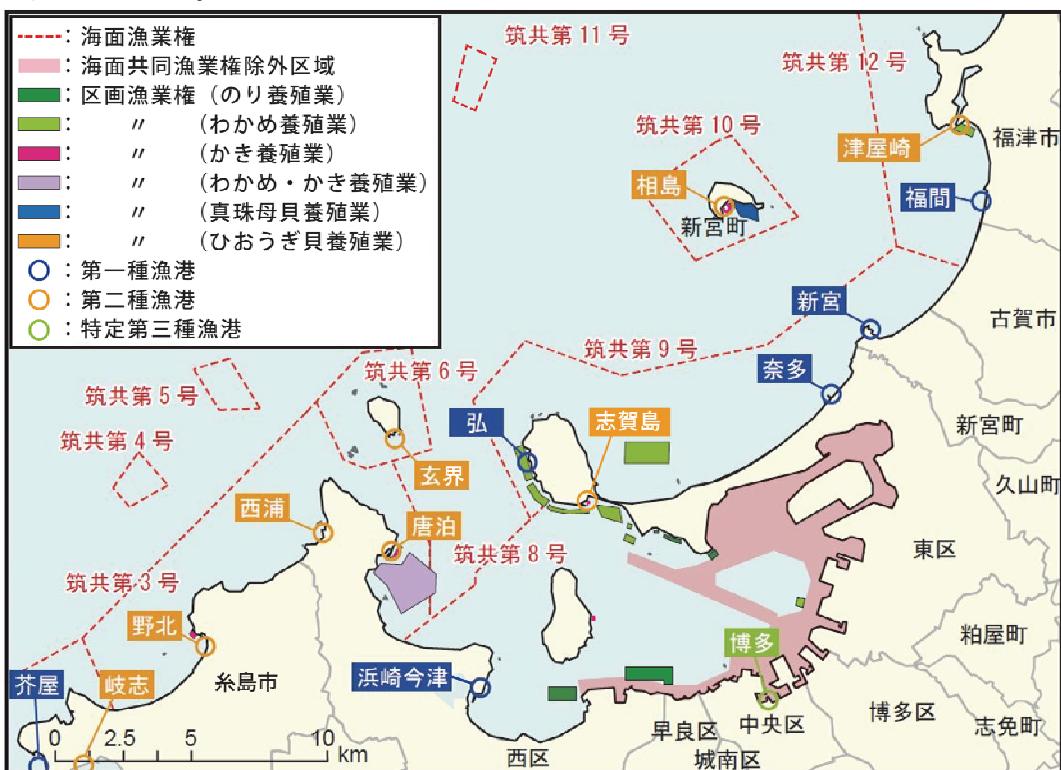


図 3.2.1-5 対象事業実施区域の周囲にある漁港（弘）の漁獲量推移

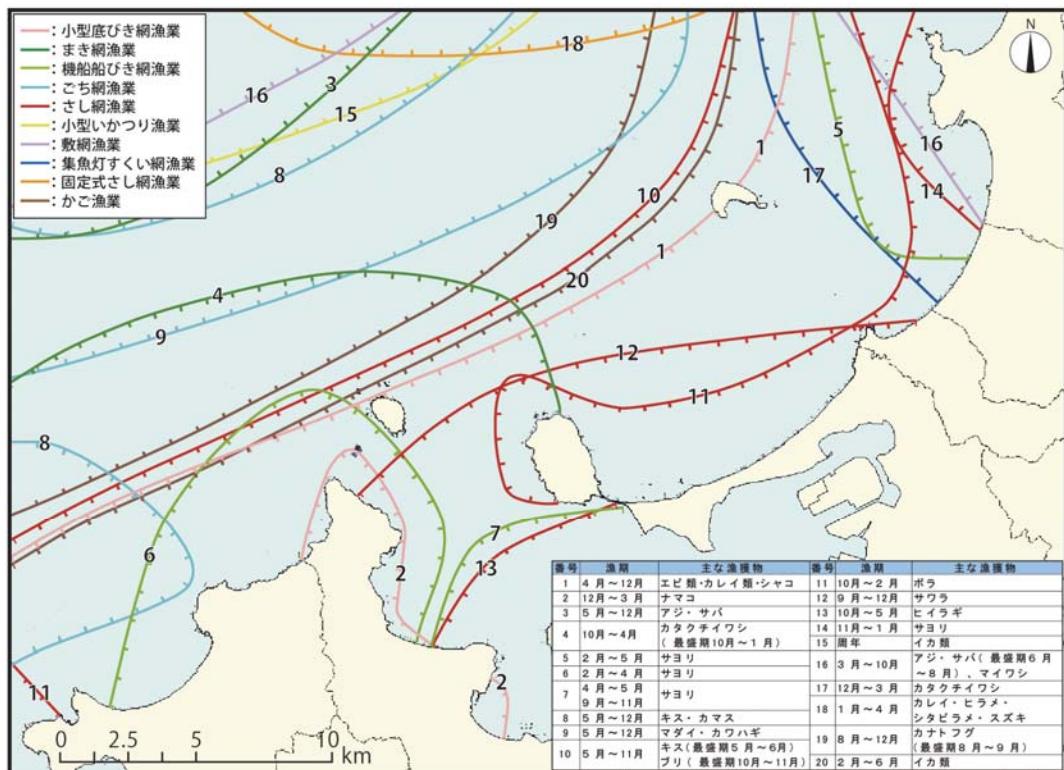
対象事業実施区域の周囲には共同漁業権が設定されており、一部にはわかめ養殖等も行われている。



出典：「福岡県農林水産部水産局漁業管理課資料」を基に作成

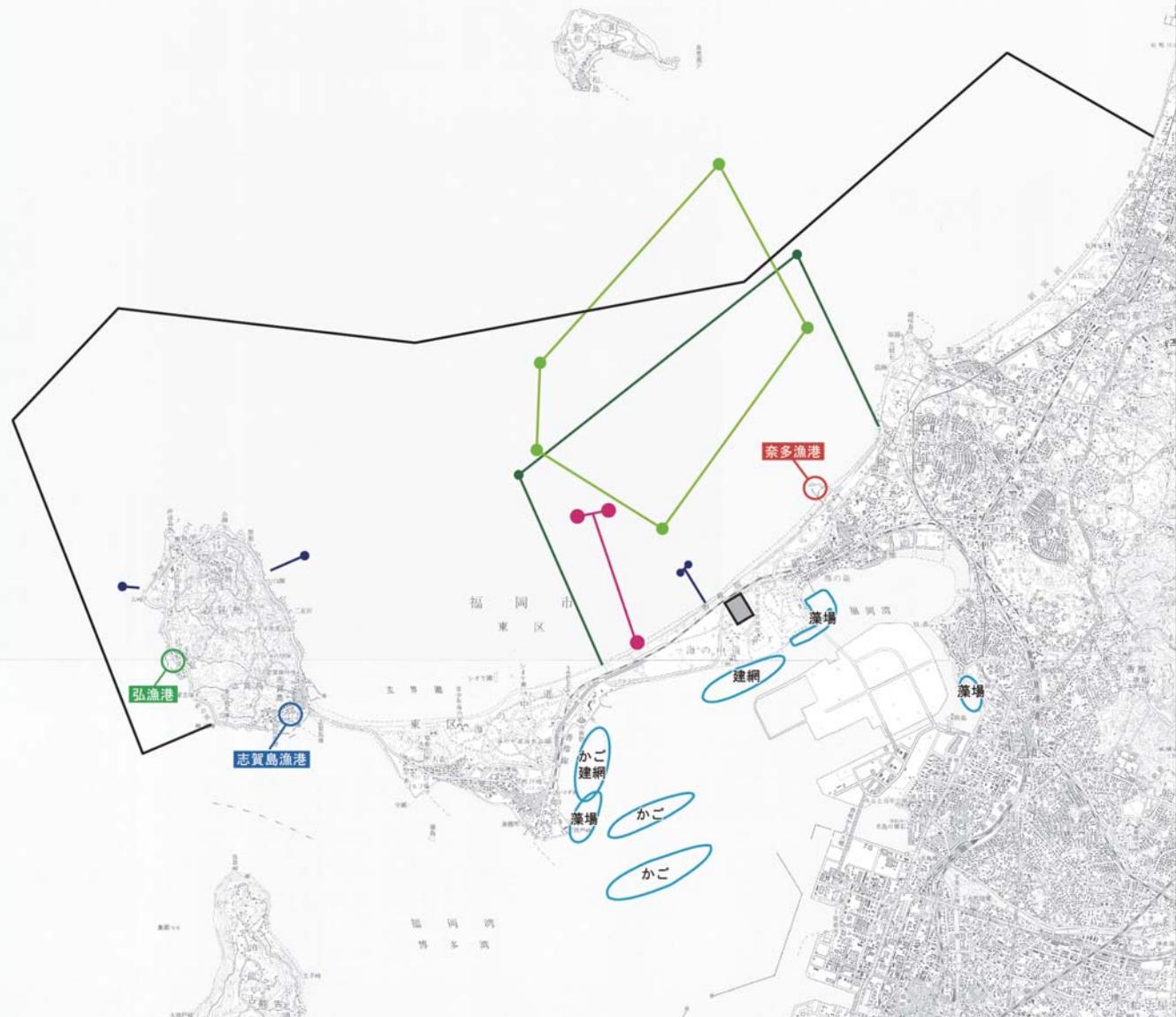
図 3.2.1-6 海面及び区画漁業権の分布

対象事業実施区域の周囲には、ボラ、サワラ、エビ類、カレイ類、シャコ、イカ類、キス、ブリ等の漁場が存在している。



出典：「情報図（筑前）」（福岡県農林水産部水産局漁業管理課）

図 3.2.1-7 主な漁場と漁期



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 海面共同漁業権 筑共第9号
- : 大敷網
- : 小型定置網
- : 奈多イカカゴ
- : キス流し・たて網
- : かご・網・藻場

図 3.2.1-8 漁場位置図

資料：福岡市漁業協同組合からの資料を基に作成



4) 工業の状況

福岡市東区における平成 26 年 12 月 31 日現在の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表 3.2.1-10 に示すとおりである。福岡市東区の事業所数は 188 事業所、製造品出荷額は 159,505 百万円となっている。

表 3.2.1-10 福岡市東区における工業の状況

区分 行政区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品総出荷額等 (百万円)
福岡市 東区	188	5,364	159,505

注) 平成26年12月31日現在の値を示す。

出典：「ふくおかデータウェブ 平成26年福岡県の工業（統計表）」（ふくおかデータウェブ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/kogyo26.html>）

5) 商業の状況

福岡市東区における平成 26 年 7 月 1 日現在の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の状況は、表 3.2.1-11 に示すとおりである。福岡市東区の事業所数は 1,914 所、年間商品販売額は 115,774,061 万円となっている。

表 3.2.1-11 福岡市東区における商業の状況

行政区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
福岡市 東区	1,914	19,495	115,774,061

注1) 平成26年7月1日現在の値を示す。

注2) 年間商品販売額は平成23年1年間の実績である。

出典：「ふくおかデータウェブ 平成26年商業統計」（ふくおかデータウェブ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/syougyou.html>）

6) 林業の状況

福岡市東区における平成 27 年 2 月 1 日現在の所有形態別林野面積は、表 3.2.1-12 に示すとおりである。福岡市東区の総林野面積は 898ha となっている。

表 3.2.1-12 福岡市東区における所有形態別林野面積の状況

行政区分	総林野面積 (ha)	国有林野面積 (ha)	民有林野面積 (ha)
福岡市 東区	898	232	666

注) 平成27年2月1日現在の値を示す。

出典：「2015年農林業センサス 都道府県別統計書」（農林水産省ホームページ、<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc2015/dai1kan.html>）

3.2.2 資源利用の状況

(1) 土地利用の状況

福岡市東区における平成 28 年 1 月 1 日現在の地目別民有地面積の構成は、表 3.2.2-1 に示すとおりであり、宅地の面積が最も多くなっている。

表 3.2.2-1 福岡市東区における地目別民有地面積の構成

区分 行政区分	総面積	地目区分 (千m ²)							
		宅地	田	畠	山林	原野	池沼	軌道用地	
福岡市 東区	33,695	21,993	1,451	1,591	3,731	823	35	1,009	3,062

注1) 平成28年1月1日現在の値を示す。

注2) 雜種地はゴルフ場、飛行場、遊園地等の用地を含む。

出典：「平成28年版福岡市統計書」（福岡市ホームページ、

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2016/toukeisyo2016-index.html>

(2) 土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

土地利用基本計画は、「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 法律第 92 号）に基づき土地利用に関する個別規制法である「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 法律第 100 号）、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月 法律第 58 号）等に基づいた諸計画に対する上位計画として策定されている。

福岡市東区における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況は、表 3.2.2-2 及び図 3.2.2-1 に示すとおりであり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域の地域設定がなされている。

表 3.2.2-2 福岡市東区における土地利用基本計画に基づく地域地区の指定状況

行政区分	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域
福岡市 東区	○	○	○	○	—

注) ○ : 福岡市東区に地域設定がある。

－ : 福岡市東区に地域設定がない。

出典：「国土情報ウェブマッピングシステム」（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ、

<http://nrb-www.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html>

(3) 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

福岡市における都市計画法に基づく都市計画区域及び用途地域の状況は、表 3.2.2-3 に、対象事業実施区域周囲における用途地域は、図 3.2.2-2 に示すとおりである。都市計画区域の指定がなされており、市街化区域と市街化調整区域の区分がなされている。

対象事業実施区域の周辺には、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域等に指定されている場所がある。

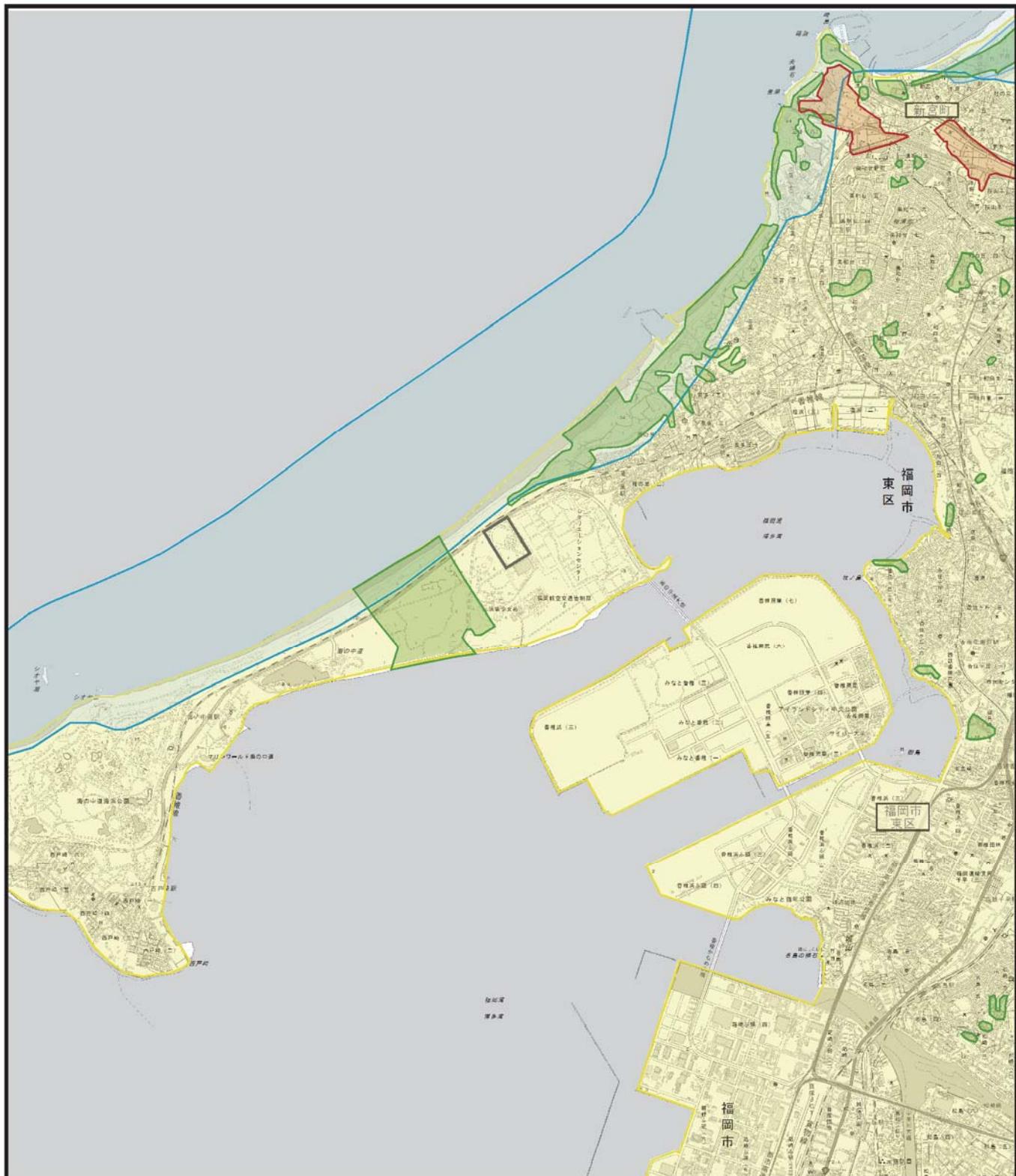
表 3.2.2-3 都市計画法に基づく地域地区の指定状況

単位 : ha

区分 行政区分	都市計画区域			用途地域												
	都市 計画 区域	市街化 区域	市街化 調整 区域	第 1 種 低層住居 専用地域	第 2 種 低層住居 専用地域	第 1 種 中高層 住居 専用地域	第 2 種 中高層 住居 専用地域	第 1 種 住居 地域	第 2 種 住居 地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	計
福岡市	34,044	16,303	17,741	4,085.0	10.1	2,402.2	344.7	3,372.0	1,519.0	165.8	330.9	1,484.0	1,972.0	574.1	43.1	16,302.9

注) 平成27年3月31日現在の値を示す。

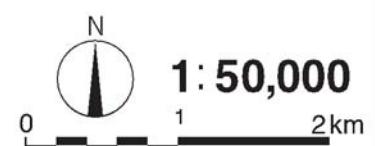
出典：「平成27年度 都市計画現況調査」（国土交通省都市計画課ホームページ、http://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko Tk_000016.html）



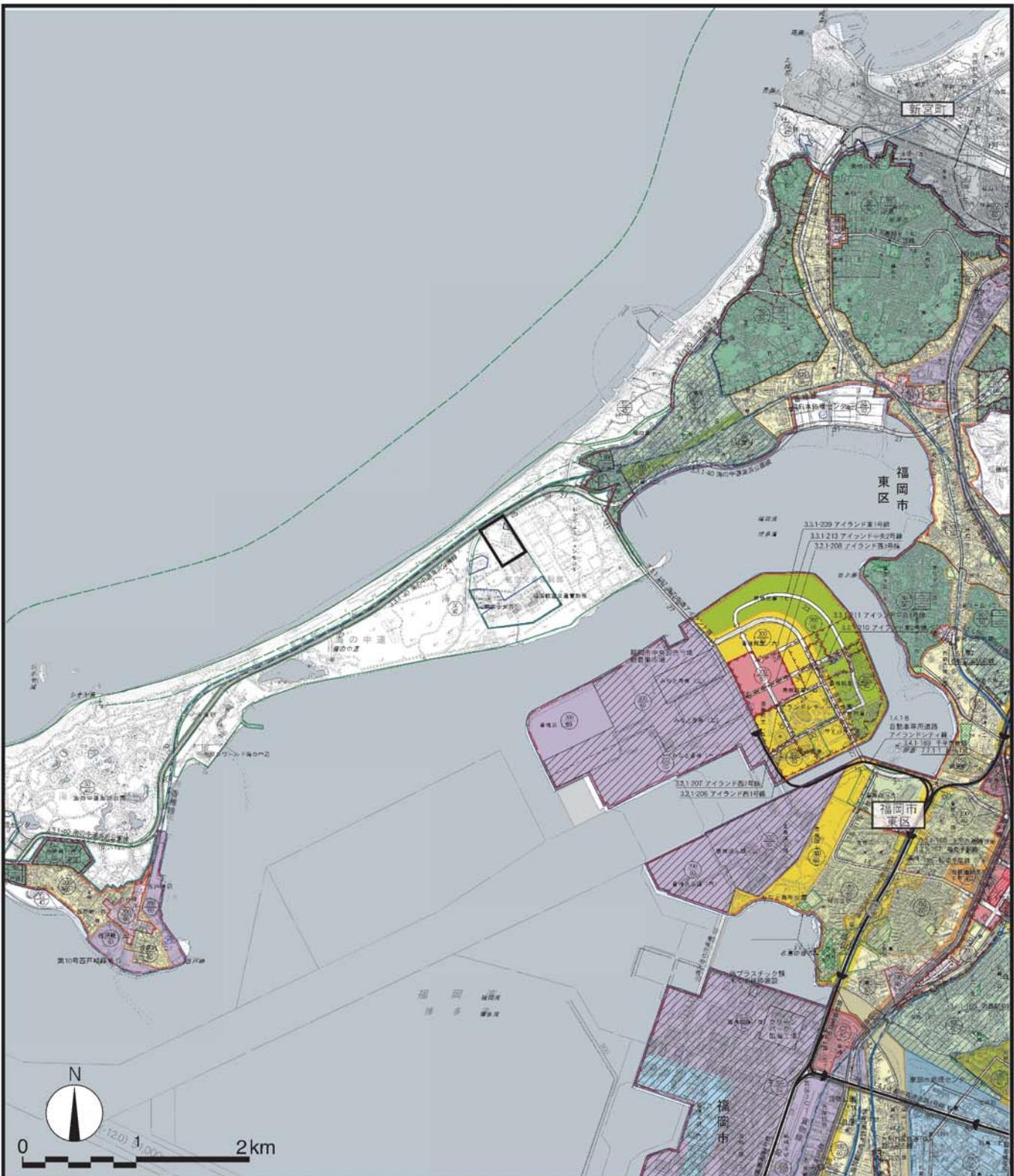
凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 都市地域
- : 農業地域
- : 森林地域
- : 自然公園地域

図 3.2.2-1 土地利用基本計画に基づく地域
地区の指定状況



出典:「国土情報ウェブマッピングシステム」(平成27年度 国土交通省国土政策局国土情報化課)
「福岡県の自然公園」(福岡県ホームページ)



凡 例

□ : 対象事業実施区域
----- : 市町村界

[Green Box]	: 第一種低層住居専用地域
[Light Green Box]	: 第二種低層住居専用地域
[Light Blue Box]	: 第一種中高層住居専用地域
[Dark Green Box]	: 第二種中高層住居専用地域
[Yellow Box]	: 第一種住居地域
[Orange Box]	: 第二種住居地域
[Light Orange Box]	: 公園・緑地・広場・墓園
[Dashed Line]	: 自然公園区域

図 3.2.2-2 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

[Orange Box]	: 準住居地域
[Pink Box]	: 近隣商業地域
[Red Box]	: 商業地域
[Purple Box]	: 準工業地域
[Blue Box]	: 工業地域
[Dark Blue Box]	: 工業専用地域

出典：「福岡都市計画総括図」（平成29年4月 福岡市）

N
1:50,000
0 1 2km

(4) 河川の利用の状況

福岡市東区における河川の利用状況は表 3.2.2-4 に示すとおりである。福岡市東区では多々良川からの取水量が多い。

表 3.2.2-4 河川の利用状況（上水、用水）

事業主体名	水道名	河川名		取水口	取水量	関連ダム名		備考
		水系名	河川名			位置	m ³ /日	
福岡市	上水	多々良川	多々良川	福岡市東区多の津 第1取水口	100,000	猪野ダム	4,910	
			長谷川	福岡市東区大字 香椎字高道 第3取水口	(31,500)	長谷ダム	4,850	揚水式ダム
福岡地区 水道企業団	用水	多々良川	多々良川	福岡市東区多の津	22,000	鳴淵ダム	4,160	

注) 上水 : 上水道、用水 : 用水供給

() : 内数

出典 : 「平成26年度 福岡県の水道」(福岡県県土整備部水資源対策課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokakennnosuido-26.html>)

(5) 地下水の利用の状況

対象事業実施区域周囲における地下水利用の状況は、以下に示すとおりである。

なお、「福岡市水質測定結果報告書 平成27年度版」(平成28年 福岡市環境局)によると、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。

1) 上水道、用水供給

上水道、用水供給における地下水利用の状況は、表 3.2.2-5 に示すとおりである。

表 3.2.2-5 地下水利用の状況（上水道・用水供給）

市区町名	年間取水量（平成25年）
福岡市	0 千m ³
福岡県	48,810 千m ³

出典 : 「平成26年度 福岡県の水道」(福岡県県土整備部水資源対策課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokakennnosuido-26.html>)

2) 工業用水

工業用水における地下水利用の状況は、表 3.2.2-6 に示すとおりである。

表 3.2.2-6 地下水利用の状況（工業用水）

市区町名	使用量（平成26年）
福岡市東区	226m ³ /日
福岡市全域	10,578m ³ /日
福岡県	85,520m ³ /日

出典 : 「ふくおかデータウェブ 平成26年福岡県の工業（統計表）」
(福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/kogyo26.html>)

(6) 海域の利用の状況

対象事業実施区域周囲における海域である筑前海は、対馬暖流の影響を受ける外洋性の海域であり、福岡県内の主要な沿岸漁業の漁場として利用されている。

筑前海区における漁港数と漁港種別状況は表 3.2.2-7 に示すとおりである。対象事業実施区域の周辺には、奈多漁港（第1種漁港）、志賀島漁港（第2種漁港）、弘漁港（第1種漁港）がある。

表 3.2.2-7 漁港数と漁港種別状況（平成6年12月1日）

海区别	総 数	第1種	第2種	特定第3種	第4種
筑前海区	37	18	16	1	2
県内総漁港数	65	41	21	1	2

注1) 第1種漁港 : 利用が地元の漁業を主とするもの

注2) 第2種漁港 : 利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属さないもの

注3) 特定第3種漁港 : 第3種漁港（利用範囲が全国的なもの）のうち水産業の振興上、特に重要な漁港のうち法令で定めるもの

注4) 第4種漁港 : 離島その他辺地にあって漁場の開発または漁船避難上、特に必要なもの

出典：「ふくおかデータウェブ 福岡県の漁港」（福岡県企画振興部調査統計課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/search/1/1233.html>）

3.2.3 社会資本整備等の状況

(1) 交通網

対象事業実施区域周囲における主要交通網は、図 3.2.3-1 に示すとおりである。鉄道は対象事業実施区域の北東側に雁ノ巣駅があり、対象事業実施区域の南西側から北東側にJR 香椎線が通っている。また、東側に西鉄貝塚線、JR 鹿児島本線が通っている。

主要な道路としては、対象事業実施区域の北側を南西側から北東側に通る主要地方道 59 号（志賀島和白線）があり、これに対象事業実施区域の北東側で接続する市道三苦雁の巣線（パークウェイ）と市道奈多香椎浜線がある。また、東側には国道 495 号がある。

(2) 道路交通の状況

対象事業実施区域周囲における平成 22 年度の道路交通センサス（全国道路・街路交通情勢調査）による交通量の調査結果は表 3.2.3-1 に、調査地点は図 3.2.3-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域に近い主要地方道 59 号（志賀島和白線）の交通量調査地点の 12 時間交通量は 10,314 台であり、大型車混入率は 11.7% である。

表 3.2.3-1 対象事業実施区域周囲における交通量

種類	路線名	調査地点 番号	平成 22 年度					
			12 時間交通量				24 時間 交通量 合計 (台)	昼夜率 (%)
			小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	大型車 混入率 (%)		
高速道路	福岡高速 1 号線	5010	22,175	3,406	25,581	13.3	31,628	1.24
	福岡高速 4 号線	5090	26,623	4,795	31,418	15.3	37,774	1.20
一般国道	一般国道 3 号	10030	42,773	6,562	49,335	13.3	71,536	1.45
		10040	42,636	6,699	49,335	13.6	71,662	1.45
		10050	42,773	6,562	49,335	13.3	71,536	1.45
	一般国道 495 号	10660	13,563	943	14,506	6.5	19,148	1.32
		10670	18,424	1,109	19,533	5.7	25,784	1.32
主要地方道	主要地方道 59 号 (志賀島和白線)	40330	9,111	1,203	10,314	11.7	13,202	1.28
一般県道	湊塩浜線	60130	12,360	1,188	13,548	8.8	17,883	1.32
	多田羅名島線	60160	3,912	150	4,062	3.7	5,362	1.32

注) 調査地点番号は、図 3.2.3-2 中の地点に対応する。

出典：「平成22年度 道路交通センサス（全国道路・街路交通情勢調査）一般交通量調査」
(国土交通省ホームページ、<http://www.mlit.go.jp/road/census/h22-1/>)



凡 例

図 3.2.3-1 主要な交通網図

-  : 対象事業実施区域
 : 市町村界
 : 鉄道 (JR)
 : 鉄道 (西鉄)

 : 高速道路
 : 一般国道
 : 主要地方道
 : 一般県道

出典：「福岡県土整備事務所管内図」（平成28年3月 福岡県福岡県土整備事務所）
：「福岡都市計画総括図」（平成29年4月 福岡市）

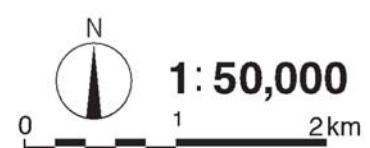
3. 2-16



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道
- : 一般県道
- : 道路交通量調査地点 (数字は表 3.2.3-1 の調査地点番号に対応する。)

図 3.2.3-2 交通量調査地点位置図



出典：「平成22年度 道路交通センサス(全国道路・街路交通情勢調査)一般交通量調査」(国土交通省)

(3) 鉄道輸送の状況

対象事業実施区域周囲に存在する鉄道の駅の乗降客数は、表 3.2.3-2(1)～(3)に示すとおりである。

表 3.2.3-2(1) 対象事業実施区域周囲における各駅乗車人員（1日平均乗車人員・JR）

単位：人／日

線名	駅名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
鹿児島本線	千早	7,739	8,407	9,276	9,930	10,466

注) 対象事業実施区域の最寄駅である雁ノ巣駅のデータは公表されていないため示していない。

出典：「ふくおかデータウェブ 第10章 運輸・通信」（福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/report-1-10-3.html>）

表 3.2.3-2(2) 対象事業実施区域周囲における各駅乗降人員（市営地下鉄）

単位：千人／年

線名	駅名	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
箱崎線	貝塚	4,293	4,510	4,722	4,925	5,103

出典：「福岡市統計書（平成28年版） 第9章 運輸・通信」（福岡市統計調査課ホームページ、

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2016/toukeisyo2016-index.html>）

表 3.2.3-2(3) 対象事業実施区域周囲における各駅乗降人員（西鉄）

単位：千人／年度

駅名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
貝塚	4,583	4,749	5,039	5,224	5,522
名島	712	776	851	908	957
西鉄千早	1,322	1,540	1,689	1,805	1,964
香椎花園前	982	1,050	1,092	1,094	1,111
唐の原	347	339	351	346	360
和白	697	678	696	711	729
三苫	1,148	1,176	1,225	1,273	1,259
西鉄新宮	481	482	476	492	492

出典：「福岡市統計書（平成28年版） 第9章 運輸・通信」（福岡市統計調査課ホームページ、

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2016/toukeisyo2016-index.html>）

(4) 海上交通の状況

博多港における入港船舶、海上出入貨物量及び船舶乗降人員数の推移は表 3.2.3-3 に示すとおりである。平成27年度の乗降人員の総数は約270万人、取扱貨物量の総トン数は約3,000万トンである。

表 3.2.3-3 博多港における入港船舶、海上出入貨物量及び船舶乗降人員の推移

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
入港船舶	隻数（隻）	31,177	31,052	30,505	30,043	30,070
	総トン数（トン）	59,938,498	61,657,151	57,707,740	60,698,311	74,733,537
海上出入貨物量（トン）		31,687,662	32,354,129	32,251,617	33,807,369	31,330,365
船舶乗降人員（人）		1,753,606	1,961,717	1,780,207	1,967,927	2,743,019

出典：「博多港統計年報－平成26年（2014年）、平成27年（2015年）－」（福岡市港湾局ホームページ、

<http://port-of-hakata.city.fukuoka.lg.jp/profile/data/index.html>）

(5) 学校、病院等

対象事業実施区域周囲における学校、病院等の施設数は表 3.2.3-4 に、施設の区分毎の施設名称一覧は表 3.2.3-5～表 3.2.3-9 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域周囲における学校、病院等の位置は図 3.2.3-3(1)～(6)に示すとおりである。

表 3.2.3-4 対象事業実施区域周囲における学校、病院等の施設の数

学校						社会福祉施設	病院	矯正施設
幼稚園・保育園	小学校	中学校	高等学校	大学・短期大学	特別支援学校			
34	14	7	2	4	0	38	9	1

出典：「平成28年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-28.html>）
 「幼稚園をさがそう！」（社団法人福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ、
<http://www.fysk.or.jp/search/index.html>）
 「社会福祉手帳2017」（平成28年 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会）
 「福岡県病院名簿（平成27年4月1日現在）」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/byouinnmeibo.html>）
 「全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧」（法務省ホームページ、
<http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei16-04.html>）

表 3.2.3-5 対象事業実施区域周囲における学校等（幼稚園・保育園）

区分	番号	名 称	番号	名 称
幼稚園	1	和白幼稚園	7	ツルタミとま幼稚園
	2	貝塚幼稚園	8	奈多幼稚園
	3	香椎幼稚園	9	福岡名島幼稚園
	4	香椎照葉幼稚園	10	美和台幼稚園
	5	さくら幼稚園	11	雁の巣幼稚園
	6	千早幼稚園		
保育園	12	西戸崎保育園	24	愛咲美保育園
	13	奈多愛育園	25	かんな保育園
	14	オリーブ保育園	26	かんな保育園香椎浜小学校内分園
	15	みとま保育園	27	香椎浜保育園
	16	静ヶ丘保育園	28	つぼみ保育園
	17	光和保育園（分園）	29	城浜保育園
	18	第二光和保育園	30	名島保育園
	19	光和保育園	31	信愛保育園
	20	アイランドシティコスモス保育園	32	はこざき保育園
	21	第二アイランドシティコスモス保育園	33	みそら保育園
	22	香住ヶ丘保育園	34	松島りすの森保育園
	23	御幸保育園		

注) 番号は、図 3.2.3-3(1)中の地点に対応する。

出典：「平成28年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-28.html>）

「幼稚園をさがそう！」（社団法人福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ、
<http://www.fysk.or.jp/search/index.html>）

「保育のひろば」（福岡市保育協会、<http://www.hoiku.or.jp/>）

表 3.2.3-6(1) 対象事業実施区域周囲における学校等（小学校）

区分	番号	名 称	番号	名 称
小学校	1	千早西小学校	8	美和台小学校
	2	名島小学校	9	奈多小学校
	3	香住丘小学校	10	香椎浜小学校
	4	東箱崎小学校	11	香陵小学校
	5	和白小学校	12	三苦小学校
	6	千早小学校	13	照葉小学校
	7	城浜小学校	14	西戸崎小学校

注) 番号は、図 3.2.3-3(2)中の地点に対応する。

出典：「平成28年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-28.html>）

表 3.2.3-6(2) 対象事業実施区域周囲における学校等（中学校、高等学校、大学・短期大学）

区分	番号	名 称	番号	名 称
中学校	1	箱崎中学校	5	城香中学校
	2	香椎第一中学校	6	照葉中学校
	3	和白中学校	7	和白丘中学校
	4	香椎第二中学校		
高等学校	8	香住丘高等学校	9	立花高等学校
大学・短期大学	10	九州大学	12	福岡工業大学
	11	福岡女子大学	13	サイバード大学

注) 番号は、図 3.2.3-3(3)中の地点に対応する。

出典：「平成28年度 教育便覧」（福岡県教育庁総務部総務課ホームページ、

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-28.html>）

表 3.2.3-7 対象事業実施区域周囲における社会福祉施設

区分	番号	名 称	番号	名 称
社会 福 祉 施 設	1	和白青松園	20	ぼすと
	2	博多老人ホーム	21	福岡市立東障がい者フレンドホーム
	3	奈多創生園	22	ヘルパーステーションフクシア
	4	西戸崎創生園	23	和白ホーム
	5	アイランドシティ照葉	24	福岡市東区精神障がい者相談支援センター
	6	シエル名島	25	ケアプランセンターケアエイド
	7	照葉	26	福岡市東区知的障がい者相談支援センター
	8	長雲荘	27	障がい者ライフサポートセンター野の花
	9	海の中道	28	ケアプランういる
	10	フレンドピーチ	29	めだかホーム
	11	福岡市立ふよう学園	30	パティオ西戸崎
	12	やまと更生センター	31	ルーツ西戸崎
	13	野の花学園キャリアワーク立花	32	グループホーム千早
	14	喫茶ほっと	33	グループホーム白百合荘
	15	めだか共同作業所	34	グループホーム四季の家
	16	アクト	35	はくちょうホーム
	17	ふきのとう	36	MT奈多ケア院
	18	和白苑	37	みつみ介護老人保護施設
	19	はくちょう共働作業所	38	野の花学園グループホーム東

注) 番号は、図 3.2.3-3(4)中の地点に対応する。

出典：「社会福祉手帳2017」（平成28年 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会）

表 3.2.3-8 対象事業実施区域周囲における病院

区分	番号	名 称	番号	名 称
病院	1	雁の巣病院	6	貝塚病院
	2	医療法人福満会ふくみつ病院	7	福岡和白病院
	3	医療法人済世会河野名島病院	8	杉岡記念病院
	4	国家公務員共済組合連合会千早病院	9	福岡市立こども病院
	5	東福岡和仁会病院		

注) 番号は、図 3.2.3-3(5)中の地点に対応する。

出典：「福岡県病院名簿（平成27年4月1日現在）」（福岡県ホームページ、
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/byouinnmeibo.html>）

表 3.2.3-9 対象事業実施区域周囲における矯正施設

区分	番号	名 称
少年院	1	筑紫少女苑

注) 番号は、図 3.2.3-3(6)中の地点に対応する。

出典：「全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧」（法務省ホームページ、
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei16-04.html）



凡 例

: 対象事業実施区域

: 市町村界

● : 幼稚園・保育園

注) 数字は、表 3.2.3-5 の番号に対応する。

図 3.2.3-3(1) 学校、病院等位置図
(幼稚園・保育園)

出典:「平成 28 年度 教育便覧」(福岡県教育庁総務部総務課ホームページ)
「幼稚園をさがそう!」(社団法人福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ)
「保育のひろば」(福岡市保育協会、<http://www.hoiku.or.jp/>)





凡 例

: 対象事業実施区域

: 市町村界

● : 小学校

図 3.2.3-3(2) 学校、病院等位置図
(小学校)

注) 数字は、表 3.2.3-6(1)の番号に対応する。



出典:「平成28年度 教育便覧」(福岡県教育庁総務部総務課ホームページ)



凡 例

 : 対象事業実施区域

----- : 市町村界

● : 中学校

■ : 高等学校

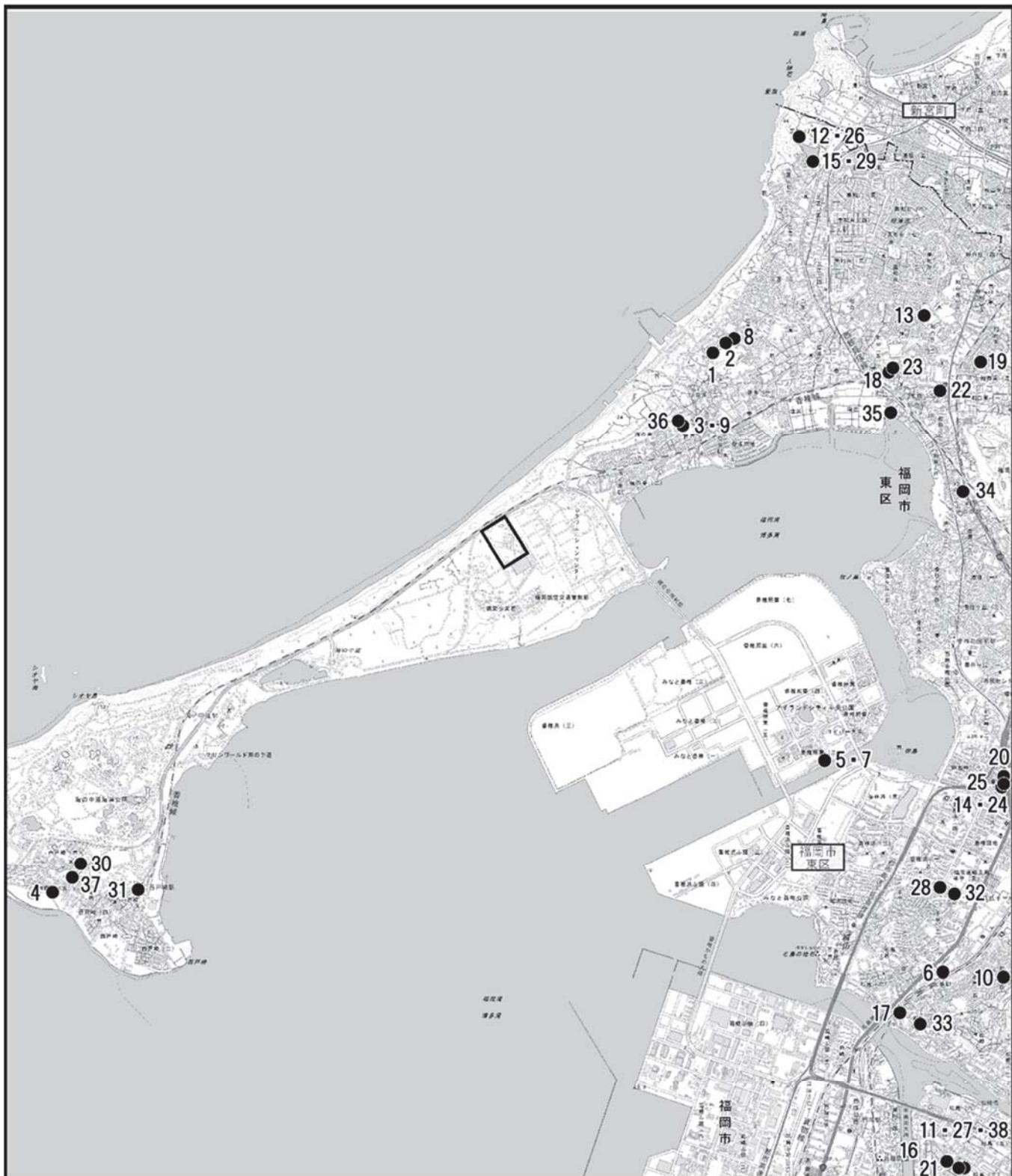
▲ : 大学・短期大学

注) 数字は、表 3.2.3-6(2)の番号に対応する。

図 3.2.3-3(3) 学校、病院等位置図
(中学校、高等学校、大学・短期大学)

出典:「平成28年度 教育便覧」(福岡県教育庁総務部総務課ホームページ)





凡 例

: 対象事業実施区域

: 市町村界

● : 社会福祉施設

注) 数字は、表 3.2.3-7 の番号に対応する。

図 3.2.3-3(4) 学校、病院等位置図
(社会福祉施設)



出典:「社会福祉手帳 2017」(平成28年11月 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会)



凡 例

□ : 対象事業実施区域

--- : 市町村界

● : 病院

図 3.2.3-3(5) 学校、病院等位置図
(病院)

注) 数字は、表 3.2.3-8 の番号に対応する。



出典:「福岡県病院名簿(平成27年4月1日現在)」(福岡県ホームページ)



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 矯正施設

注) 数字は、表 3.2.3-9 の番号に対応する。

図 3.2.3-3(6) 学校、病院等位置図
(矯正施設)

出典:「全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧」(法務省ホームページ)



(6) 住宅

対象事業実施区域の周辺は、住宅が多く分布している地域ではないが、対象事業実施区域の北東側約1kmのところに住宅街である雁の巣地区の民家等があり、南西側約450mのところに矯正施設（筑紫少女苑）の寮及び職員宿舎がある。

(7) 公共下水道整備の状況

福岡市における平成27年3月31日現在の公共下水道の整備の状況は、表3.2.3-10に示すとおりであり、普及率は99.6%となっている。

表3.2.3-10 公共下水道整備の状況

市町村名	行政人口 (人)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	普及率 (%)
福岡市	1,487,970	1,482,600	17,007	99.6

注) 行政人口は平成27年3月31日現在の住民基本台帳人口。

出典：「福岡県の下水道 平成27年度」（福岡県建築都市部下水道課ホームページ、<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/fukuokakenogesuido-h27.html>）

3.2.4 環境保全上の指定・規制の状況

(1) 環境基本法に基づく環境基準

1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月 法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10物質に関して、それぞれ環境基準が設定されている。

大気汚染に係る環境基準は、表3.2.4-1に示すとおりである。

表3.2.4-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>5. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環告第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環告第38号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環告第4号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環告第33号)

2) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は全ての公共用水域に適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は河川、湖沼及び海域別に水域の利用目的に応じて設定されている。

水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.4-2(1)～(6)に、対象事業実施区域周囲の河川・海域における環境基準に係る水域類型の指定状況は図 3.2.4-1 に示すとおりである。

表 3.2.4-2(1) 水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102（以下「規格」という）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環告第59号）

表 3.2.4-2(2) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<河川（湖沼を除く）>

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN /100 ml 以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN /100 ml 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000 MPN /100 ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であつて、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。
 4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる）。
- 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移植し、35~37°C、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数について最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環告第59号）

表 3.2.4-2(3) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<河川（湖沼を除く）>

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環告第59号）

表 3.2.4-2(4) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<海域>

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN /100 mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-	-

備考

1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 mL以下とする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

注3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環告第59号）

表 3.2.4-2(5) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<海域>

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種 工業用水生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

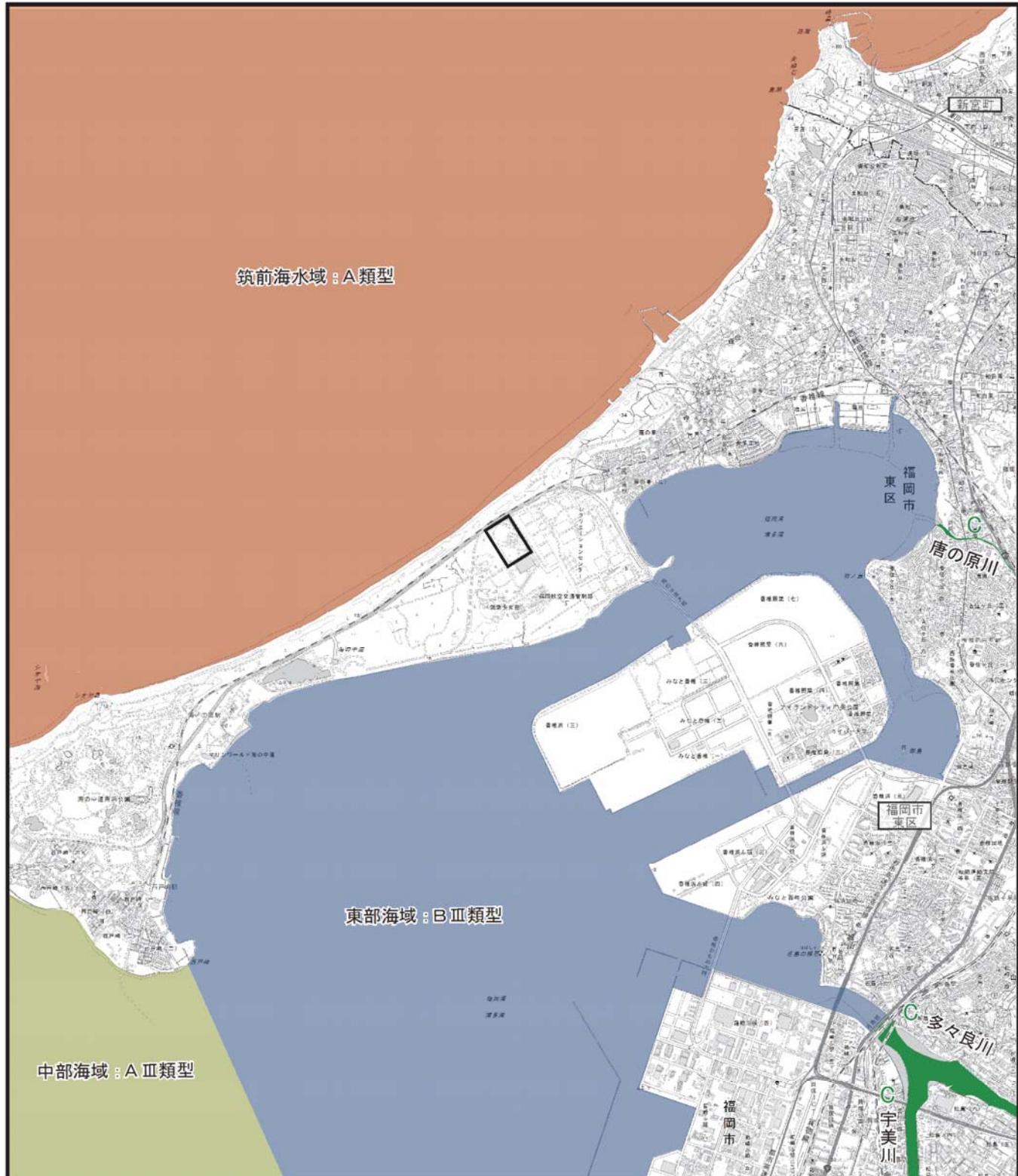
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環告第59号）

表 3.2.4-2(6) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<海域>

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環告第59号）



凡 例

図 3.2.4-1 水域類型指定状況

 : 対象事業実施区域

河川類型指定

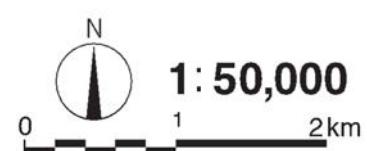
海域類型指定

----- : 市町村界

 : C類型

- : A類型
- : AⅢ類型
- : BⅢ類型

出典：「水域別環境基準類型指定」(福岡県ホームページ)
「平成28年度版公害関係測定結果」(平成29年1月 福岡県)



3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3.2.4-3に示すとおりである。

表3.2.4-3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄(環境省ホームページ)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という)K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環告第10号)

「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」

(平成28年3月29日 環境省示第31号)

4) 騒音に係る環境基準

ア. 一般住居環境

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

騒音に係る環境基準は表3.2.4-4(1)～(3)に、対象事業実施区域周囲における騒音に係る環境基準の地域類型は図3.2.4-2に示すとおりである。

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

表3.2.4-4(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の類型	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) によるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

注3) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注4) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注5) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注6) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

注7) 地域類型のあてはめは、平成24年4月1日 福岡市告示第113号に基づいて以下とする。

AA : 当該地域なし

A : 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定する地域（以下「指定地域」という。）のうち、同法第4条第1項の規定に基づき定める時間及び区域の区分ごとの規制基準（以下「規制基準」という。）により第1種区域に区分された地域

B : 指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域

C : 指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域

除外 : 工業専用地域、臨港地区、福岡空港

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環告第64号）

(地域類型のあてはめ：平成24年4月1日 福岡市告示第113号)

表3.2.4-4(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注1) 時間の区分は、表3.2.4-4(1)の注1)と同様である。

注2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) によるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

注3) 地域類型のあてはめは、表3.2.4-4(1)の注7)と同様である。

注4) 表中の「道路に面する地域」とは、表3.2.4-4(2)に掲げる地域に該当する地域をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環告第64号）

(地域類型のあてはめ：平成24年4月1日 福岡市告示第113号)

表 3.2.4-4(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注1) 時間の区分は、表 3.2.4-4(1) の注1) と同様である。

注2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) によるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

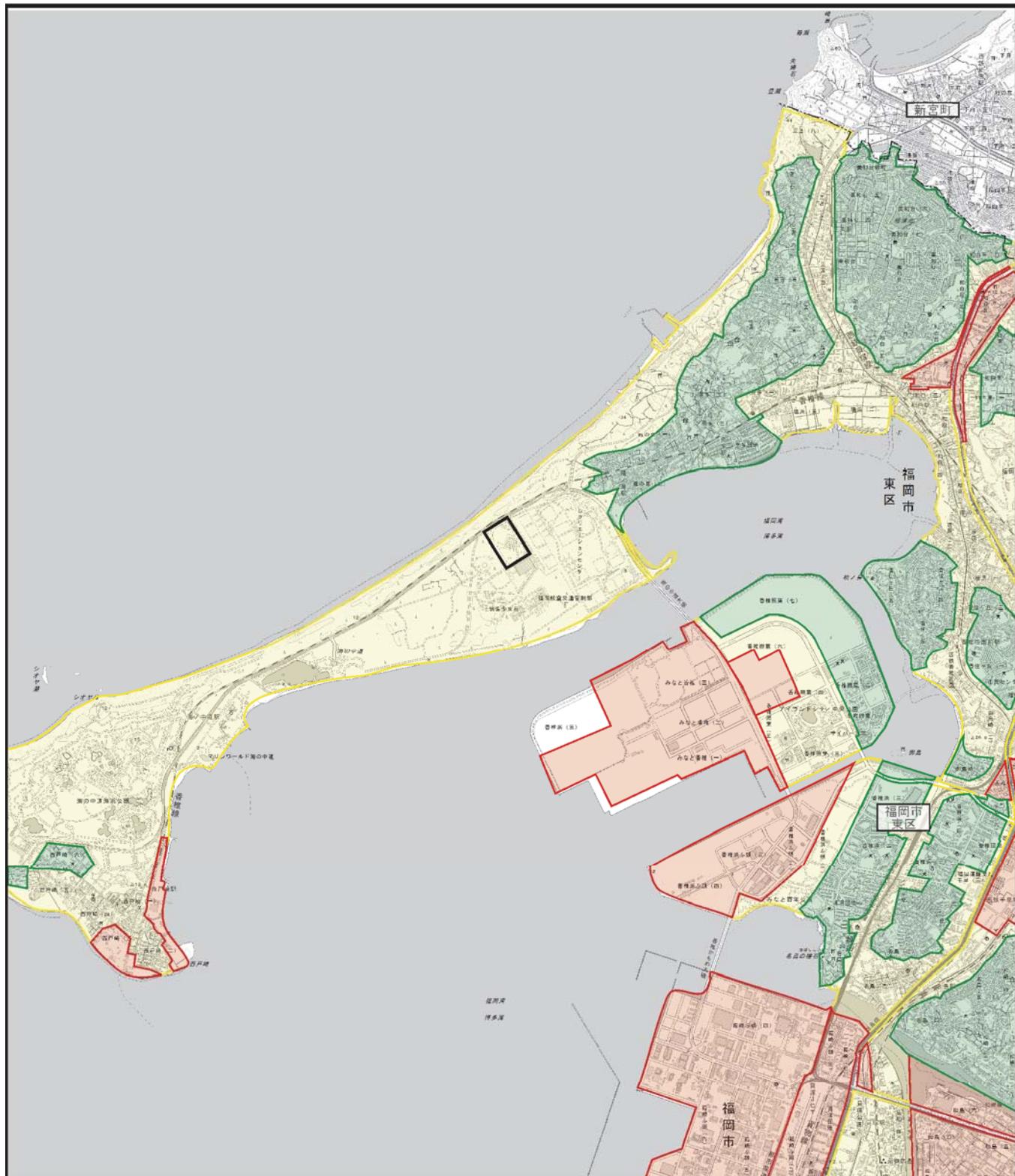
注3) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- 1) 道路法（昭和27年 法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）。
- 2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年 建設省令第49号）第7条第1項に定める自動車専用道路。

注4) 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- 1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- 2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環告第64号）



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : A類型
- : B類型
- : C類型

図 3.2.4-2 騒音に係る環境基準の
類型指定状況

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」(平成27年3月 福岡市)



イ. 航空機騒音

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

航空機騒音に係る環境基準は表 3.2.4-5 に、対象事業実施区域周囲における航空機騒音に係る環境基準の地域類型は図 3.2.4-3 に示すとおりである。

なお、航空機騒音に係る環境基準については、環境省より平成19年12月17日付で一部改正が告示されている。改正前の環境基準は表 3.2.4-6 に示すとおりである。

表 3.2.4-5 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L_{den})
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

備考

1. 1日平均着陸回数が10回以下の飛行場についても適用対象とする。

2. 平成25年4月1日施行

注1) Iをあてはめる地域は専ら住宅の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

注2) 地域類型は平成4年4月6日 福岡県告示第672号に基づいて指定されており、以下に示すとおりである。

I : 福岡市（東区、博多区、中央区、南区）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

II : 福岡市（東区、博多区、中央区、南区）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町のうち、類型Iをあてはめた地域以外の地域。

ただし、工業専用地域、市街化調整区域にある森林地域（国土利用計画法）、河川区域（河川法）、海上、湖沼及び福岡空港敷地は除く。

注3) L_{den} とは、時間帯補正等価騒音レベルのこととし、航空機の飛行音や地上音を時間帯によって重み付けし、1日の航空機騒音レベルを評価した指標である。単位はデシベル (dB) で表す。

注4) 環境基本法における航空機騒音に係る環境基準が改正され、平成25年4月から評価指標が加重等価平均感覚騒音レベル (WECPNL) から時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) に変更された。（「航空機騒音に係る環境基準について」昭和48年12月27日 環告第154号 最終改正 平成19年 環告第114号）

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」

（昭和48年12月27日 環告第154号）

（区域の区分：平成4年4月6日 福岡県告示第672号）

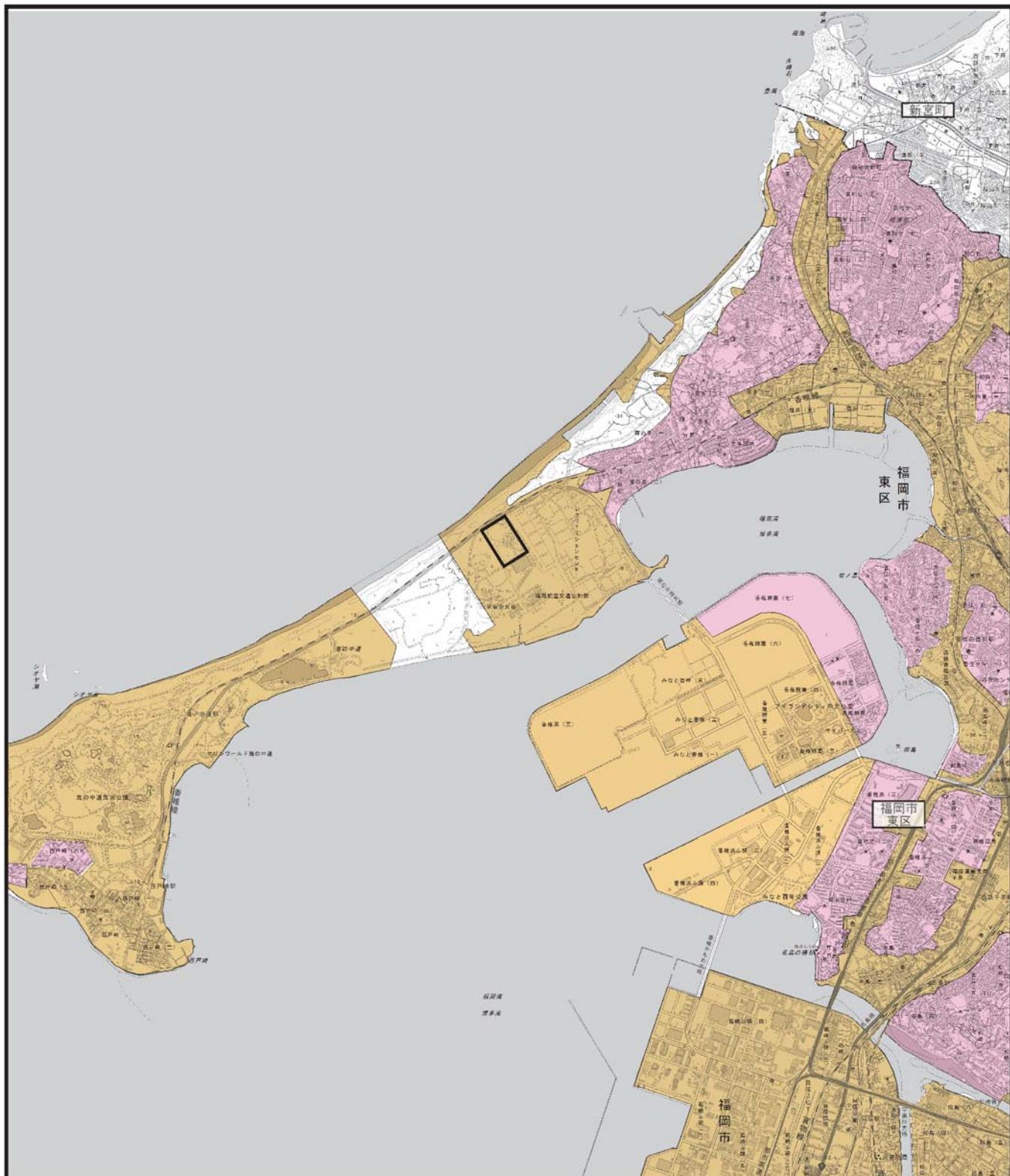
表 3.2.4-6 航空機騒音に係る環境基準（改正前）

地域の類型	基準値 (WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

注1) Iをあてはめる地域は専ら住宅の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

注2) WECPNLとは、加重等価平均感覚騒音レベルのこととし、最大騒音レベルのパワーベースに、夕方の機数、夜間の機数による補正を加えて算出される評価指標である。

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日 環告第154号）



凡 例

- | | | | |
|--|------------|---|---------|
| ■ | : 対象事業実施区域 | ■ | : 類型 I |
| | : 市町村界 | ■ | : 類型 II |

図 3.2.4-3 航空機騒音に係る環境基準の
類型指定状況



出典：「福岡都市計画総括図」（平成29年4月 福岡市）

5) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、土壌に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、カドミウム、全シアン、有機燐（りん）、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、銅等の29項目に関する環境基準が定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は、表3.2.4-7に示すとおりである。

表3.2.4-7 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒（ひ）素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	
1.	環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表（環境省ホームページ）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2.	カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3.	「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（環境省ホームページ）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4.	有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環告第46号）

「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成28年3月29日 環境省告示第30号）

6) ダイオキシン類による環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 法律第 105 号) 第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表 3.2.4-8 に示すとおり環境基準が定められている。

表 3.2.4-8 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）

及び土壤の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壤	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考

1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高压流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法（環境省ホームページ）を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法（環境省ホームページ）により測定した値とみなす。
4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環告第68号）

(2) 大気汚染に係る規制

1) 施設の設置等に対する規制

「大気汚染防止法」(昭和 43 年 6 月 法律第 97 号) では、同法で規定するばい煙発生施設及び粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合に届け出義務を課すほか、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準、揮発性有機化合物排出施設の排出基準が定められている。

また、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成 14 年 12 月 福岡県条例第 79 号) では「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても、同条例で規定する、ばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出が義務づけられ、排出基準が定められている。

対象事業実施区域周囲において、大気汚染防止法及び条例で規制されている物質及びその規制基準の概要は、表 3.2.4-9 に示すとおりである。

また、ばい煙発生施設又は特定物質（アンモニア等 28 物質）を発生する施設を設置している者に対して、事故が発生した場合の応急措置及び復旧義務が課せられている。

表 3.2.4-9 規制対象物質及びその規制基準の概要

規制物質	規制基準	法令	備考
硫黄酸化物	排出口の高さ (He) 及び地域ごとに定める定数 K の値に応じて規制値(排出量)を設定。 $q=K \times 10^{-3} \times He^2$ K 値 : 福岡市 8.76 その他の市町 17.5	大気汚染防止法施行規則第3条	汚染地域に厳しくするため地域ごとに基準値を定めている。
ばいじん	0.04 ~ 0.5 g/Nm ³ (一般排出基準)	同第4条	施設の種類及び規模ごとに基準値を定めている。
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0 mg/Nm ³	施設を指定している。
	塩素	30 mg/Nm ³	施設を指定している。
	塩化水素	80 mg/Nm ³ (700 mg/Nm ³)	施設を指定している。() 内は廃棄物焼却施設のみ。
	ふつ素、ふつ化水素及びふつ化けい素	1.0 ~ 20 mg/Nm ³	施設によって4種の基準がある。
	鉛及びその化合物	10 ~ 30 mg/Nm ³	施設を指定している。
	窒素化合物 新設 : 60 ~ 400 ppm 既設 : 130 ~ 600 ppm	同第5条	施設を指定している。

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月22日 厚・通令第1号）

2) 自動車排出ガスの規制

現在、規制の対象となる「自動車」として、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに原動機付自転車が定められており、「自動車排出ガス」として、一酸化炭素、非メタン炭化水素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質が定められている。

自動車が一定の条件で運行する場合に排出される自動車排出ガスの量の「許容限度」が定められており、自動車の種類・重量・乗車定員及びエンジンの修理、使用燃料、並びに排出形態別に応じた所定の測定方法による場合の、自動車排出ガスの排出重量又は排出濃度として定められている。

自動車排出ガスの量は、自動車の構造、装置等と密接不可分の関係にあり、その実施については「大気汚染防止法」では直接には行わず、「道路運送車両法」（昭和26年6月 法律第185号）に基づいて規制を行うこととし、国土交通大臣は、同法に基づく規制の実施の際に、大気汚染の防止を図るべく自動車排出ガスの量の許容限度が確保されるように考慮しなければならないこととしている。

なお、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月 法律第70号）において規定される窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域は、対象事業実施区域周囲には指定されていない。

(3) 水質汚濁に係る規制

特定施設を設置し、公共用水域に排出水を排出する工場・事業場に対しては、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月 法律第138号)に基づき排出水の規制が行われている。水質汚濁防止法に基づく排水基準は表 3.2.4-10(1)、(2)に示すとおりである。この他、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成14年12月 福岡県条例第79号)及び「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月 福岡県条例第8号)においても規制対象工場・事業場の追加及び排水基準の強化（上乗せ排水基準）が定められている。

また、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月 法律第110号)に規定された瀬戸内海の関係府県であるが、福岡市は対象とされていない。

なお、工場から公共下水道に排出される排水に対しては「下水道法」(昭和23年4月 法律第79号)及び「福岡市下水道条例」(昭和37年8月 福岡市条例第44号)により表3.2.4-11に示す下水排除基準が設けられている。

表 3.2.4-10(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質による排出水の汚染状態）

有害物質の種類	許容限度		
カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.03	mg/L
シアン化合物	シアン	1	mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）		1	mg/L
鉛及びその化合物	鉛	0.1	mg/L
六価クロム化合物	六価クロム	0.5	mg/L
砒素及びその化合物	砒素	0.1	mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀	0.005	mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。		
ポリ塩化ビフェニル		0.003	mg/L
トリクロロエチレン		0.1	mg/L
テトラクロロエチレン		0.1	mg/L
ジクロロメタン		0.2	mg/L
四塩化炭素		0.02	mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04	mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02	mg/L
チウラム		0.06	mg/L
シマジン		0.03	mg/L
チオベンカルブ		0.2	mg/L
ベンゼン		0.1	mg/L
セレン及びその化合物	セレン	0.1	mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 海域に排出されるもの	ほう素 ほう素	10mg/L 230mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 海域に排出されるもの	ふつ素 ふつ素	8mg/L 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量	100mg/L	
1,4-ジオキサン		0.5	mg/L

備考

- 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年 政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年 法律第125号）第二条第一項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総令第35号）

表 3.2.4-10(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の排出水の汚染状態）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質量	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)
備考	
1.	「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2.	この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3.	水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4.	水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5.	生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6.	窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7.	燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総令第35号）

表 3.2.4-11 下水排除基準

対象物質又は項目	単位	特定事業場		その他の事業場		
		日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 50m ³ /日未満	日平均排水量 50m ³ /日以上	日平均排水量 50m ³ /日未満	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03	
シアン化合物	mg/L	1	1	1	1	
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
六価クロム化合物	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5	
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005	
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
ほう素及びその化合物 ^{注1)}	mg/L	230 (10)	230 (10)	230 (10)	230 (10)	
ふっ素及びその化合物 ^{注1)}	mg/L	15 (8)	15 (8)	15 (8)	15 (8)	
ボリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003	
ダイオキシン類 ^{注2)}	pg-TEQ/L	10	10	10	10	
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06	
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5	
有機燐化合物	mg/L	1	1	1	1	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02	
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06	
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03	
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	
フェノール類	mg/L	5	-	5	-	
銅及びその化合物	mg/L	3	3	3	3	
亜鉛及びその化合物	mg/L	2	2	2	2	
鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10	-	10	-	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10	-	10	-	
クロム及びその化合物	mg/L	2	2	2	2	
水素イオン濃度 (pH)	-	5~9	5~11	5~9	5~11	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	600	-	600	-	
浮遊物質量 (SS)	mg/L	600	-	600	-	
ノルマル ヘキサン	(鉱油類)	mg/L	5	20	5	20
抽出物質 含有量	(動植物油脂類)	mg/L	60	-	60	-
温度	°C	45	-	45	-	
よう素消費量	mg/L	220	220	220	220	

注1) () は排除する水処理センターの放流域が、海域以外の公共用水域である事業場対象。

注2) ダイオキシン類については規制を受ける施設や地域が限定されている。

出典：「下水排除基準一覧表」（福岡市ホームページ）

http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/suishitsu/hp/criterion_list.html